

# こまえ子ども・若者応援プランの 策定にあたって

令和2年3月

# 柏江市县 松原 俊雄

狛江市では、平成 27 年度からの 5 年間、「安心して子育てのできるまち」の実現をめざし、平成 26 年度に「こ

まえ子育て応援プラン」を策定し、平成 29 年度には子ども・若者編を追加し、子ども・子育て支援と若者支援を進めてまいりました。この間、狛江市の人口は著しく増加し、子ども・若者や子育て家庭の数も増え、市政における子ども・若者支援や子育て支援の重要性はさらに高くなっています。

現代社会においては、待機児童問題や子どもの貧困、ひきこもりや若年無業者などの子ども・若者や子育て家庭を取り巻く問題がより複合的になっているだけでなく、就労形態の多様化やワーク・ライフ・バランスの推進などにより、取り巻く環境も時代とともに常に移り変わっている状況です。

この度、こうした現状を踏まえながら、「子どもや若者たちの"自分らしさ"や多様性を認めあい、それぞれが健やかに成長し、顔の見える関係でつながることで、子ども・若者や子育て家庭を支援していく」という想いを込め、子ども・若者支援のマスタープランとして『こまえ子ども・若者応援プラン』を策定しました。

子ども・若者支援は、ひとえに子どもと若者やその家庭だけでなく、市役所を始めとした支援機関のほか、地域の方々が「ゆるく」つながりながら、市全体で狛江市の未来を担う子ども・若者をサポートしていく必要があります。また、子育て家庭同士のつながりや家庭と地域のつながりを増やしていくことで、家庭の子育てにかかる負担を軽減し、より子育てがしやすい環境を整備していかなければなりません。

狛江市では、そのコンパクトさを活かして「顔と顔が見える関係」を築きながら、 子育て家庭が過ごしやすく、子ども・若者に関わる全ての方々にとって「日本一やさ しいまち・狛江」となるよう、本プランを中心として、取り組んでまいります。

結びに、応援プランの策定に当たり、狛江市子ども・子育て会議及び狛江市青少年問題協議会の皆様、改定にかかる各種調査やこまえママ☆パパアイデアソン、パブリックコメントなど、様々な機会を通じて御協力いただきました皆様に心から感謝と御礼を申し上げます。

# ─ 目 次 • ─

# 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
	(1)計画策定の背景	1
	(2)計画の位置づけ	2
	(3)計画の対象	4
	(4)計画期間	4
	(5)計画の策定体制	5
2	子ども・若者と家庭を取り巻く狛江市の現状	6
	(1)人口・世帯の動向	6
	(2)人口動態	8
	(3)子ども人口の動態	9
	(4)子どものいる世帯	.11
	(5)ひとり親世帯	.11
	(6)就業率	12
	(7)婚姻の状況	13
	(8)教育・保育施設及び学童クラブの定員	14
	(9)外国人のいる世帯	18
	(10)児童虐待対応件数	19
	(11)生活保護・就学援助受給者数	20
	(12)進学の状況	22
	(13)不登校児童・生徒数	23
	(14)子ども家庭支援センター相談対応件数	25
	(15)教育研究所相談対応件数	26
	(16)スクールソーシャルワーカー相談対応件数	27
3	子育てに関する市民ニーズ	28
	(1)子ども・子育て支援に関するニーズ調査	28
	(2)子どもの生活実態調査	46
	(3)若者生活実態調査	62
4	第1期こまえ子育て応援プランの実施状況	70
	(1)教育・保育施設及び地域型保育事業の状況	70
	(2)地域子ども・子育て支援事業の状況	71
	(3)子ども・子育て支援に関する施策の状況	75
第2	章 計画の基本的な考え方	
1	基本理念	79
2	基本的な視点	80

(1)すべての子どもや家庭の幸せと利益を最大限に尊重します	80
(2)子どもや若者とその家庭に寄り添い、切れ目のない支援を行います	80
(3)子どもや若者が個性を伸ばし、のびのびと過ごせる環境を整備します	81
(4)子育てを通じて、いろいろな人がつながる地域をつくります	81
3 基本目標	82
4 重点施策	84
重点施策1)妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援	84
重点施策2)ゆとりを持って子どもと向き合える子育て環境づくり	86
重点施策3)児童虐待の予防・防止	88
重点施策4)子どもの貧困対策の推進	90
第3章 子ども・子育て支援に関する施策の総合的な展開	
1 施策体系	92
2 事業一覧	98
基本目標1 すべての子ども・若者が健やかに成長できるための環境づくり	98
1-1 子どもの健やかな成長に向けた支援	98
1-2 幼児教育の振興と、保育における量の確保・質の向上	101
1-3 子どもの居場所の確保と放課後対策の推進	105
1-4 多様な学びの実現と体験の機会を伴う学習の推進	107
1-5 子どもの発達段階に応じた支援と関係機関の連携推進	113
1-6 悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援	119
1-7 子どもや若者の居場所の確保と社会参加に向けた支援	123
1-8 子どもの人権擁護	127
基本目標2 すべての親が安心して子どもを産み育てられる環境づくり	130
2-1 産前・産後の支援と父親の育児参加の促進	130
2-2 子育て家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備	133
2-3 男女ともに子育てに向き合うワーク・ライフ・バランスの推進	137
基本目標3 地域で支える・地域がつながる子育ての環境づくり	139
3-1 子どもが安全に育つ環境の充実と基盤整備	
3-2 子育て家庭を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成	143
第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	
1 教育・保育提供区域	148
2 子どもの将来人口推計	149
3 教育・保育及び地域型保育事業	150
4 地域子ども・子育て支援事業	153
(1)延長保育事業	153
(2)放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	154
新・放課後子ども総合プラン	155

	(3)子育て短期支援事業(子どもショートステイ)	156
	(4)地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)	156
	(5)幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業(預かり保育)	157
	(6) それ以外の一時預かり(預かり保育)	158
	(7)病児・病後児保育事業	159
	(8)ファミリー・サポート・センター事業	160
	(9)利用者支援事業	160
	(10)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	161
	(11) 養育支援訪問事業	161
	(12) 妊婦健康診査事業	162
	(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業	162
	(14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業	162
5	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	163
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	163
第5	5章 計画の評価・推進にあたって	
計	-画を評価・推進する体制の整備	164
	(1)子ども・子育て会議による評価と計画の推進	164
	(2)計画の推進に向けた組織体制	164
	(3)年次計画の策定と毎年度の評価・見直し	165
資	<b>料</b>	
1	狛江市子ども・子育て会議	166
	(1)子ども・子育て支援法(抜粋)	166
	(2)狛江市子ども・子育て会議条例	167
	(3)狛江市子ども・子育て会議条例施行規則	168
	(4)委員名簿	
2	策定経過	170
	(1)狛江市子ども・子育て会議等の開催経過	170
	(2)ミニレクチャー実施経過	172
	(3)こまえママ☆パパアイデアソン実施経過	

# 第1章

# 計画策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨

# (1) 計画策定の背景

狛江市では、平成 17 年度から次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画を策定し、子育で支援を行ってきました。平成 27 年度以降、次世代育成支援行動計画は策定が任意化され、新たに、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育で関連 3 法」に基づき、平成 27 年 4 月に子ども・子育で支援新制度が施行されました。これに伴い、これまでの次世代育成支援行動計画での取組みを包含した、「こまえ子育で応援プラン〜狛江市子ども・子育で支援事業計画〜」を策定し、子ども・子育で支援の量と質の充実及び安心して子どもを産み育てる環境や、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取組みを進めてきました。

また、平成22年4月に子ども・若者育成支援推進法が施行され、平成28年2月に新たな子供・若者育成支援推進大綱が制定されました。狛江市でも、平成29年度に「こまえ子育て応援プラン〜狛江市子ども・子育て支援事業計画〜子ども・若者編(狛江市子ども・若者計画)」を策定して、すべての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、取組みを進めてきました。

その間も、子ども・若者を取り巻く環境や国の動向に、様々な変化が起こっています。 平成 26 年 1 月には子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下「子どもの貧困対策法」 という。)が施行され、同年 8 月に子供の貧困対策に関する大綱が策定されました。令和元 年 6 月 19 日には子どもの貧困対策法の一部を改正する法律が公布され、子どもの貧困対策 の計画について市町村による策定が努力義務化されています。

平成28年6月には改正障害者総合支援法・改正児童福祉法が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では子ども・子育て支援等と深く関係する事項も盛り込まれ、障害児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性が挙げられています。

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポンー億総活躍プラン」の一環であった待機児童解消への取組み強化策「子育て安心プラン」は、平成 29 年 11 月に当初の予定を前倒しで進める旨の発表が行われています。

平成 28 年の児童福祉法改正等では、社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正が行われています。

そして、平成 29 年 12 月に「新しい経済政策パッケージ」、平成 30 年 6 月に「骨太の方針 2018」がそれぞれ閣議決定され、子育て家庭の負担を軽減し、少子化対策につなげる幼児教育・保育の無償化が令和元年 10 月から始まっています。

こうした背景を踏まえ、本計画は「第2期こまえ子ども・若者応援プラン」として、これまでのこまえ子育て応援プランにおける市の取組みを継承しながら、急激に変化する社会環境に対応し、すべての子ども・若者が健やかに成長できるよう、子ども・若者や子育てに関する切れ目ない支援を総合的に推進することを目的として、策定するものです。

#### (2) 計画の位置づけ

#### 1 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく子ども・子育て支援事業計画として位置づけるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく子ども・若者計画を本計画に盛り込みます。また、本計画の一部を子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく子どもの貧困対策についての計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づくひとり親家庭等自立促進計画としてそれぞれ位置づけます。

なお、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画については、子 ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして本計画に盛 り込みます。

#### 子ども・子育て支援法(子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育 て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

#### 次世代育成支援対策推進法(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

#### 子ども・若者育成支援推進法(子ども・若者計画)

第九条 二 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

#### 子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策についての計画)

第九条 二 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、 当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定め るよう努めるものとする。

#### 母子及び父子並びに寡婦福祉法(ひとり親家庭等自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

# 2 狛江市の計画体系

本計画は、狛江市のまちづくりの最上位計画である狛江市第4次基本構想のほか、狛江市前期基本計画や狛江市総合戦略、その他関連する福祉・教育・保健・医療等の個別計画と整合を図るとともに、国・東京都の関連計画とも連携・整合を図ります。



# (3)計画の対象

本計画の対象は、市内のすべての子ども・若者とその家族、地域住民、事業者とします。 子ども・若者の範囲は 0 歳から 30 歳未満までとしますが、施策及び事業によっては妊産婦 及び 40 歳未満のポスト青年期も対象としています。

# (4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

ただし、国や都の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて 見直しを行うこととします。

平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
見直し						
					見直し 策定	
	31 年度	31 年度 2 年度	31 年度 2 年度 3 年度	31 年度 2 年度 3 年度 4 年度	31 年度 2 年度 3 年度 4 年度 5 年度	31 年度     2 年度     3 年度     4 年度     5 年度     6 年度       見直し     見直し

#### (5) 計画の策定体制

# 1 子ども・子育て会議及び青少年問題協議会による協議

本計画策定にあたっては、有識者、関係機関、公募による市民、市職員で構成する狛江市子ども・子育て会議で、計画内容について検討を行いました。

また、このうち若者に関する事項については、狛江市青少年問題協議会で課題について検討を行ったのち、狛江市子ども・子育て会議でも議論を行っています。

# 2 ニーズ調査の実施

#### ①子ども・子育て支援に関するニーズ調査

市内在住の就学前児童の保護者及び小学生の保護者から無作為に抽出した各 1,000 世帯を対象に、教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用意向、子育て家庭を取 り巻く状況を把握するために実施しました。

#### ②子どもの生活実熊調査

市内在住の全小学 5 年生とその保護者 603 世帯、全中学 2 年生とその保護者 604 世帯の合計 1,207 世帯を対象に、子どもの生活状況や子どもとの関わり、家庭の状況などを把握するために実施しました。

#### ③若者生活実態調査

市内在住の満 18 歳から 39 歳までの方(平成 30 年 11 月 14 日現在)から無作為に抽出した 1,000 人を対象に、若者が抱えている困難や必要としている支援等生活実態を把握するために実施しました。

#### 3 市民からの意見聴取

計画内容について、市民からの幅広い意見を考慮して最終的な意思決定を行うため、 市の公式サイト等における意見募集(パブリックコメント)を行ったほか、市民説明会 を開催し、意見を募りました。

また、市内の子育て家庭を対象としたワークショップ形式の座談会「こまえママ☆パパアイデアソン」を開催し、狛江市の未来の子育てについてディスカッションを行い、未来志向のもと、現在の狛江の子育ての実情や課題等を抽出しました。

# 2 子ども・若者と家庭を取り巻く狛江市の現状

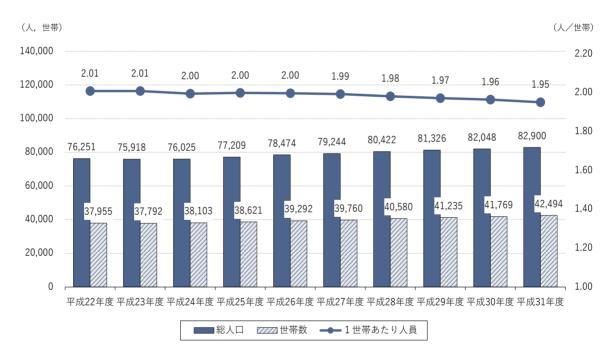
# (1) 人口・世帯の動向

平成 31 年 4 月 1 日現在の狛江市の総人口は 82,900 人、世帯数は 42,494 世帯となっています。平成 23 年度以降、総人口、世帯数ともに増加が続いていますが、1 世帯あたりの人員は平成 22 年度の 2.01 人から平成 31 年度の 1.95 人へと減少しています。

年齢 3 区分別人口は、平成 22 年度から平成 31 年度にかけて、年少人口( $0\sim14$  歳)は 8,597 人から 9,748 人へ 1,151 人増加、生産年齢人口( $15\sim30$  歳)は 14,541 人から 14,192 人へ 349 人減少、生産年齢人口( $31\sim64$  歳)は 36,518 人から 39,145 人へ 2,627 人増加、老年人口(65 歳以上)は 16.595 人から 19.815 人へ 3.220 人増加となっています。

また、年齢3区分別人口を構成比でみると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(31~64歳)の割合に大きな変化はありませんが、老年人口(65歳以上)の割合が増加し、生産年齢人口(15~30歳)の割合が減少しています。

#### ▼人口・世帯数の推移



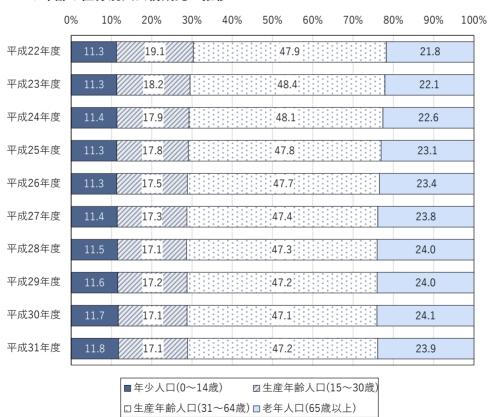
[出典] 住民基本台帳人口 各年4月1日現在

#### ▼年齢3区分別人口の推移



[出典] 住民基本台帳人口 各年4月1日現在

#### ▼年齢3区分別人口構成比の推移



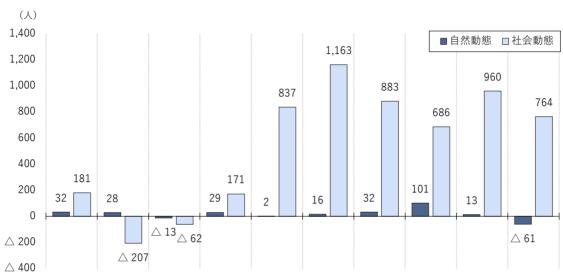
[出典] 住民基本台帳人口 各年4月1日現在

# (2) 人口動態

狛江市における自然動態<sup>※1</sup>は、平成 23 年を除いて出生者数が死亡者数を上回る自然増の状態が続いていましたが、平成 30 年では出生者数を死亡者数が上回り 61 人の自然減となっています。

また、社会動態 $*^2$ についても、平成 22 年及び平成 23 年を除いて、転入者が転出者を上回っており、平成 30 年では 764 人増となっています。

# ▼自然動態・社会動態の推移



平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年

# [出典] 統計こまえ

#### 語句説明一

(※1)自然動態・・・出生・死亡による人口の増減

(※2)社会動態・・・転入・転出による人口の増減

# (3) 子ども人口の動態

# 1 出生

狛江市の出生数及び出生率(人口1,000人あたりの出生数)は、平成23年には前年を下回りましたが、平成24年以降増加傾向で推移していました。しかし、平成29年以降は減少傾向に転じました。合計特殊出生率\*についてもほぼ同様の傾向となっており、平成30年の狛江市の合計特殊出生率は1.20となっています。

#### ▼出生数・出生率の推移



「出典」東京都人口動態統計

# ▼合計特殊出生率の推移



「出典」東京都人口動態統計

#### 語句説明

※合計特殊出生率・・・15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

# 2 地区別の0~29歳人口の動向

地区別の $0\sim29$  歳人口を平成22 年と平成31 年で比較すると、 $0\sim4$  歳は、西和泉で33%、西野川で4%の減少となっている一方、他の地区では増加しており、特に和泉本町で57%、岩戸北で51%と大きく増加しています。

 $5 \sim 9$  歳は、西和泉で34%、西野川で16%の減少となっていますが、和泉本町では34%、東野川では24%増加しています。

10~14 歳は、西和泉で 25%、東和泉で 30%の減少となっていますが、中和泉では 22%、 猪方では 21%、駒井町では 15%増加しています。

15~19歳は、東和泉で27%の減少となっていますが、中和泉、元和泉、猪方、駒井町及び西野川では20%以上増加しています。

 $20\sim24$  歳は、西和泉で 40%の減少となっていますが、元和泉では 40%、猪方では 27% の増加となっています。

25~29歳は、すべての地区で減少しており、特に西和泉で50%、西野川で26%と大きく減少しています。

#### ▼地区別0~29歳人口の増減率(平成22年と平成31年の比較)

(単位:%)

	和泉本町	中和泉	西 和 泉	元 和 泉	東 和 泉	猪方	駒 井 町	岩戸南	岩戸北	東野川	西 野 川
0~4歳	57	10	<b>▲</b> 33	9	40	16	26	22	51	33	<b>4</b>
5~9歳	34	12	▲34	1	16	6	15	<b>4</b>	21	24	<b>▲</b> 16
10~14 歳	<b>▲</b> 2	22	<b>▲</b> 25	<b>^</b> 5	▲30	21	15	<b>_</b> 7	9	1	<b>▲</b> 4
15~19 歳	<b>▲</b> 3	24	2	23	<b>▲</b> 27	20	25	12	14	4	26
20~24 歳	1	<b>1</b> 4	<b>▲</b> 40	40	<b>^</b> 5	27	<b>1</b>	3	19	<b>▲</b> 13	11
25~29 歳	<b>▲</b> 23	<b>▲</b> 18	<b>▲</b> 50	<b>▲</b> 12	<b>_</b> 5	<b>▲</b> 10	<b>▲</b> 19	<b>▲</b> 9	<b>▲</b> 3	<b>▲</b> 20	▲26

「出典〕統計こまえ

# (4) 子どものいる世帯

狛江市の 18 歳未満の世帯員及びそのうち6歳未満の世帯員のいる一般世帯割合について、平成27年の割合は平成22年と比べていずれも高くなっています。東京都及び全国との比較をみると、平成22年はいずれも狛江市が下回っていましたが、平成27年では東京都をやや上回っています。

#### ▼子どものいる世帯の割合

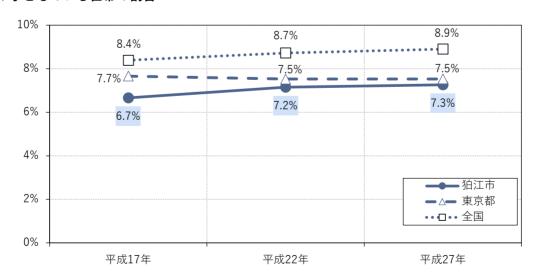
当記	亥世帯員がいる一般世帯割合	平成 22 年	平成 27 年
<b>松江士</b>	18 歳未満世帯員 <b>狛江市</b>		17.6%
3日/丁川	(うち6歳未満)	6.8%	7.7%
東京都	18 歳未満世帯員	17.4%	17.2%
米水即	(うち6歳未満)	7.4%	7.5%
全国	18 歳未満世帯員	23.1%	21.5%
王国	(うち6歳未満)	9.4%	8.7%

[出典] 国勢調査

### (5) ひとり親世帯

狛江市の一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は平成 17 年の 6.7%から平成 27 年は 7.3% 0.6 ポイント増加しています。東京都及び全国との比較をみると、いずれも狛江市が下回っています。

# ▼子どものいる世帯の割合

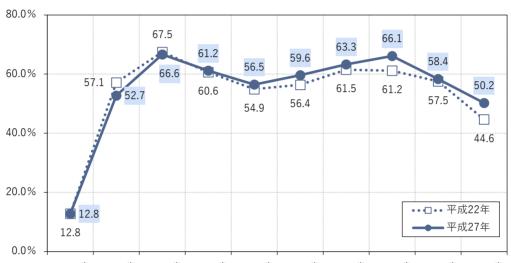


[出典] 国勢調査

# (6) 就業率

女性の年齢別就業率は、結婚・出産期にあたる 30 歳代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字曲線を描いています。平成 22 年と平成 27 年を比較しても大きな傾向の変化はみられず、20 歳代で働いていた女性が 30 歳代で仕事を離れる傾向は続いていることがうかがえますが、30 歳以上の就業率は、おしなべて上昇しています。男性の年齢別就業率は、平成 22 年と平成 27 年を比較すると 30-34 歳でやや減少していますが、おおむね同様の傾向となっています。

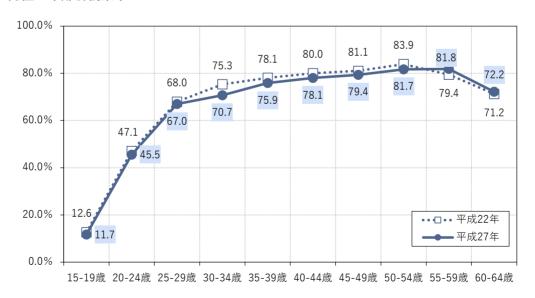
#### ▼女性の年齢別就業率



15-19歳 20-24歳 25-29歳 30-34歳 35-39歳 40-44歳 45-49歳 50-54歳 55-59歳 60-64歳

[出典] 国勢調査

# ▼男性の年齢別就業率

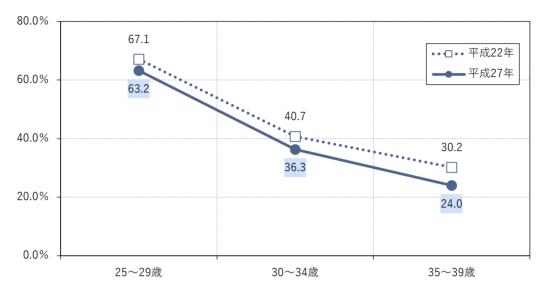


[出典] 国勢調査

# (7) 婚姻の状況

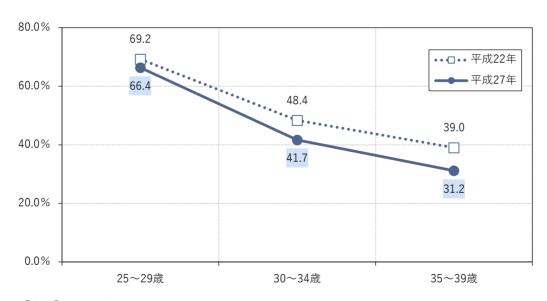
平成 27 年の未婚率をみると、男女ともすべての年齢区分で平成 22 年より低くなっており、特に女性の 35~39 歳では約6 ポイント、男性の 35~39 歳では約8 ポイント低くなっています。

# ▼女性の年齢別未婚率



[出典] 国勢調査

#### ▼男性の年齢別未婚率



[出典] 国勢調査

# (8) 教育・保育施設及び学童クラブの定員

# ①幼稚園

(単位:人)

施設名	3歳児	4 歳児	5 歳児	合計
子鹿幼稚園	25	35	60	120
狛江こだま幼稚園	140	140	140	420
狛江みずほ幼稚園	140	140	140	420
合 計	305	315	340	960

※平成 31 年 4 月 1 日現在

# ②認可保育所

(単位:人)

	施設名	0 歳児	1歳児	2 歳児	3歳児	4 歳児	5歳児	合計
	藤塚保育園	3	13	18	20	22	22	98
	駒井保育園	6	18	20	23	24	24	115
市立	駄倉保育園	12	18	21	23	25	25	124
	三島保育園	6	13	20	21	24	24	108
	小 計	27	62	79	87	95	95	445
	多摩川保育園※1	6(12)	9(18)	12(24)	14(28)	14(28)	12(28)	67(138)
	狛江保育園	9	12	15	18	18	18	90
	狛江子どもの家	9	12	13	13	-	-	47
	虹のひかり保育園	12	18	20	20	20	20	110
	ぎんきょう保育園	5	13	13	13	13	13	70
	東野川保育園みんなの家	3	9	10	12	13	13	60
	ベネッセ狛江南保育園	6	10	12	12	12	12	64
私立	めぐみの森保育園	9	15	24	24	24	24	120
	いずみ保育園	12	15	17	20	28	28	120
	グローバルキッズ狛江園	6	15	18	20	20	20	99
	アスク岩戸北保育園	6	18	18	18	15	15	90
	狛江ちとせ保育園	12	15	15	16	16	16	90
	駒井町みんなの家	3	6	6	25	25	25	90
	いずみの森保育園	6	16	18	20	20	20	100
	小 計	104	186	211	245	236	236	1,150
	合 計	131	248	290	332	331	331	1,595

※平成31年4月1日現在

※1:多摩川保育園の()内は調布市と狛江市の合計

# ■認可保育所の待機児童の状況

(単位:人)

		総数	13				
		(継続入 所含む)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上
	4月1日入所申込み児童数	1,451	159	324	270	258	440
平成 27 年度	旧定義の入所待機児童数	299	66	150	53	28	2
	新定義の入所待機児童数	175	45	90	26	12	2
	4月1日入所申込み児童数	1,576	185	330	324	260	477
平成 28 年度	旧定義の入所待機児童数	266	75	120	59	10	2
	新定義の入所待機児童数	142	45	64	27	4	2
	4月1日入所申込み児童数	1,763	203	368	340	322	530
平成 29 年度	旧定義の入所待機児童数	218	64	108	30	15	1
	新定義の入所待機児童数	98	29	46	14	8	1
	4月1日入所申込み児童数	1,879	180	412	367	339	581
平成 30 年度	旧定義の入所待機児童数	245	42	140	46	15	2
	新定義の入所待機児童数	75	8	47	16	4	0
	4月1日入所申込み児童数	2,078	215	402	404	381	676
平成 31 年度	旧定義の入所待機児童数	238	61	106	54	12	5
	新定義の入所待機児童数	68	18	31	16	3	0

※平成31年4月1日現在

※旧定義の入所待機児童数⇒申込み人数-認可保育所の入所人数

※新定義の入所待機児童数→旧定義の待機児童数-国が定める定義に該当するもの(認証・認可外保育室・家 庭福祉員等で保育を受けている者や保護者の私的な理由により特定の保育所を希 望し待機している者、求職活動を休止している者等)

# ③認定こども園

(単位:人)

施設名	0 歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4 歳児	5歳児	合計
パイオニアキッズ西野川園	9	15	18	25	25	25	117

※平成31年4月1日現在

※3~5歳児については、1号認定(幼稚園枠)を含む

# 4家庭的保育事業(地域型保育事業)

(単位:人)

施設名	0 歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4 歳児	5 歳児	合計
さつき家庭保育室	_	5	_	_	_	_	5

※平成31年4月1日現在

※1歳児クラスの1年間のみ

# ⑤小規模保育事業(地域型保育事業)

(単位:人)

施設名	0 歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4 歳児	5歳児	合計
一の橋赤ちゃんの家	2	8	9	_	_	_	19
フレンドキッズランドこまえ	3	8	8	_	_	_	19
狛江すずらん保育園	3	8	8	_	_	_	19
合 計	8	24	25	0	0	0	57

※平成31年4月1日現在

# ⑥事業所内保育事業(地域型保育事業)

(単位:人)

施設名	0 歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4 歳児	5歳児	合計
ヤクルト狛江あいあい保育園	—(3)	4 (8)	6 (8)	_	_	_	10 (19)

※平成31年4月1日現在

※ ( ) 内は地域型保育事業の定員と従業員利用の定員の合計

#### 7認証保育所

(単位:人)

(+							
施設名	0 歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4 歳児	5 歳児	合計
一の橋こどもの家	6	7	8	7		7	35
木下の保育園 ひまわり	5	13	12	_	_	_	30
木下の保育園 たんぽぽ	9	15	12	4	_	_	40
木下の保育園 和泉多摩川	5	13	12	_	_	_	30
木下の保育園 狛江	6	12	10	_	_	_	28
合 計	31	60	54	11		7	163

※平成31年4月1日現在

※木下の保育園 ひまわり、たんぽぽは令和2年4月1日で閉園予定

# 8家庭福祉員

(単位:人)

施設名	0 歳児	1歳児	2 歳児	3歳児	4 歳児	5歳児	合計
家庭福祉員 4名		12		_	_	_	12

※平成31年4月1日現在

# 9学童クラブ

(単位:人)

		V 1 1 1 1 1
	施設名	定員
学童保育所	上和泉学童保育所	50
	猪方学童保育所	50
	松原学童保育所	50
	東野川学童保育所	50
	駒井学童保育所	50
小学生クラブ	岩戸小学生クラブ	80
	和泉小学生クラブ	60
	こまっこ小学生クラブ	40
放課後クラブ	第一小学校放課後クラブ	50
	緑野小学校放課後クラブ	50
	和泉小学校放課後クラブ	50
	第五小学校放課後クラブ	40
こどもクラブ	西野川こどもクラブ	40
	合 計	660

※平成31年4月1日現在

# ⑩学童クラブの待機児童の状況

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
待機児童数	71	78	83	86	76

# (9) 外国人のいる世帯

狛江市における総世帯数に対する外国人のいる世帯(外国人のみの世帯及び日本人と外国人の複数国籍世帯)の割合は、東京都、東京都(区部)及び東京都(市部)より低くなっていますが、平成26年から平成31年の5年間で0.59ポイント上昇しています。

# ▼住民基本台帳による世帯と人口(日本人及び外国人)

			世神	<b></b>		
				T		
	地域		日本人のみの世帯数	外国人のみの 世帯数	日本人と外国 人の複数国籍	総世帯に占め る外国人のい
			E 17 200	E 17 200	世帯数	る世帯の割合
平成31年4月1日現在	東京都	7,238,383	6,824,246	323,126	91,011	5.72%
	東京都 (区部)	5,191,553	4,843,876	276,635	71,042	6.70%
	東京都 (市部)	2,006,162	1,940,678	45,909	19,575	3.26%
	狛江市	42,494	41,430	707	357	2.50%
平成26年4月1日現在	東京都	6,731,818	6,441,164	207,567	83,087	4.32%
	東京都(区部)	4,791,712	4,548,823	178,148	64,741	5.07%
	東京都 (市部)	1,899,818	1,852,745	29,114	17,959	2.48%
	狛江市	39,292	38,543	431	318	1.91%

[出典] 東京都の統計

# (10) 児童虐待対応件数

被虐待相談件数をみると、平成 24 年度以降おおむね増加傾向が続いており、平成 30 年度では 59 件となっています。

養護その他相談についても、平成 24 年度以降増加傾向が続き、平成 27 年度に一旦減少するものの再び増加傾向に転じ、平成 30 年度では 25 件となっています。

#### ▼養護相談対応件数



[出典] 狛江市 (子育て支援課)

#### ▼児童相談所における内容別児童虐待対応件数 ※( )内は非該当件数

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	身体的虐待	21	26(8)	15(6)	25(10)	13(0)	19(0)	21(3)
	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	6	4(0)	5(0)	1(0)	7(4)	9(3)	9(3)
市	心理的虐待	3	6(0)	20(0)	14(0)	39(17)	27(8)	27(7)
	性的虐待	1	2(0)	0	3(0)	0	1(0)	2(0)
	合計	31	38	40	43	59	56	59
	身体的虐待	2,480	2,772	3,377	4,108	4,618	4,882	6,293
	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	1,180	1,212	1,857	1,818	2,038	1,889	2,161
都	心理的虐待	1,025	1,332	2,475	3,909	5,750	6,849	8,394
	性的虐待	103	98	105	74	88	87	119
	合計	4,788	5,414	7,814	9,909	12,494	13,707	16,967
	身体的虐待	23,579	24,245	26,181	28,621	31,925	33,223	-
	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	19,250	19,627	22,455	24,444	25,842	26,821	-
全国	心理的虐待	22,423	28,348	38,775	48,700	63,186	72,197	-
	性的虐待	1,449	1,582	1,520	1,521	1,622	1,537	-
	合計	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	-

[出典] 福祉行政報告例

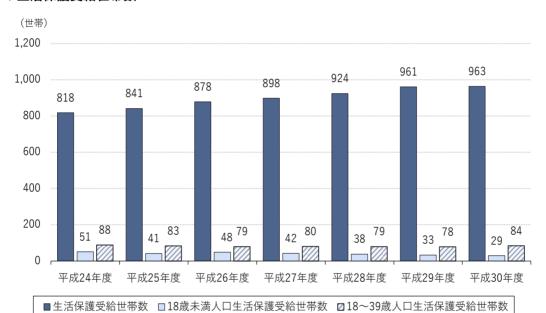
# (11) 生活保護・就学援助受給者数

生活保護受給世帯数は年々増加が続いており、平成 24 年度の 818 世帯から平成 30 年度の 963 世帯へと増加しています。一方、18 歳未満人口生活保護受給世帯数は、年度により増減がありますがやや減少傾向となっています。

児童扶養手当受給者数は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて増加が続いていましたが、以降は減少傾向に転じ、平成 30 年度では 297 人となっています。

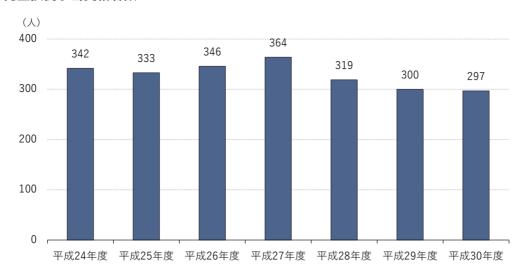
また、就学援助受給率について、小学生の就学援助受給率は、平成 24 年度以降減少が続いています。中学生の就学援助受給率は、平成 29 年度は前年を上回りましたが、おおむね減少傾向となっています。

#### ▼生活保護受給世帯数



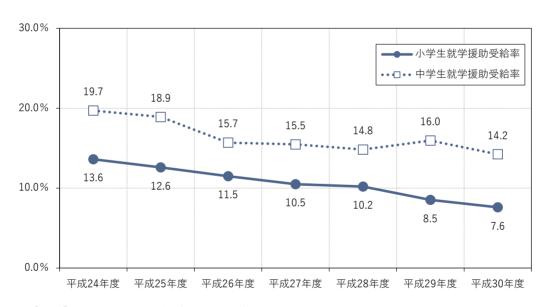
[出典] 狛江市(福祉相談課)

#### ▼児童扶養手当受給者数



[出典] 狛江市 (子育て支援課)

#### ▼就学援助受給率



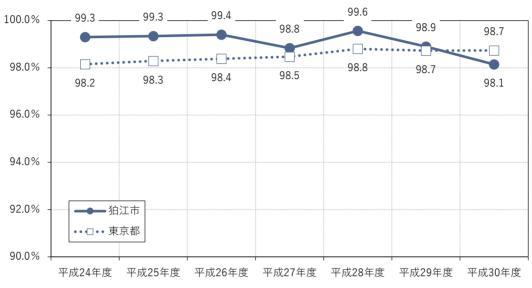
[出典] 狛江市教育委員会(学校教育課)

# (12) 進学の状況

狛江市の中学卒業後の高等学校等進学率は、平成 28 年度以降やや減少傾向となっています。東京都との比較では、平成 29 年度までは狛江市が上回っていましたが、平成 30 年度には 0.6 ポイント下回っています。

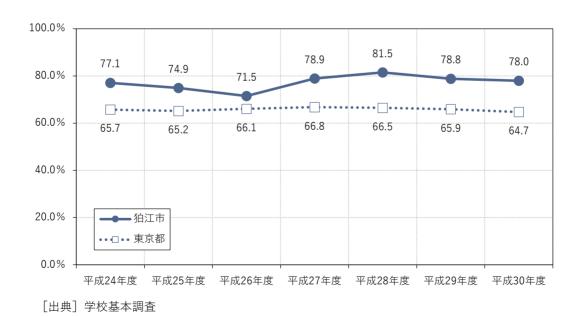
高等学校卒業後の大学等進学率は、平成 24 年度以降 7 ~ 8 割程度で推移しており、東京都との比較では、平成 24 年度から平成 30 年度まで狛江市が上回っています。

#### ▼中学卒業後の状況(高等学校等進学率)



「出典〕学校基本調査

#### ▼高等学校卒業後の状況 (大学等進学率)

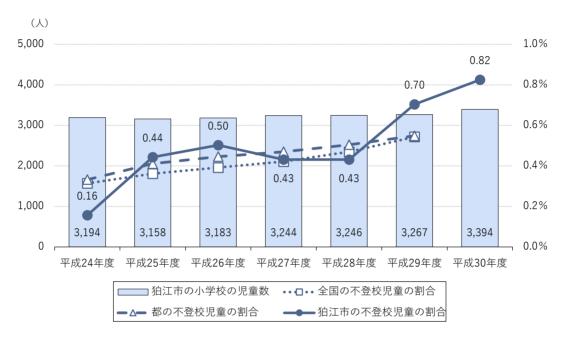


22

# (13) 不登校児童・生徒数

市内小学校の全児童に占める不登校児童の割合は、平成 27 年度に一旦減少しましたが、 平成 29 年度以降は再び増加傾向に転じ、平成 30 年度には 0.82%とおおよそ 120 人に 1 人 が不登校となっています。また東京都及び全国との比較をみると、平成 29 年度以降の狛江 市の不登校児童の割合は、東京都及び全国を上回っています。

# ▼市内小学校における不登校児童割合の推移

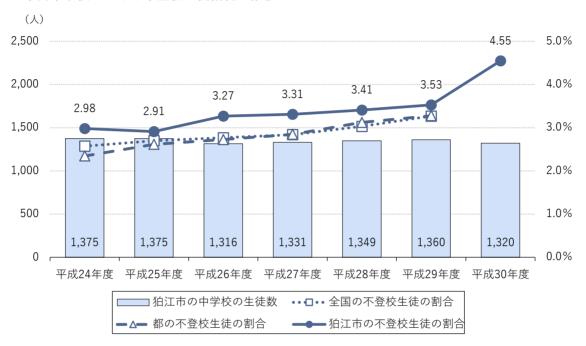


[出典] 市:狛江市教育委員会(指導室)

都・全国:児童生徒数は「学校基本調査」、不登校児童生徒数は、平成27年度まで「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、平成28年度から「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

市内中学校の全生徒に占める不登校生徒の割合は、平成 25 年度以降増加の傾向にあり、 平成 30 年度の不登校生徒の割合は 4.55%と約 20 人に 1 人が不登校となっています。また 東京都及び全国との比較をみると、狛江市の不登校生徒の割合は、平成 24 年度以降東京都 及び全国を上回って推移しています。

#### ▼市内中学校における不登校生徒割合の推移



[出典] 市: 狛江市教育委員会(指導室)

都・全国:児童生徒数は「学校基本調査」、不登校児童生徒数は、平成27年度まで「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、平成28年度から「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

# (14) 子ども家庭支援センター相談対応件数

子ども家庭支援センターにおける相談対応件数の推移をみると、全般的に年々相談件数が増加していますが、なかでも養護相談の件数が最も多く、続いて育児・しつけに関する相談が多くなっています。

子育てひろば相談件数でも、平成24年度から平成26年度にかけて増加していましたが、 それ以降はおおむね横ばいで推移しています。

#### ▼相談受理件数

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	合計
相養	被虐待	31	38	40	43	59	56	59	326
相養談護	その他	7	11	20	7	7	12	25	89
保健	相談	0	6	3	1	3	0	1	14
	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0
	視覚聴覚障害等	0	0	0	0	0	0	0	0
障害相談	言語発達障害等	0	0	0	0	0	0	0	0
相談	重症心身障害	0	0	0	0	0	0	0	0
4	知的障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	自閉症等・発達障害	1	1	1	0	0	0	1	4
相非	ぐ行行為等	1	0	0	0	0	1	0	2
相非談行	触法行為等								
	不登校相談	2	2	0	0	0	0	1	5
育成相談	性格行動	5	5	3	8	13	5	10	49
相談	育児・しつけ	14	23	31	42	41	43	45	239
ни	適性	0	0	0	0	0	0	0	0
その	他	10	5	3	5	12	10	59	104
	合計	71	91	101	106	135	127	148	779

[出典] 狛江市子ども家庭支援センター

※要保護児童対策地域協議会の児童相談受理件数に子ども家庭支援センターでの電話相談・気持ちの相談も計上。平成30年度より、警察からの問合せ(相談歴有無・住民登録照会等)についても計上。

#### ▼子育てひろば相談件数

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	合計
827	1,476	1,864	1,758	1,680	1,548	1,304	10,457

[出典] 狛江市子ども家庭支援センター

※平成30年度よりあいとびあセンターの1室へ仮移転したことにより、子育てひろばの規模が縮小された。

# (15) 教育研究所相談対応件数

教育研究所における相談対応件数の推移をみると、電話相談回数では、平成 24 年度から 平成 28 年度まではおおむね約 10 回~20 回で推移していましたが、平成 29 年度には、発 達言語、性格・行動の相談が増加し 57 回と大幅に増えています。

来所相談件数でも、平成 24 年度から平成 27 年度までは約 270 件~280 件で推移していましたが、発達言語、進路・適性の相談増加に伴い、平成 28 年度には 298 件、平成 29 年度には 337 件と 2 割ほど増加しています。

# ▼電話相談回数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
不登校	6	4	4	2	0	7
発達言語	0	0	2	1	1	18
いじめ	0	2	2	1	2	1
性格・行動	9	1	2	11	8	15
精神・身体	0	3	0	0	1	2
進路・適性	1	4	0	0	1	1
その他	7	3	2	4	4	13
合計	23	17	12	19	17	57

[出典] 狛江市教育研究所

#### ▼来所相談件数

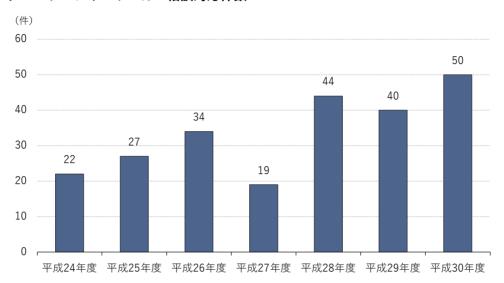
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
不登校	53	40	36	25	30	35
発達言語	136	144	150	155	158	186
いじめ	5	5	5	5	2	0
性格・行動	61	57	65	67	69	63
精神・身体	7	12	9	5	9	11
進路・適性	13	13	12	20	29	40
その他	1	0	2	0	1	2
合計	276	271	279	277	298	337

[出典] 狛江市教育研究所

# (16) スクールソーシャルワーカー相談対応件数

スクールソーシャルワーカー相談対応件数の推移をみると、平成 27 年度及び平成 29 年度で前年を下回っていますが、全体としては増加傾向となっています。平成 30 年度の相談対応件数は 50 件と、平成 24 年度の 22 件から 2 倍以上増加しています。

# ▼スクールソーシャルワーカー相談対応件数



▼内容別スクールソーシャルワーカー相談対応件数

	H WAS A TO A TO A THROUGH I SV						
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
不登校	9	9	14	10	22	22	22
ひきこもり	0	0	0	0	0	0	0
いじめ	0	0	0	0	0	0	0
養育困難	2	6	8	0	8	8	3
虐待	2	4	1	0	0	5	4
問題行動	2	3	5	5	6	2	2
発達・疾患	0	0	5	0	0	1	9
非行	1	3	0	0	1	0	0
DV	0	0	0	0	0	0	3
関係調整	0	0	0	0	1	0	1
提携依頼	0	0	0	0	0	0	0
資源紹介	3	0	0	0	1	1	5
進路	0	0	0	4	0	0	1
その他	3	2	1	0	5	1	0
合計	22	27	34	19	44	40	50

[出典] 狛江市教育研究所

# 3 子育てに関する市民ニーズ

# (1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

### 1 調査概要

### ①調査の目的

現在子育で中の家庭の生活や子育でに関するご意見やご要望を把握し、計画を策定するうえでの基礎資料として活用するとともに、今後の子育で支援などの施策に反映させていくために実施しました。

# ②調査の方法

○ 調査対象: 小学校就学前のお子さんがいる世帯の方 1,000 人及び小学生のお子さんがいる世帯の方 1,000 人及び小学生のお子さんがいる世帯の方 1,000 人

○ 抽出方法:住民基本台帳(平成30年4月1日現在)より無作為抽出

○ 調査期間:平成30年10月26日~11月7日

○ 調査方法:郵送配布・郵送回収

○ 配布・回収状況:

	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	1,000 票	599 票	59.9%
小学生調査	1,000 票	513 票	51.3%

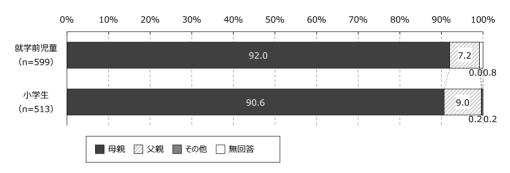
#### ③留意点

- ・「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。
- ・「n | は、「Number of case | の略で、構成比算出の母数を示しています。
- ・百分率による集計では、回答者数(該当設問においては該当者数)を 100%として算出 し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで を表記します。このため、すべての割合の合計が 100%にならないことがあります。 また、複数回答(2つ以上選ぶ問)の設問では、すべての割合の合計が 100%を超える ことがあります。
- ・図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は回答者が皆無であることを表します。
- ・クロス集計の結果、項目の順位が全体集計と変わることがあります。
- ・図表の記載にあたり調査票の設問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。
- ・本文中「前回調査」とあるものは、平成25年10月に実施した同様の調査を指します。

# 2 調査結果

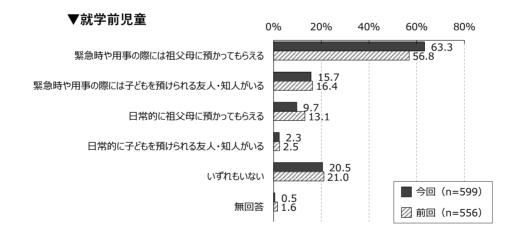
# ①回答者の続柄

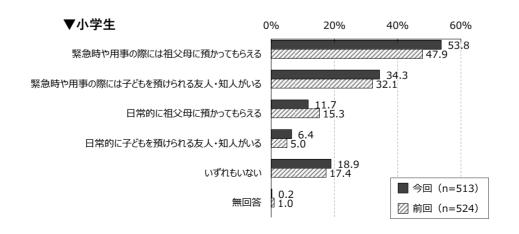
回答者が「母親」と回答した割合は、就学前児童が92.0%、小学生が90.6%と9割を超え大多数を占めています。



# ②日頃、子どもを預かってもらえる人の有無

日頃、子どもを預かってもらえる人の有無について、前回調査と比べると、就学前児 童、小学生ともに「日常的に祖父母に預かってもらえる」割合は減っていますが、「緊急 時や用事の際には祖父母に預かってもらえる」割合が増えています。



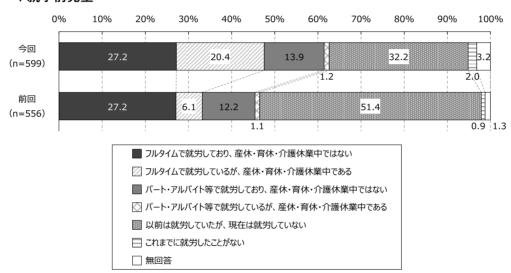


# ③母親の就労状況

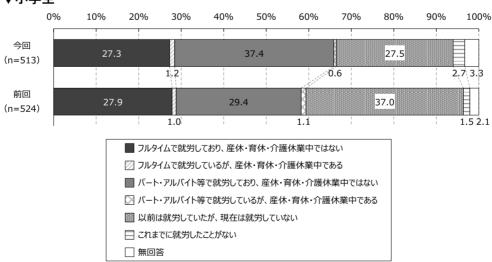
母親の就労状況について、前回調査と比べると、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」割合が 19 ポイントほど減り、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」割合が 14 ポイントほど増えています。

小学生では「以前は就労していたが、現在は就労していない」割合が 10 ポイントほど 減り、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」割合 が 8 ポイント増えています。

### ▼就学前児童







## ④各種子育で支援事業の利用状況と利用意向

就学前児童の「利用したいと思わない・知らない」と回答した割合は、子ども家庭支援センター、岩戸児童センター、和泉児童館、市役所子育て支援課、こまえ子育てねっと(WEB サイト)で2割以下となっており、認知度は高くなっています。

一方、子どもショートステイ $^{*1}$ 、ここマップ $^{*2}$ (WEB サイト)、ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム $^{*3}$ (NP)は 6 割超、コモンセンスペアレンティング $^{*4}$ (CSP)は 7 割超が「利用したいと思わない・知らない」となっています。

小学生の「利用したいと思わない・知らない」と回答した割合は、岩戸児童センター、 和泉児童館、市役所子育で支援課、プレーパーク(冒険遊び場)で3割以下となっており、認知度は高くなっています。

一方、子どもショートステイ、ここマップ(WEB サイト)は7割前後、コモンセンスペアレンティング(CSP)は8割超が「利用したいと思わない・知らない」としています。

#### 語句説明

#### (※1)子どもショートステイ

・・・家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に児童福祉施設等で短期的に養育を行うサービス

#### (※2)ここマップ

・・・子育てサイトの1つ。市内の子ども連れで出かけることのできる施設や公園を掲載している WEB サイト

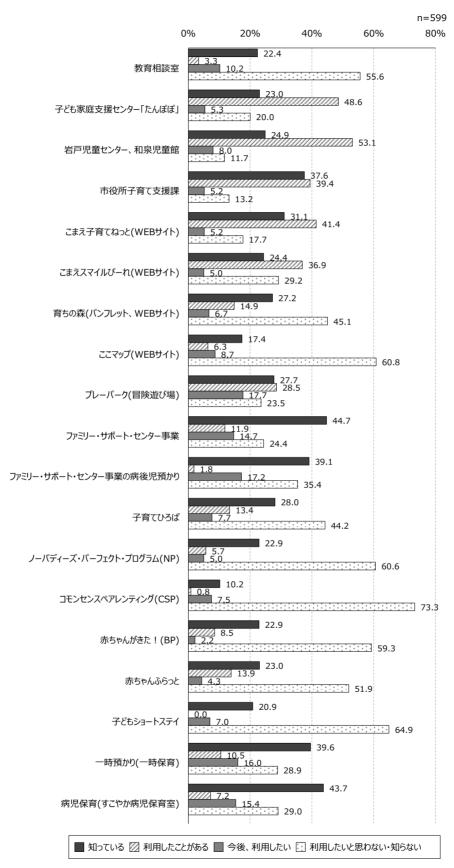
#### (※3)ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム (NP)

・・・子育て中の悩みなどを持ち寄りグループで話し合いながら自分に合った子育ての仕方を学ぶプログラム

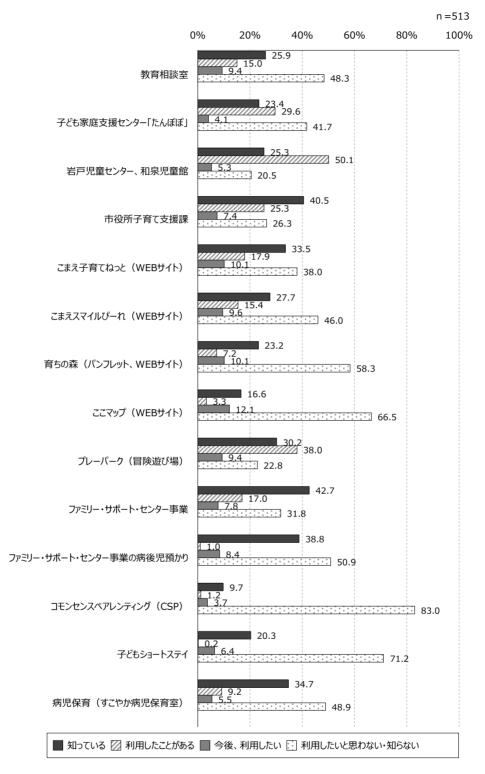
#### (※4)コモンセンスペアレンティング (CSP)

・・・・ビデオやロールプレイングを活用し、効果的なほめ方などを用いて子どもと向き合う方法を学ぶプログラム

### ▼就学前児童 各種子育て支援事業の利用状況と利用意向



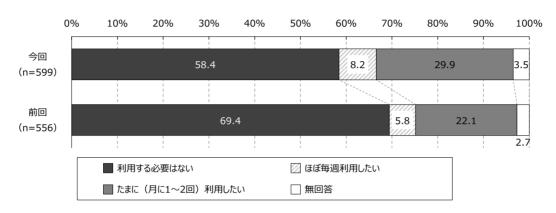
## ▼小学生 各種子育て支援事業の利用状況と利用意向



## ⑤土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望

就学前児童の土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望について、前回調査と比べると「ほぼ毎週利用したい」、「たまに(月に $1\sim2$ 回)利用したい」割合が増えています。

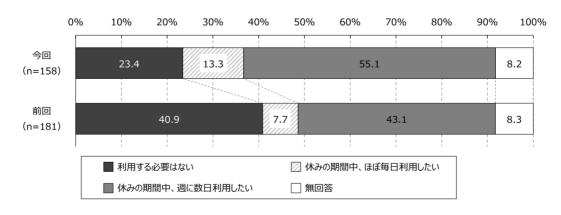
### ▼就学前児童



## ⑥長期の休暇期間中の定期的な教育・保育事業の利用希望

就学前児童の長期の休暇期間中の定期的な教育・保育事業の利用希望を前回調査と比べると「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」、「休みの期間中、週に数日利用したい」割合が増えています。

#### ▼就学前児童



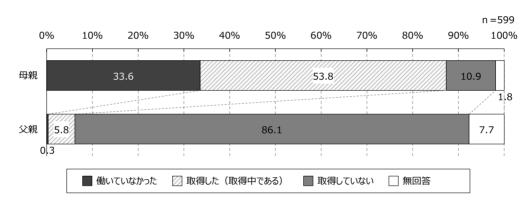
## ⑦育児休業の取得状況

就学前児童の育児休業の取得状況について、「取得した(取得中である)」との回答は、 母親が53.8%、父親が5.8%となっています。

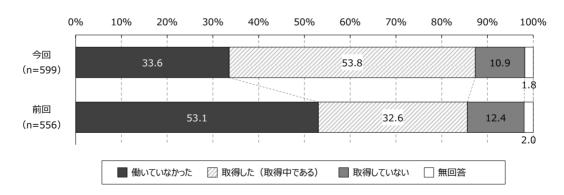
また、母親の育児休業の取得状況を前回調査と比べると「取得した(取得中である)」が 20 ポイント以上増加しています。

育児休業を取得していない理由として、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」36.9%や「その他」35.4%が多く、父親は「仕事が忙しかった」51.0%や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」37.0%、「配偶者が育児休業制度を利用した」35.7%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」35.3%が多くなっています。

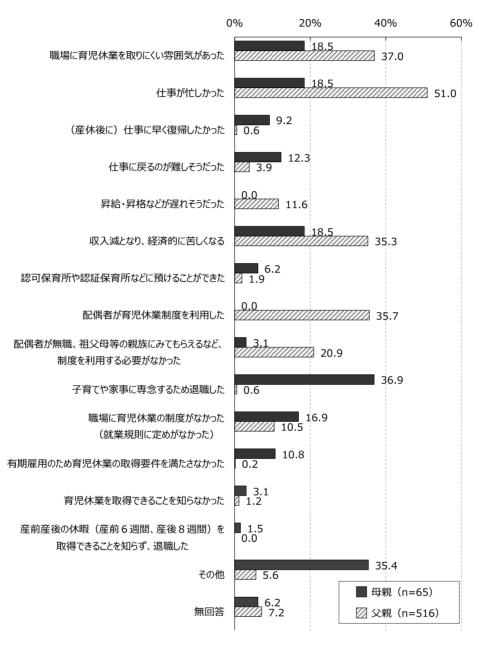
### ▼就学前児童 育児休業の取得状況



#### ▼就学前児童 母親の育児休業の取得状況



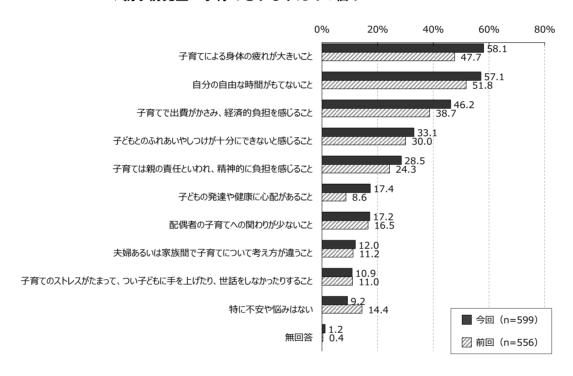
### ▼就学前児童 育児休業を取得していない理由

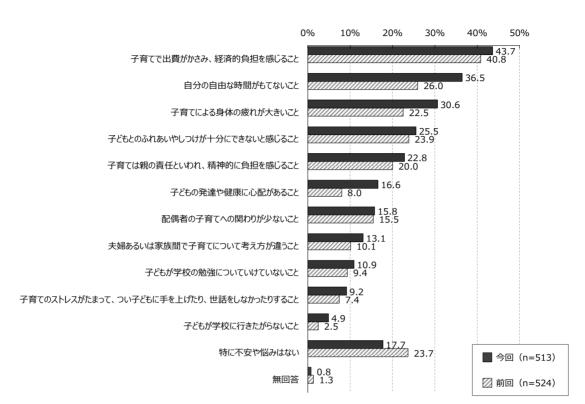


## ⑧子育てをするうえでの悩み

子育てをするうえでの悩みについて、前回調査と比べると総じて増加していますが、特に、就学前児童では「子育てによる身体の疲れが大きいこと」や「子どもの発達や健康に心配があること」、「子育てで出費がかさみ、経済的に負担を感じること」、小学生では「自分の自由な時間がもてないこと」や「子育てによる身体の疲れが大きいこと」、「子どもの発達や健康に心配があること」で増加の幅が大きくなっています。

#### ▼就学前児童 子育てをするうえでの悩み



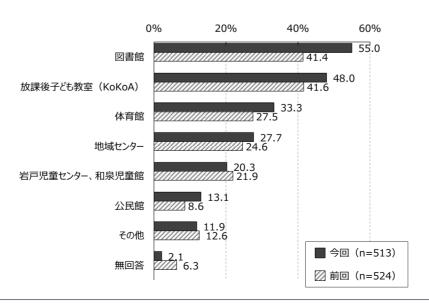


### ▼小学生 子育てをするうえでの悩み

## ⑨今後児童の居場所として充実してほしい公共施設・事業

児童の居場所として充実してほしい公共施設・事業について、前回調査と比べると、 「岩戸児童センター、和泉児童館」を除き増加しており、特に「図書館」が大きく増加しています。

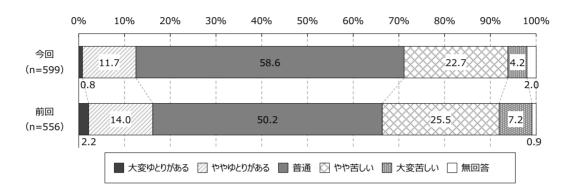
### ▼小学生



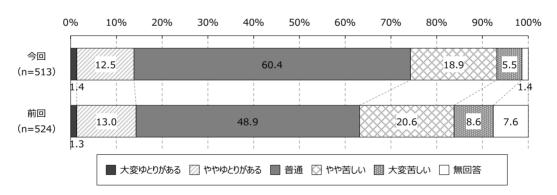
## ⑩世帯の暮らし向き

世帯の暮らし向きについて、前回調査と比べると、就学前児童、小学生ともに「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合が約5ポイント減少しています。

### ▼就学前児童



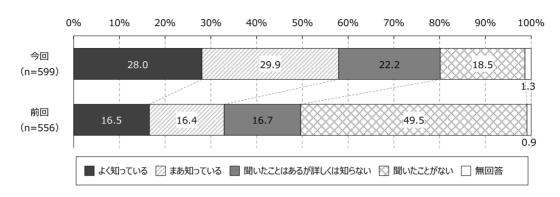
## ▼小学生



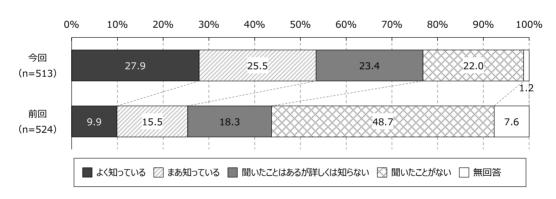
## (1)ワーク・ライフ・バランスの認知状況

ワーク・ライフ・バランスの認知状況について、前回調査と比べると、就学前児童、小学生ともに「よく知っている」、「まあ知っている」の割合が増加し、「聞いたことがない」の割合が大幅に減少しています。

### ▼就学前児童

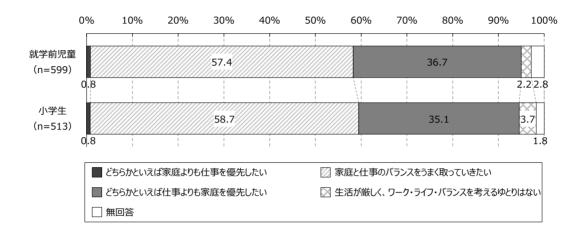


## ▼小学生



## 12仕事と家庭のバランスについて

仕事と家庭のバランスについては、就学前児童、小学生ともに「家庭と仕事のバランスをうまく取っていきたい」が約6割、「どちらかといえば仕事よりも家庭を優先したい」が3割強となっており、前回調査からの大きな変化はみられませんでした。



▼就学前児童 母親の就労状況別 仕事と家庭のバランスについて

				I .m	1	
ļ	合計	どちらかといえ	家庭と仕事の	どちらかといえ	生活が厳しく、	無回答
		ば家庭よりも	バランスをうまく	ば仕事よりも	ワーク・ライフ・	
		仕事を優先し	取っていきたい	家庭を優先し	バランスを考え	
		たい		たい	るゆとりはない	
全体	599	5	344	220	13	17
	100.0	0.8	57.4	36.7	2.2	2.8
フルタイム	163	3	110	45	1	4
	100.0	1.8	67.5	27.6	0.6	2.5
フルタイム	122	1	68	52	1	0
(産休·育休·介護休業中)	100.0	0.8	55.7	42.6	0.8	0.0
パート・アルバイト等	83	0	49	29	2	3
	100.0	0.0	59.0	34.9	2.4	3.6
パート・アルバイト等	7	0	6	1	0	0
(産休・育休・介護休業中)	100.0	0.0	85.7	14.3	0.0	0.0
現在は就労していない	193	1	94	82	8	8
	100.0	0.5	48.7	42.5	4.1	4.1
これまでに就労したことがない	12	0	8	3	0	1
	100.0	0.0	66.7	25.0	0.0	8.3

<sup>※</sup>就労形態の無回答を含んでいないため、全体とは一致しない。

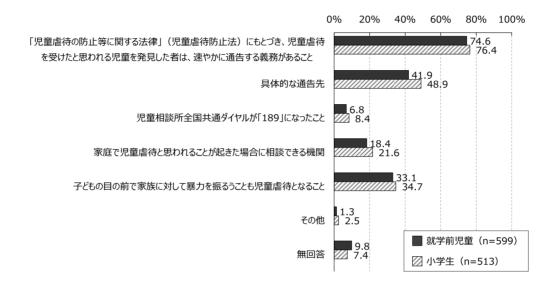
## ▼小学生 母親の就労状況別 仕事と家庭のバランスについて

	合計	どちらかといえ	家庭と仕事の	どちらかといえ	生活が厳しく、	無回答
		ば家庭よりも	バランスをうまく	ば仕事よりも	ワーク・ライフ・	
		仕事を優先し	取っていきたい	家庭を優先し	バランスを考え	
		たい		たい	るゆとりはない	
全体	513	4	301	180	19	9
	100.0	0.8	58.7	35.1	3.7	1.8
フルタイム	140	1	96	34	8	1
	100.0	0.7	68.6	24.3	5.7	0.7
フルタイム	6	0	3	3	0	0
(産休·育休·介護休業中)	100.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
パート・アルバイト等	192	1	114	67	7	3
	100.0	0.5	59.4	34.9	3.6	1.6
パート・アルバイト等	3	0	2	1	0	0
【(産休·育休·介護休業中) 【	100.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0
現在は就労していない	141	2	69	63	3	4
	100.0	1.4	48.9	44.7	2.1	2.8
これまでに就労したことがない	14	0	6	8	0	0
	100.0	0.0	42.9	57.1	0.0	0.0

※就労形態の無回答を含んでいないため、全体とは一致しない。

## 13児童虐待に関する認識状況

児童虐待に関する認識状況について、就学前児童、小学生ともに「児童虐待防止法にもとづき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告する義務があること」が7割を超えて最も多くなっています。「具体的な通告先」が4割強、「子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうことも児童虐待となること」が3割強となっています。また、「児童相談所全国共通ダイヤルが「189」になったこと」が1割に満たない状況となっています。



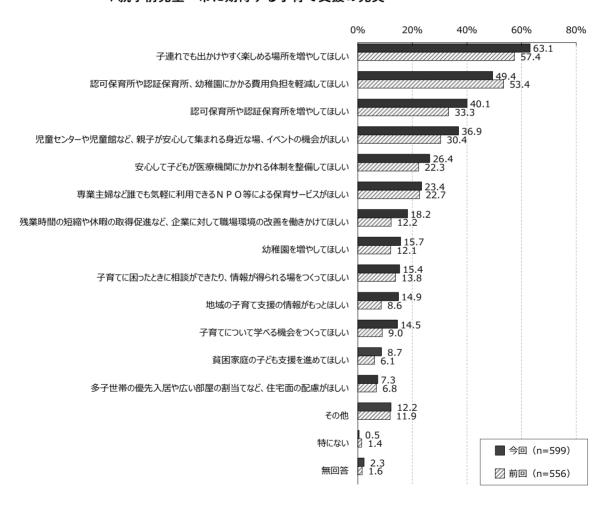
## (4)市に期待する子育て支援の充実

市に期待する子育で支援の充実について、前回調査と比べると、就学前児童では「認可保育所や認証保育所、幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」以外は増加しています。

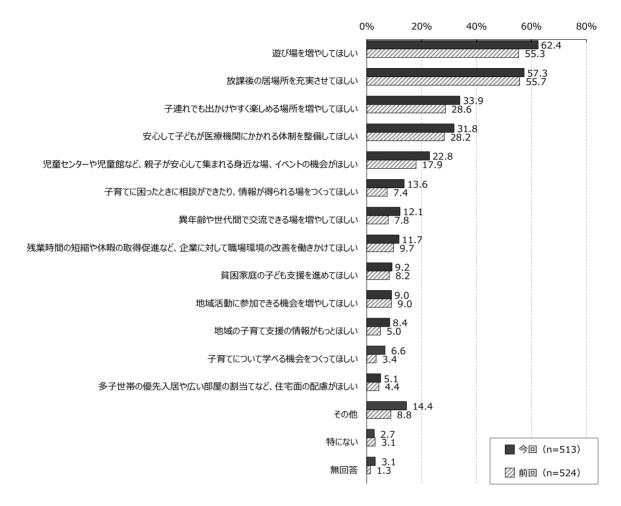
「認可保育所や認証保育所を増やしてほしい」、「児童センターや児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」、「地域の子育て支援の情報がもっとほしい」などで6ポイントほど増えています。

小学生では総じて増加していますが、「遊び場を増やしてほしい」、「子育てに困ったときに相談ができたり、情報が得られる場をつくってほしい」、「異年齢や世代間で交流できる場を増やしてほしい」など、場所に対する要望が大きくなっています。

### ▼就学前児童 市に期待する子育て支援の充実



## ▼小学生 市に期待する子育て支援の充実



## (2) 子どもの生活実態調査

## 1 調査概要

## ①調査の目的

子どもの生活状況や子どもとの関わり、家庭の状況などをうかがい、子どもたちの支援に役立てるとともに、今後の子ども・子育て支援施策の充実や改善、こまえ子育て応援プラン改定の基礎資料とするために実施しました。

## ②調査対象者

○ 調査対象:市内在住の全小学5年生及び全中学2年生とその保護者

○ 調査期間:平成30年6月22日~7月13日

○ 調査方法:市立小・中学校に通う児童・生徒は学校を通じて配布・回収

私立小・中学校に通う児童・生徒は郵送による配布・回収

○ 配布·回収状況:

		配布数	有効回答数	回答率
小峃丘左先	子ども票	603 票	425 票	70.5%
小学5年生	保護者票	603 票	425 票	70.5%
<b>九</b> 尚 2 左 仕	子ども票	604 票	308 票	51.0%
中学2年生	保護者票	604 票	311 票	51.5%

## ③集計結果の表示方法

- ・生活困難度を判定するための設問で無回答のため判定不能としたものがあります。そ のため、困窮層、周辺層、一般層の合計は全体数と同数ではありません。
- ・生活困難度の困窮層と周辺層は該当者が少なく、統計上有意にならないことから、生活困難度別クロス集計のグラフは、困窮層と周辺層を合わせた「生活困難層」と「一般層」で表しています。
- ・世帯タイプは保護者票の子どもと父親、母親それぞれの同居状況から判別しています。 そのため、各制度や公的統計の定義とは必ずしも一致しません。
- ・「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。
- ·「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- ・百分率による集計では、回答者数(該当設問においては該当者数)を 100%として算出し、小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までを表記します。このため、すべての割合の合計が 100%にならないことがあります。
- ・複数回答(2つ以上選ぶ問)の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- ・図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は回答者が皆無であることを表します。
- ・グラフ及び文章中で選択肢を一部省略している場合があります。
- ・クロス集計グラフでは、見やすさを優先し「0.0%」の数値表示を省略しているものがあります。

## 2 生活困難層の定義

本調査では、「生活困難層」等を以下の3つの要素に基づいて分類しました。

## ①低 所 得

### ③子どもの体験や所有物の欠如

等価世帯所得が厚生労働省「平成29年国 民生活基礎調査」から算出される基準未満の 世帯

<低所得基準>

世帯所得の中央値 442 万円÷ √平均世帯人数(2.47 人)×50% =140.6 万円

## ②家計の逼迫(ひっぱく)

経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験などの7項目のうち1つ以上に該当

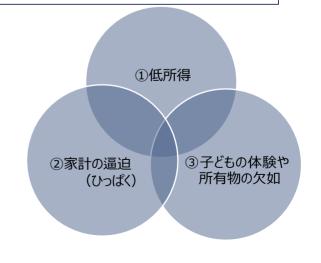
- 1 電話料金
- 2 電気料金
- 3 ガス料金
- 4 水道料金
- 5 家賃
- 6 家族が必要とする食料が買えなかった
- 7 家族が必要とする衣服が買えなかった

子どもの体験や所有物などに関する次の15項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上該当

- 1 海水浴に行く
- 2 博物館・科学館・美術館などに行く
- 3 キャンプやバーベキューに行く
- 4 スポーツ観戦や劇場に行く
- 5 遊園地やテーマパークに行く
- 6 毎月お小遣いを渡す
- 7 毎年新しい洋服・靴を買う
- 8 習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる
- 9 学習塾に通わせる(又は家庭教師に来てもらう)
- 10 お誕生日のお祝いをする
- 11 1年に1回くらい家族旅行に行く
- 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
- 13 子どもの年齢に合った本
- 14 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ
- 15 子どもが自宅で宿題(勉強)をすることができる場所

◆生活困難層 (困窮層・周辺層)、一般層

셜	<b>上活困難層</b>	困窮層 + 周辺層
	困窮層	2つ以上の要素に該当
	周辺層	いずれか1つの要素に該当
_	- 般層	いずれの要素にも該当しない



## 3 調査結果

## ①生活困難層の割合

「低所得」や「家計の逼迫(ひっぱく)」、「子どもの体験や所有物の欠如」のうち 2 つ以上に該当し、困窮層にあると思われる家庭は、小学 5 年生で 5.2%、中学 2 年生で 6.0%、いずれか 1 つに該当する周辺層の家庭は、小学 5 年生で 14.0%、中学 2 年生で 12.1%となっています。

困窮層と周辺層を合わせた生活困難層にあたる家庭は、小学 5 年生で 19.2%、中学 2 年生は 18.1%となっています。

### ○各層の内訳

区分	小学 5	5年生	中学2	2年生
サンプル数(人)	286		215	
生活困難層	55	19.2%	39	18.1%
困 窮 層	15	5.2%	13	6.0%
周辺層	40	14.0%	26	12.1%
一般層	231	80.8%	176	81.9%

<sup>※</sup>サンプル数とは、生活困難度が判定できた数

### ○各層の内訳:世帯タイプ別

区分	小学5年生			中学2年生				
	ふたり親		ひとり親		ふたり親		ひとり親	
サンプル数(人)	2	258		20	1	191		21
生活困難層	38	14.7%	12	60.0%	25	13.1%	12	57.1%
困窮層	11	4.3%	3	15.0%	7	3.7%	6	28.6%
周辺層	27	10.5%	9	45.0%	18	9.4%	6	28.6%
一般層	220	85.3%	8	40.0%	166	86.9%	9	42.9%

<sup>※</sup>サンプル数とは、生活困難度と世帯タイプが判定できた数

### (参考:東京都※の生活困難層の内訳)

区 分	小学5年生	中学2年生
生活困難層	20.5%	21.6%
困窮層	5.7%	7.1%
周 辺 層	14.9%	14.5%
一般層	79.5%	78.4%

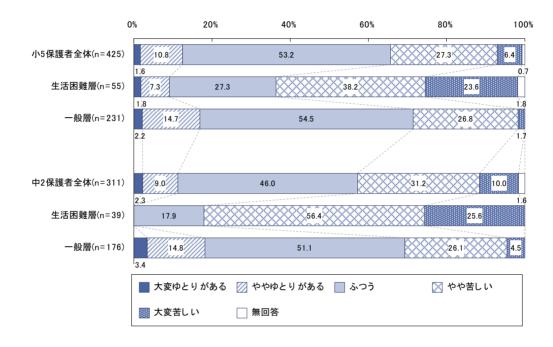
<sup>※</sup>東京都が都内の4自治体(墨田区、豊島区、調布市、日野市)を対象に平成28年に行った調査結果

<sup>※</sup>端数処理の関係で、合計が100%とならない場合がある。

<sup>※</sup>端数処理の関係で、合計が100%とならない場合がある。

## ②現在の(主観的)暮らし向き

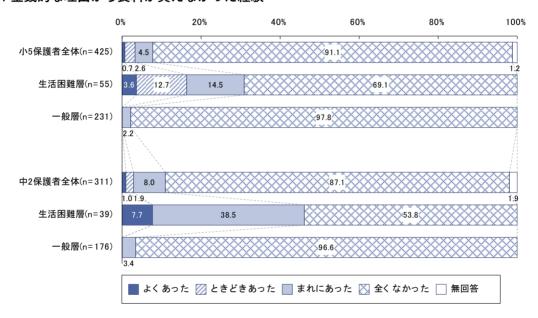
現在の暮らしの状況について、「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせた『苦しい』と回答した割合は、小学 5 年生の全体で 33.7%、生活困難層で 61.8%、一般層で 28.5%、中学 2 年生の全体で 41.2%、生活困難層で 82.0%、一般層で 30.6%となっています。 小学 5 年生、中学 2 年生とも生活困難層では一般層に比べ、 2 倍以上の割合となっています。



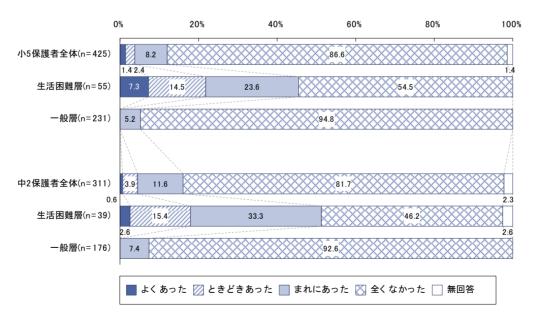
### ③食料や衣服が買えなかった経験

小学 5 年生全体の 7.8%、中学 2 年生全体の 10.9%で、過去 1 年間に金銭的な理由で食料が買えなかった『経験がある』(「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の合計)と回答しています。また、小学 5 年生全体の 12.0%、中学 2 年生全体の 16.1%の世帯で過去 1 年間に金銭的な理由で衣服が買えなかった『経験がある』と回答しています。その中で、生活困難層の約  $3\sim5$  割が、食料や衣服が買えなかった『経験がある』と回答しています。

### ▼金銭的な理由から食料が買えなかった経験



## ▼金銭的な理由から衣服が買えなかった経験



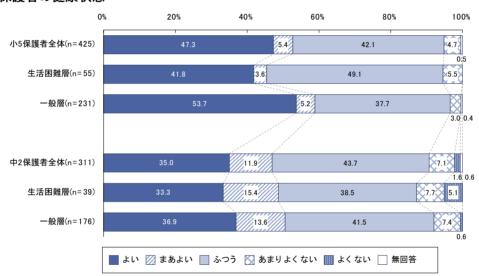
### 4保護者の健康状態/抑うつ傾向

保護者の健康状態について、「よい」と「まあよい」を合わせた割合は、小学 5 年生では一般層の 58.9%に対し、生活困難層では 45.4%と生活困難度による差がみられます。 抑うつ傾向について、小学 5 年生、中学 2 年生とも一般層に比べ生活困難層で  $K6^*$ の合計点は「 $0\sim4$  点」の割合が低く、何らかの心理的ストレスを抱えている状況がうかがえます。特に中学 2 年生の生活困難層では、精神的な問題がより重い可能性があるとされる「10 点以上」の割合が 35.9%と高くなっています。

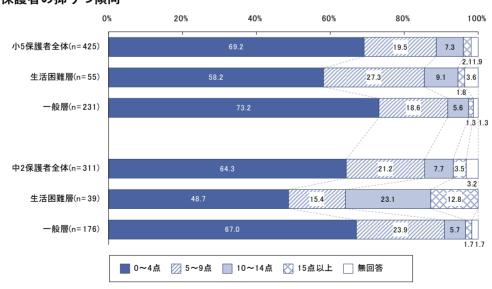
#### 語句説明

※K6・・・米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で、心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す、一般的なうつ傾向をはかる指標として広く利用されている。過去30日の間で心の状況を指数化。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとされている。

#### ▼保護者の健康状態

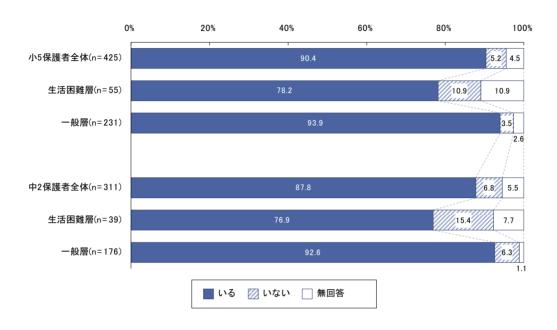


#### ▼保護者の抑うつ傾向



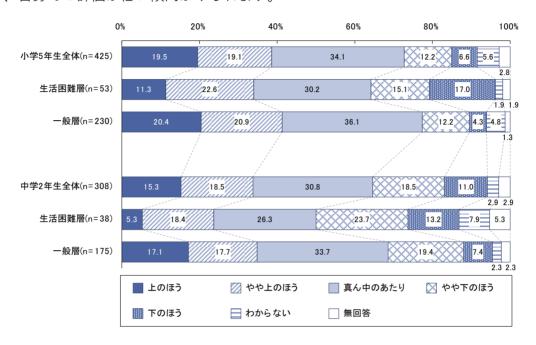
## 5保護者の相談相手の有無

小学 5 年生、中学 2 年生の保護者とも相談相手が「いる」割合は、一般層に比べ生活 困難層で 15 ポイント程度低くなっています。また、小学 5 年生の 10.9%、中学 2 年生 の 15.4%の生活困難層で相談相手が「いない」と回答しています。



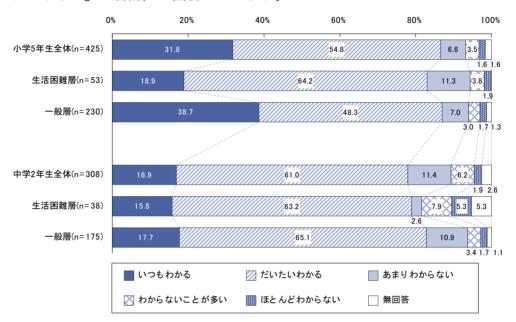
## ⑥子どもの主観的成績評価

子ども自身の主観的成績評価について、「やや下のほう」と「下のほう」を合わせた『下位』は生活困難層で割合が高く小学 5 年生で 32.1%、中学 2 年生で 36.9%となっており、自身での評価が低い傾向がみられます。



## ⑦授業の理解度

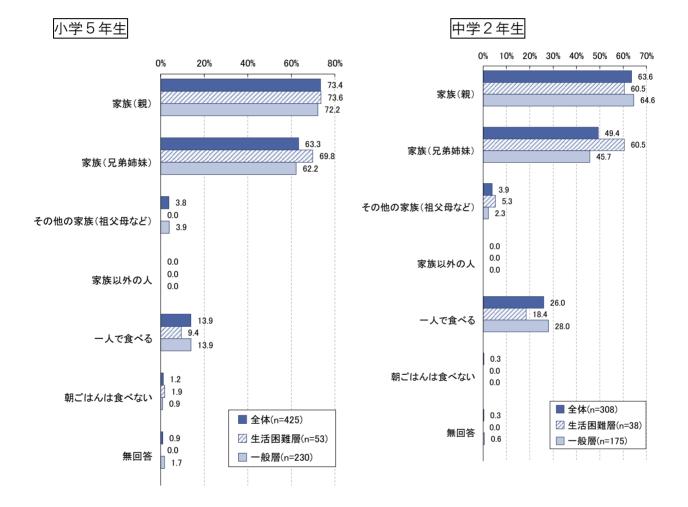
学校の授業について、小学 5 年生、中学 2 年生の約 8 割は『わかる』(「いつもわかる」 と「だいたいわかる」の合計)と回答している一方、小学 5 年生の生活困難層の 5.7%、中学 2 年生の生活困難層の 13.2%は『わからない』(「わからないことが多い」と「ほとんどわからない」の合計)と回答しています。



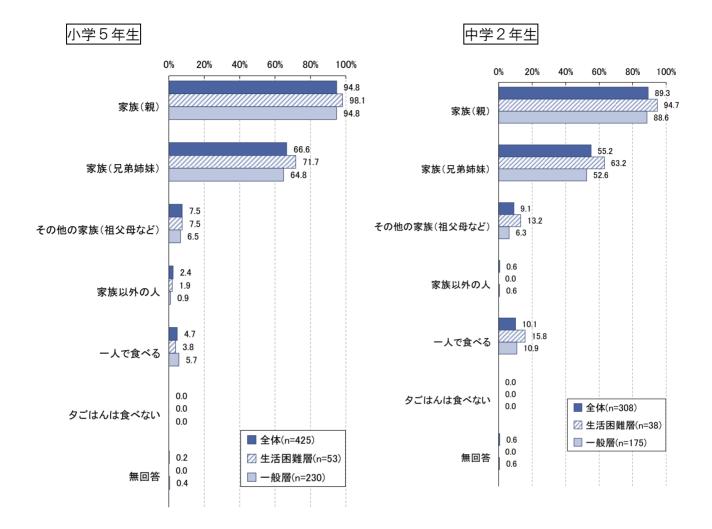
## ⑧平日の食事を一緒にとる人

平日の食事は、小学 5 年生、中学 2 年生のいずれとも「家族(親)」、「家族(兄弟姉妹)」と一緒に食べるとの回答が高くなっていますが、朝食を「一人で食べる」との回答は一般層で高く、小学 5 年生で 13.9%、中学 2 年生で 28.0%となっています。また、中学 2 年生のいずれも 1 割程度は夕食を「一人で食べる」と回答しています。

### ▼朝食を一緒にとる人



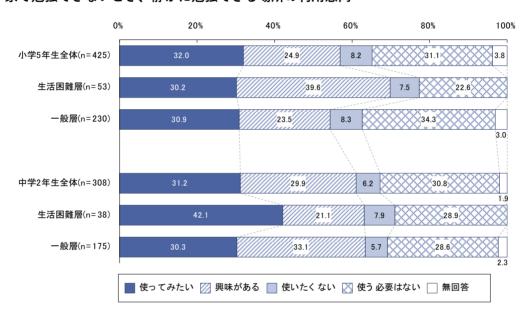
## ▼夕食を一緒にとる人



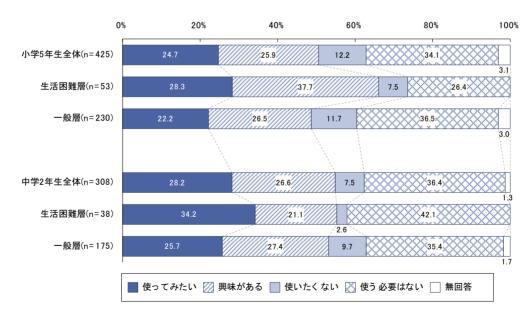
## 9子どもの支援サービスの利用意向

小学 5 年生、中学 2 年生のいずれも「家で勉強できないとき、静かに勉強できる場所」を「使ってみたい」と回答した割合が 3 割を超え、特に中学 2 年生の生活困難層で 42.1% と高くなっています。そのほか、小学 5 年生では 28.3%、中学 2 年生では 34.2%の生活困難層で「(家以外で) 休日にいることができる場所」、また、小学 5 年生の生活困難層で 28.3%が、「大学生ボランティアが勉強を無料でみてくれる場所」を「使ってみたい」と回答しています。

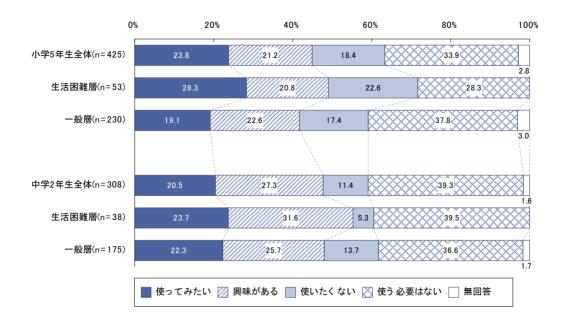
### ▼家で勉強できないとき、静かに勉強できる場所の利用意向



## ▼(家以外で)休日にいることができる場所の利用意向



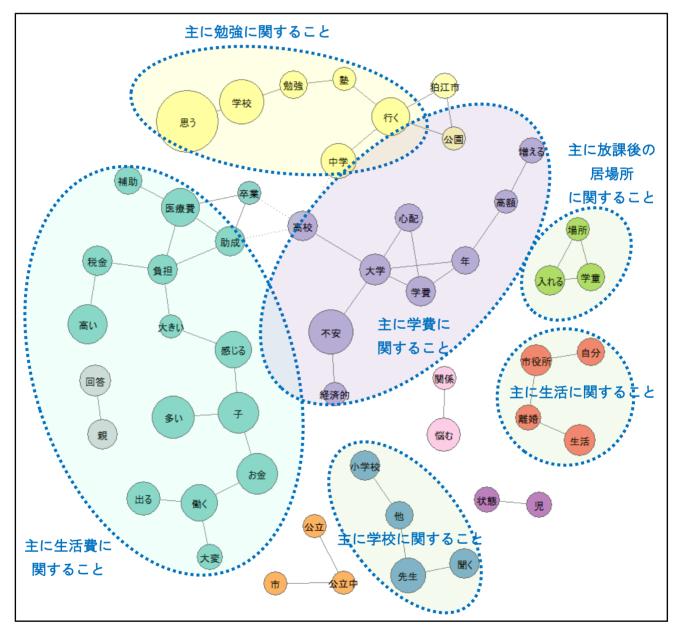
## ▼大学生ボランティアが勉強を無料でみてくれる場所の利用意向



## ⑩共起ネットワーク\*

# 保護者の困りごと・悩みごと

現在の保護者の困りごと・悩みごととして、「高校や大学の学費が高く心配や不安があること」、「税金や医療費の負担が大きいと感じること」、「子どもが多いとお金の面で大変であること」など、学費や生活費などの経済的な負担に関するものが多くみられました。他にも、放課後の居場所や生活、学校に関するものなどがみられます。

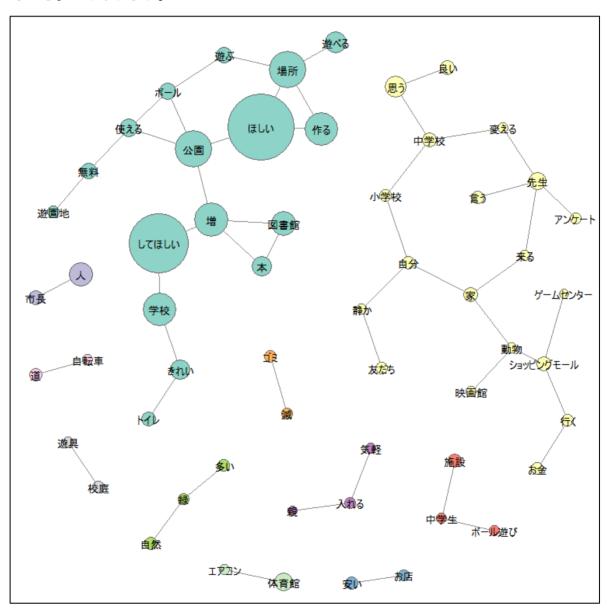


### 語句説明

※共起ネットワーク・・・個々人のコメント間の共通性をネットワーク図にして示す方法

# 子どもから市への要望

子どもから市への要望として、「ボールを使って遊べる公園や場所がほしい」、「図書館の本を増やしてほしい」、「学校のトイレをきれいにしてほしい」など、子どもにとって身近なものに関するものが多くみられたほか、「無料で使える場所や遊園地」、「友だちと静かに過ごせる場所」、「ショッピングモール、ゲームセンター、映画館」など、遊び場に関するものも多くみられます。



## (3) 若者生活実態調査

## 1 調査概要

### ①調査の目的

若者の生活実態を把握し、若者がどのような困難を抱えているのか、またどのような 支援を必要としているのかを把握するための基礎資料を得ることを目的に実施しました。

## ②調査の方法

○ 調査対象:住民基本台帳に登録された満 18 歳から 39 歳まで(平成 30 年 11 月 14 日現在)の対象者から無作為に抽出した 1,000 人

○ 調査期間:平成30年11月27日~12月14日

○ 調査方法:郵送配布・郵送回収

○ 配布·回収状況:

配布数	回収数	回収率	
1,000 票	263 票	26.3%	

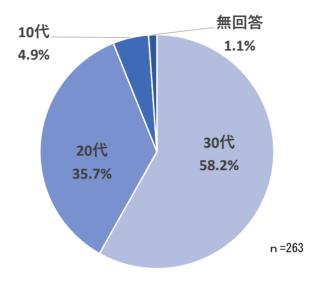
## ③調査結果を見るうえでの注意事項

- ・グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答数です。
- ・調査票の中で、単数回答(○を1つ選択する設問)においても、複数選択した場合は、回答数として計上しています。したがって、単数回答(○を1つ選択する設問)においても、回答数が回収数の 263 を超える場合があります。
- ・単数回答 (〇を1つ選択する設問) において、複数回答もカウントしているため、調査 結果の人数と回答件数が一致しない場合もあります。
- ・百分率 (%) の計算は小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで表示しました。したがって、単数回答(〇を 1 つ選択する設問)においても、四捨五入の影響で 100% にならない場合があります。
- ・本文、表、グラフは表示の都合上、調査票の選択肢及び設問の文言を一部簡略化して いる場合があります。
- ・調査では年齢を伺っていますが、調査結果は年代ごとに集計しています。

# 2 調査結果

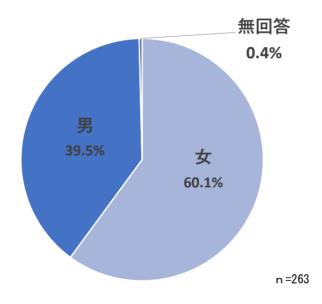
# 1年齢

「30代」が58.2%、「20代」が35.7%、「10代」が4.9%となっています。



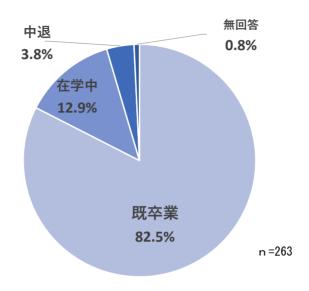
# ②性別

「女性」が60.1%、「男性」が39.5%となっています。



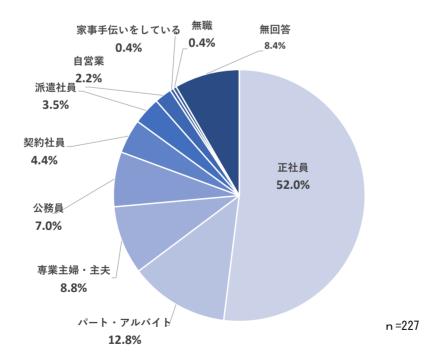
# ③在学状況

「既卒業」が82.5%、「在学中」が12.9%、「中退」が3.8%となっています。



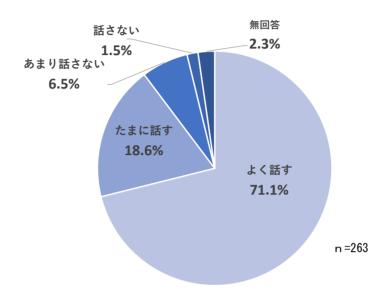
## ④既卒業、中退後の就業の有無・就業形態

既卒業及び中退した人の8割超は就労していると回答しています。



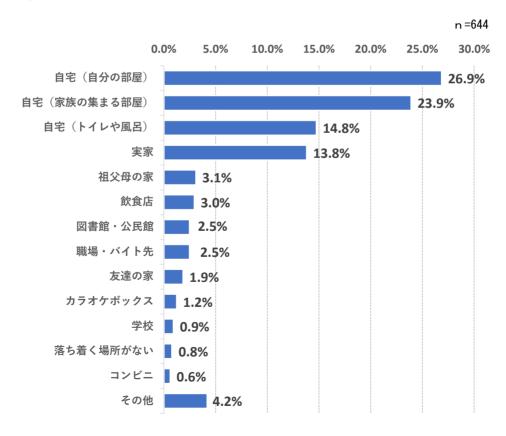
## ⑤家族との会話の有無

7割超が家族と「よく話す」と回答しています。



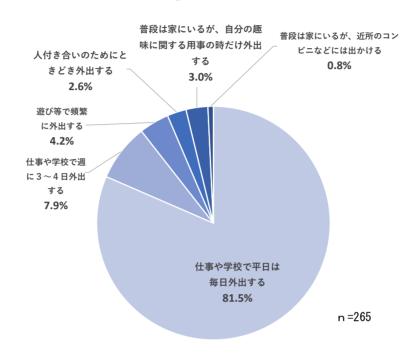
# ⑥ホッとできる、安心できる場所(複数回答可)

自宅や実家の回答が多くなっている一方、0.8%は「落ち着く場所がない」と回答しています。



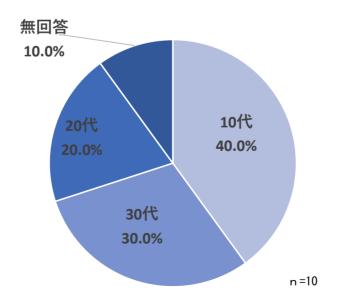
## ⑦普段、外出する頻度

「仕事や学校で平日は毎日外出する」が81.5%と多数を占めていますが、3.0%は「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」、0.8%は「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」と回答しています。



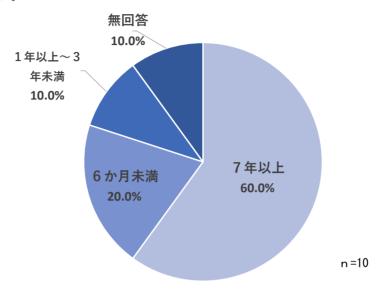
## ⑧普段は家にいると回答した人が現在の外出頻度になった歳

「10代」が40.0%、「30代」が30.0%、「20代」が20.0%となっています。



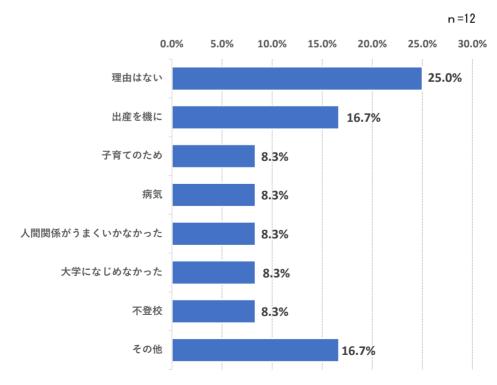
# ⑨普段家にいると回答した人が現在の外出頻度になってからの年数

「7年以上」が60.0%、「6か月未満」が20.0%、「1年以上 $\sim 3$ 年未満」が10.0%となっています。



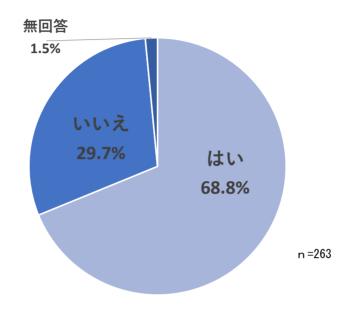
## ⑩普段家にいると回答した人が現在の外出頻度になったきっかけ

「出産を機に」が16.7%、「子育てのため」が8.3%となっているほか、「病気」、「人間関係がうまくいかなかった」、「大学になじめなかった」「不登校」も8.3%となっています。



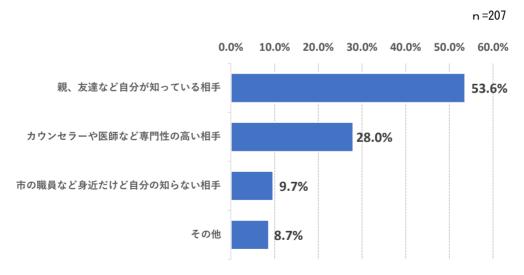
# ⑪悩みごとの有無

「はい(ある)」が68.8%、「いいえ(ない)」が29.7%となっています。



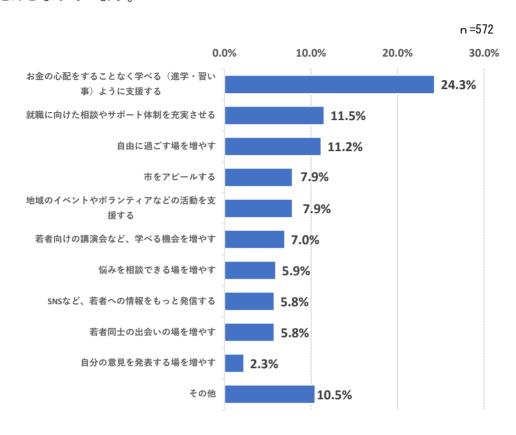
# ⑫悩みごとがあると回答した人が相談したいと思う相手

「親、友達など自分が知っている相手」が 53.6%と半数を占め、「カウンセラーや医師など専門性の高い相手」が 28.0%となっています。



# ③若者のために必要だと思う狛江市の取組み

「お金の心配をすることなく学べる(進学・習い事)ように支援する」が 24.3%、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が 11.5%、「自由に過ごす場を増やす」が 11.2%となっています。



# 4 第1期こまえ子育で応援プランの実施状況

# (1)教育・保育施設及び地域型保育事業の状況

(①:第1期計画当初の量の見込み数、②③:当該年度の実績値)

平成 27 年度から平成 30 年度にかけて、認可保育所を 5 園、認定こども園を 1 園開設し、 定員を 542 人拡大しましたが、特に 3 号認定はこの間継続して申込み数が確保数を上回っ ており、保育ニーズが増加していると考えられます。

# ■1号認定(3歳以上:1号認定+2号認定〈教育ニーズ〉)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	1,004 人	1,027 人	1,065 人	1,067 人
②確保数	975 人	975 人	975 人	975 人
③入園者数	991 人	982 人	961 人	929 人
過不足数 (2-3)	▲16人	▲7人	14 人	46 人

## ■ 2 号認定(3歳以上:保育ニーズ)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	669 人	684 人	710 人	711 人
②確保数	696 人	755 人	872 人	980 人
③申込み数	698 人	737 人	852 人	920 人
過不足数(②-③)	▲2人	18 人	20 人	60 人

# ■ 3 号認定(0歳)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	136 人	134 人	133 人	131 人
②確保数	93 人	110 人	140 人	143 人
③申込み数	159 人	185 人	203 人	180 人
過不足数(②-③)	▲66人	▲75 人	▲63人	▲37 人

# ■3号認定(1・2歳)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	477 人	479 人	464 人	460 人
②確保数	379 人	463 人	566 人	587 人
③申込み数	594 人	654 人	708人	779 人
過不足数 (2-3)	▲215 人	▲191 人	▲142 人	▲192 人

# (2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

(①:第1期計画当初の量の見込み数、②③:当該年度の実績値)

延長保育事業、学童クラブ (放課後児童健全育成事業)、ファミリー・サポート・センター事業の利用実績が第1期計画当初の量の見込みを上回る結果となっています。

# ■延長保育事業

平成27年度から平成30年度にかけて、認可保育所を5園、認定こども園を1園開設し、 その6園すべてで延長保育事業を実施しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	315 人	318 人	320 人	318 人
②実利用者数	828 人	824 人	892 人	1,137 人

# ■学童クラブ (放課後児童健全育成事業)

平成 27 年度から平成 30 年度にかけて、新規学童クラブを 1 か所開設したほか、改修工事等により、定員を 50 人拡大しましたが、この間継続して申込み数が確保数を上回っています。

### 低学年(6~8歳)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	477 人	486 人	482 人	492 人
②確保数	452 人	490 人	492 人	493 人
③申込み数	522 人	555 人	589 人	608 人
過不足数 (2-3)	▲70 人	▲65 人	▲97人	▲115 人

# 高学年(9~11歳)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	266 人	258 人	261 人	269 人
②確保数	68 人	80 人	77 人	83 人
③申込み数	79 人	90 人	93 人	95 人
過不足数 (2-3)	▲11 人	▲10 人	▲16 人	▲12 人

# ■子育て短期支援事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	288 人	230 人	232 人	230 人
②確保数	38 人	55 人	94 人	8人
③延べ利用者数	38 人	55 人	94 人	8人

# ■地域子育て支援拠点事業

和泉児童館、岩戸児童センター、子ども家庭支援センターで「子育てひろば事業」を実施し、平成31年度には新たに北部児童館内でも子育てひろばを開設しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	47,237 人	47,163 人	46,054 人	45,562 人
②確保数	22,469 人	23,879 人	23,120 人	23,399 人
③延べ利用者数	22,469 人	23,879 人	23,120 人	23,399 人

# ■幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(預かり事業)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	52,518 人	53,638 人	55,701 人	55,760 人
②確保数	12,812 人	14,166 人	14,775 人	15,210 人
③延べ利用者数	12,812 人	14,166 人	14,775 人	15,210 人

# ■それ以外の一時預かり (預かり事業)

平成27年度から平成30年度にかけて、認可保育所を5園、認定こども園を1園開設し、 開設し、そのうち3園での一時預かり事業を実施しました。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量	の見込み	6,682 人	6,814 人	6,902 人	6,822 人
②確	保数	2,500 人	3,736 人	3,424 人	3,813 人
③延	べ利用者数	2,500 人	3,736 人	3,424 人	3,813 人
	認可保育所	1,681 人	2,378 人	2,629 人	3,302 人
	家庭福祉員	129 人	127 人	109 人	118 人
	ファミサポ(就学前)	690 人	931 人	686 人	393 人

# ■病児・病後児保育事業

狛江すこやか病児保育室で実施しているほか、ファミリー・サポート・センターでも病後児預かりを実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	937 人	946 人	952 人	948 人
②確保数	449 人	429 人	406 人	495 人
③延べ利用者数	449 人	429 人	406 人	495 人

# ■ファミリー・サポート・センター事業

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	6-8 歳	408 人	416 人	412 人	421 人
①量の見込み	9-11 歳	213 人	207 人	209 人	215 人
②確保数	6-8 歳	1,508 人	1,453 人	1,517 人	1,276 人
(全)唯 (木安)	9-11 歳	208 人	519 人	52 人	116 人
③延べ利用者数	6-8 歳	1,508 人	1,453 人	1,517 人	1,276 人
②延べ利用有数	9-11 歳	208 人	519 人	52 人	116 人

# ■利用者支援事業

利用者支援事業(特定型)として、子育で支援専門員1名を子育で支援課窓口に配置しています。また、平成30年10月から利用者支援事業(母子保健型)を健康推進課にて開始しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保数	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所

# ■乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	658 世帯	653 世帯	645 世帯	610 世帯
②実績(対象世帯数)	718 世帯	756 世帯	721 世帯	695 世帯
(訪問世帯数)	626 世帯	640 世帯	610 世帯	603 世帯
実施率	87.2%	84.7%	84.6%	86.8%

# ■養育支援訪問事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み	30 件	30 件	30 件	30 件
②訪問件数	84 件	6件	62 件	36 件

# ■妊婦健康診査事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①量の見込み(延べ受診者数)	8,862 人	8,792 人	8,680 人	8,540 人
②実施対象者数	9,884 人	10,486 人	10,024 人	9,492 人
延べ受診者数	7,640 人	8,112 人	7,258 人	7,221 人
実施率	77.3%	77.4%	72.4%	76.0%

## (3) 子ども・子育て支援に関する施策の状況

### ■基本目標1 子どもが健やかに育つ家庭づくりを支援します

- 子育てサイトでは、子育て家庭に必要とされている情報の把握に努めながら、利用者がより手軽に情報を得ることができるよう、スマートフォン対応などサイトのリニューアルに取り組んだほか、広報こまえや子育てガイドブックなどの紙媒体だけでなく、ツイッター・フェイスブックなどの SNS を活用し、情報の更新や掲載内容の充実を図りました。また、子育て中の保護者目線での情報発信を行う「こまえスマイルぴーれ」では、WEB サイトのページビュー数が平成 27 年度の 132,576 件から、平成 30 年度には 178,576 件まで増加するなど、子育て家庭のニーズに合った情報提供を行いました。
- 保育園や児童館・児童センター、学童保育所、地域センターなど既存の地域施設を活用しながら、子育で中の親等が気軽に情報交換や交流ができる場を拡充しました。特に相談機能については、児童館・児童センターや子ども家庭支援センターで実施する4か所の子育でひろばを中心に展開したほか、保育園では園庭開放を12園(公立4園、私立8園)で、学童保育所ではあそびの広場を3か所でそれぞれ実施し、より身近で相談しやすい環境づくりに取り組みました。また、各関係機関との連携により円滑な情報共有を図りました。
- 子育てに関する疑問や悩みの解消につながるよう、子育てに関する講演会の開催をは じめとした啓発活動や、みんなで子育て事業として「ノーバディーズ・パーフェクト・ プログラム (NP)」、「親子の絆づくりプログラム~赤ちゃんがきた! (BP)」、「コモン センスペアレンティング (CSP)」、「子育て講座」などの各種プログラムの開催やママ パパ学級等で、子育てに関する学習の機会を提供しました。また、これらの講座やプログラム内では、参加した子育て家庭同士の交流にもつながりました。
- 妊娠期や出産前後において特に支援が必要な家庭に対しては、出生後の早い段階からの支援につなげることができるよう、こんにちは赤ちゃん訪問事業や乳幼児健診等の母子保健事業の充実に努めつつ、平成30年度からゆりかご狛江(妊婦面談)を実施しています。また、これらの事業の中で担当保健師が関係機関と連携、情報共有を図り、それぞれの家庭の状況を踏まえて必要な支援を行う機関につなげるとともに、各関係機関においても研修等を通じて専門職の質の向上を図るなど、支援体制の充実に努めました。
- 狛江市食育推進計画に基づき、食に対する関心や食生活を通じて健康増進が図られるよう、食育月間での啓発活動や学校・保育園における食に関する指導に努めました。また、平成 29 年度にこまえ子育てねっとのリニューアルを行った際には、食育の専用ページを構築し、栄養士による離乳食レシピの公開を行うなど、WEB サイトからの周知・啓発活動に取り組みました。

■ 子どもたちの健全育成に必要な知識の普及のため、学校保健との連携を強化し、保健の授業や特別活動の授業を通して、児童・生徒の発達の段階を踏まえた心身の発育・発達や健康などに関する知識を確実に身につける指導を重ねました。また、ポスター掲示やチラシ等の配布により、市民各層への啓発活動にも努めました。

# ■基本目標2 地域の子育て力を高める環境を創出します

- 子育て家庭の多様な相談に対応し、それぞれの支援が途切れることなく継続的に行われるよう、子ども家庭支援センターや児童館・児童センター、学童クラブなど関係機関がそれぞれの機能や設備、プログラムなどの充実を図るとともに、相互の連携を強化し、利用者ニーズに応じた相談体制や支援の充実に努めました。
- 子どもたちの居場所については、適切なニーズの把握のもと、北部児童館(愛称:こまっこ児童館)やプレーパークといった新規施設の開設や、地域センター等の既存施設の活用、学校施設の開放、公園や児童遊園の整備などを通じて、子どもたちが安心して過ごせる居場所の提供に取り組みました。また、市内の全小学校で放課後子ども教室(KoKoA)を実施し、子どもたちの居場所の充実に努めました。
- 児童館・児童センターにおいては、児童・生徒による地域の清掃やスタッフの地域活動への参加を通じて、より地域に根ざした運営に努めました。また、地域交流を推進するため、保育園による園庭開放や出前保育を実施したほか、乳幼児と児童のふれあいや職場体験の受入れなどによる世代間・異年齢間の交流の場の提供に取り組みました。さらには、子ども・若者の意見表明の場を設けるなど子どもの主体的な活動の支援に取り組みました。
- ファミリー・サポート・センター事業では、地域で子育てに関する援助を受けたい方と協力したい方をマッチングし、平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間で延べ 6,649 件の利用があったほか、アドバイザーが児童館スタッフと連携を図り、相談対応にも関わっています。
- 子育て家庭が外出や移動をしやすい環境の整備を図るため、施設やその周辺設備のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、地域への啓発活動にも取り組みました。
- 子どもたちや子育て家庭が安全かつ安心して生活できるよう、関係機関や学校、地域とも連携しながら、パトロールや見守り活動を中心に地域の防犯に努めたほか、児童・生徒や地域全体における有害環境対策のための啓発活動、講演会や講座の開催による学習機会の提供に取り組みました。
- 地域の中で子育て支援を行うことができる人材の育成や活用に向け、現在の子育で環境や保育について学習できるボランティア講座や「孫育て」をテーマにした子育で講座を開催するとともに、里親制度や市内の養育家庭(3家庭)について、関係者を対象とした学習会と関係者や市民を対象とした発表会を開催しました。また、市民活動支援センターと連携し、ボランティア人材の登録や提供体制を構築し、地域で子育てを支える環境整備に取り組みました。

# ■基本目標3 子どもの生きる力と豊かな心を育む環境を整えます

- 市民まつり等の機会を活用して、市民に向けた子どもの権利条約の周知・啓発に努めるとともに、子どもたちによる子ども議会の開催や青少年会議の実施、児童館運営への参画を行い、子どもの権利擁護を推進しました。また、関係機関との情報交換を行いながら、不登校の児童・生徒の対応や学習支援、子どもたちが気軽に相談できる窓口の開設など、学校や教育研究所と連携し、全市的に不登校やいじめに対する取組みを進めました。
- 幼稚園・保育園と小学校の連携や交流の充実を図り、幼保小連絡懇談会の開催等を通じて小学校への円滑な接続に努めたほか、子育てガイドブックの内容を充実させるなど、子育て家庭に向けた情報提供を進めました。また、体験学習や地域との交流活動等においては、子どもたちへの様々な体験機会の提供に努めました。
- 学校において、少人数指導や外国人英語指導員の派遣等により児童・生徒の学力向上 に取り組むとともに、野外体験や自然体験活動、文化・芸術に触れる機会を設け、子 どもたちの豊かな情操と創造力を育む活動に取り組みました。
- 市職員による出前講座等を通して、地域の歴史や文化、芸術に触れる機会を設け、郷土への関心や豊かな創造性を育んだほか、多摩川や野川をはじめとした狛江の自然環境を活かした体験授業や、新潟県長岡市川口地域や山梨県小菅村での自然体験を企画・実施するなど、多様な活動を通して、学校や地域における体験機会の拡大に努めました。
- 保育園や児童館・児童センター、学童クラブ等が連携し、小中学生・高校生が乳幼児とふれあう機会を拡大し、次世代の親の育成につなげると同時に、中学校の技術・家庭科の授業では、生徒が幼児と一緒に遊んだり交流したりするなど、学校や関係団体等と連携して、子育てに対する興味や関心を高める取組みを行いました。

### ■基本目標4 ワーク・ライフ・バランスを積極的に進める社会にします

- 子育て家庭の就労環境の改善に向け、ハローワークをはじめとした関係機関との連携による就業情報の提供の充実を図るとともに、就職支援セミナーを開催し、様々な世代に向けた就労支援に努めました。
- 仕事と家庭の調和に向け、一時保育の充実、延長保育の拡大、認可外保育施設等の支援等、保育サービスの充実に努め、子育て家庭における子育てと仕事の両立を支援しました。また、平成27年度から平成31年度までの5年間で12か所(認可保育所6か所、認定こども園1か所、家庭的保育事業1か所、事業所内保育事業1か所、小規模保育事業3か所)の保育園等を整備し、受入れ数の拡大による待機児童の解消に向けた取組みを進めながら、並行して保育士をはじめとした専門職への研修等を通じて、保育・教育の質の向上にも取り組みました。

■ 男女ともに子育てに参加できる社会を目指し、男女共同参画推進フォーラムの開催やパネル展示、情報誌の発行、こまえ子育てねっとへの専用ページの開設など、市民に向けた情報発信を強化するとともに、企業等への制度の周知や意識の啓発を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みを行いました。また、父親向けの子育て講座やプログラムの実施、父子健康手帳の作成・配布を通じて、男性の育児参加の促進に努めました。

### ■基本目標5 子どもや子育て家庭が安心して生活できる社会にします。

- 子育て関連施設における緊急連絡体制の強化やこどもかけこみ 110 番、防犯パトロール活動の推進により子どもたちの安全確保に努めたほか、学校等における交通安全教室やスケアード・ストレイト\*の交通安全教室を通して、子どもの交通安全に対する意識を高めました。また、学校や関係機関と連携し、AED 応急救命活動、消火活動、防災講演会の実施等による防災教育を推進し、防災意識の醸成を図りました。
- 市と子ども家庭支援センター、その他関係機関による子ども家庭支援ネットワークのもと、児童虐待防止に向け、関係者向けの研修会や会議内での事例検討を行うなど、関係機関と認識を共有するための取組みを進めました。また、各学校においては、子どもからのいじめや不登校、虐待などの相談に対応するため、スクールソーシャルワーカーが様々な関係機関と連携・調整を行い、課題の解決に取り組みました。
- 障がいのある子どもと家庭への支援の充実に向けて、多様な相談に対応できるよう、 児童発達支援センターの創設を見据えた相談・連絡調整体制の整備や、一貫した地域 療育体制の確立を軸とした地域療育システムの構築に取り組みました。
- それぞれの子どもの状況を踏まえ、乳幼児発達健診内容等の充実を図るとともに、早期発見に努め、療育相談や児童発達支援事業等につなげるなど、早期の支援を目指した各関係機関との連携強化を進めました。また、子どもたちがより自らに適した学習環境を選択できるよう、十分な情報提供と丁寧な就学支援を行いながら、学校においては特別支援教育に係る取組みの中で、教員が発達障がい等に関する理解を深め、通常学級における特別な支援が必要な児童・生徒への具体的な対応方法について学びながら、指導や支援のあり方を工夫改善し、実践しました。
- ひとり親家庭等への支援やサービスの充実に向け、平成 31 年度からひとり親家庭等専門相談員を設置し相談体制を強化したほか、パンフレットの配布によるひとり親家庭支援策の周知や各種手当の支給、資金の貸付等を通じて、子育て家庭の経済的支援の充実に努めました。
- 子育て家庭に係る経済的負担の軽減のため、児童手当のほか児童育成手当や児童扶養 手当、特別児童扶養手当などの支給について、国や都の各種手当制度の動向を見定め ながら、各事業の円滑な実施に努めました。

語句説明

※スケアード・ストレイト・・・主にスタントマンが事故現場を再現してみせ、それにつながる危険行為を未然に 防ぐ教育手法 第2章

# 計画の基本的な考え方

# 1 基本理念

基本理念とは、この計画の推進を通じて実現を目指す将来のまちの姿であり、この計画 における最終目標となるものです。

本計画では、地域において誰もがそれぞれの"自分らしさ"や多様性を認めあい、尊重されながら、すべての子ども・若者が健やかに成長していくとともに、様々な世代の人々や支援機関が顔の見える関係でつながることで、子ども・若者や子育て家庭を支援する地域を目指し、「ゆるくつながり\*\*、地域が子どもと若者を支えるまち・狛江」を基本理念とします。

### 基本理念

### ゆるくつながり、地域が子どもと若者を支えるまち・狛江



※「ゆるくつながる」とは、顔の見える関係を大切にしながら、 相手に寄り添うように、おだやかに、ゆるやかに、そして分 けへだてなく、人と人との関係がつくられていくことを表 現しています。

### 基本的な視点

すべての子どもや家庭の幸せと利益を最大限に尊重します。

子どもや若者とその家庭に寄り添い、切れ目のない支援を行います。

子どもや若者が個性を伸ばし、のびのびと過ごせる環境を整備します。

子育てを通じて、いろいろな人がつながる地域をつくります。

### 基本施策

基本 1

すべての子ども・若者が 健やかに成長できるため の環境づくり 基本 2

すべての親が安心して子 どもを産み育てられる環 境づくり 基本 目標 3

地域で支える・地域がつな がる子育ての環境づくり

#### 重点施策

- (1) 妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援
- (2) ゆとりを持って子どもと向き合える子育て環境づくり
- (3) 児童虐待の予防・防止
- (4) 子どもの貧困対策の推進

# 2 基本的な視点

基本的な視点とは、基本理念の実現に向けて、それぞれの施策や具体的な取組みを実行していくときに常に持っておく視点、考え方です。

狛江市では、狛江市福祉基本条例に基づき、すべての市民が、生涯にわたり人間性が尊重され、生きがいを持って、ともに生きる豊かな福祉社会の実現に向けて、市民福祉の推進に努めます。

また、市域の狭さや多摩川をはじめとした豊かな自然環境など、狛江市特有の資源を活用し、日々の暮らしの中で"狛江らしさ"を感じられるような子育て環境の整備を進めます。

# (1) すべての子どもや家庭の幸せと利益を最大限に尊重します

子どもは、ひとりの人間としての権利が保障されるものであり、大人の都合で、子どもの権利が侵害されることがあってはなりません。また、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重することが必要です。さらに、子どもの幸せは、子どもの育つ家庭や親の幸せと切り離しがたく結びついていることから、親を含めた家庭全体の幸せを実現するという考え方も必要です。

このような考え方を踏まえ、いじめや児童虐待、犯罪など、子どもと若者の安心や安全を 脅かす要素の根絶に努めるとともに、社会全体で子どもの声に耳を傾けることで、子ども自 身が持つ生きる力・育つ力を最大限に引き出し、地域社会の一員として、子どもや若者が取 り組む社会参画や主体的な活動を応援します。

# (2) 子どもや若者とその家庭に寄り添い、切れ目のない支援を行います

近年、経済状況や雇用環境等の変化に伴う人々の価値観やライフスタイルの変化とともに社会が複雑化し、子育て家庭が抱える困りごとも、より複合的なものになってきています。このような環境の中で、子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、妊娠・出産期などの早い段階からそれぞれの家庭に寄り添い、包括的な支援を行っていく姿勢と方策が求められています。

狛江市では、妊娠期から青年期まで、ライフステージによって支援が途切れてしまうことがないよう、市の担当課や学校を含む関係機関同士が相互に連携を図り、それぞれの家庭に寄り添った切れ目のない支援に取り組んでいきます。

# (3) 子どもや若者が個性を伸ばし、のびのびと過ごせる環境を整備します

多様性が尊重され、子どもや若者一人ひとりの個性が生かされる社会となるよう、子どもが自分らしく過ごし、育つための環境が必要です。そして、いかなる差別もなく、その尊厳と権利が尊重されなければならないことを市民に発信するとともに、子どもたちが幅広い知識と考える力、豊かな感性を身につけることができるよう、教育・育成環境の整備に努めます。

また、子どもたちが健やかに成長し、青年期を経て、大人となって社会を担っていくことができるように、親や祖父母世代など異なる世代と交流する機会や様々な体験活動の提供など、子どもや若者が小さな頃から、社会や地域の人とつながるための支援を行います。

### (4) 子育てを通じて、いろいろな人がつながる地域をつくります

市域が狭く、人口密度が高い狛江市には、互いに「顔の見える関係」を築きやすい環境があります。そしてこれは、地域全体で子どもの成長や子育て家庭を支えていくうえで貴重な財産でもあります。

こうした狛江市の強みを活かしながら、いろいろな世代の人が、地域や学校、企業等での活動を通じてネットワークをつくり、子どもと子育て家庭を地域で温かく見守り支える環境を創出していく必要があります。そのため、子育ち・親育ちの過程の中で、市民が自らの意思や意欲に基づいて、様々な活動を行うことのできる機会づくりを進めます。

# 3 基本目標

基本目標とは、基本理念の実現に向けて、それぞれの施策や具体的な取組みを実行していくときの基本的な目標となるものです。

本計画では「すべての子ども・若者が健やかに成長できるための環境づくり」、「すべての親が安心して子どもを産み育てられる環境づくり」、「地域で支える・地域がつながる子育ての環境づくり」の3つを基本目標とします。

# 1 すべての子ども・若者が健やかに成長できるための環境づくり

子どもを取り巻く環境が常に変化を続ける中で、どのような時代においても、すべての子どもや若者が健やかに成長し、活躍できる環境をつくるためには、それぞれの子どもや若者の成長や発達の段階や家庭状況に応じて、その時々に必要な支援とそれを支えるための環境整備が必要です。

そのため、関係機関等との連携のもと、乳幼児期から学齢期、そして青年期へと子どもが成長していく中で、その時々の子どもや若者に対して、必要な支援や環境の整備を的確に行い、様々な体験活動から成長に必要な力を育むとともに、悩みや困難を抱える子ども・若者に寄り添いながら、すべての子どもや若者が心身ともに健やかに成長できるための環境づくりを進めます。

#### ·■主に子ども・若者の健やかな成長に向けた支援 —

基本施策1-1| 子どもの健やかな成長に向けた支援

|基本施策1-2| 幼児教育の振興と、保育における量の確保・質の向上

基本施策1-3 子どもの居場所の確保と放課後対策の推進

基本施策1-4 多様な学びの実現と体験の機会を伴う学習の推進

|基本施策1-5|| 子どもの発達段階に応じた支援と関係機関の連携推進

基本施策1-6 悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援

基本施策1-7 子どもや若者の居場所の確保と社会参加に向けた支援

基本施策1-8 子どもの人権擁護

### 2 すべての親が安心して子どもを産み育てられる環境づくり

すべての親が安心して子どもを産み育てることのできる子育て環境を実現するためには、子育てをする中で感じる不安や精神的負担、経済的負担を軽減するとともに、子育て家庭が孤立しないしくみや環境をつくることが重要です。

そのため、様々なニーズを持つ子育て家庭への相談・支援体制の充実を図りながら、 産前・産後を中心とした母親への支援の推進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス の推進等を通じて、父親の育児参加の促進を図ります。また、子育て家庭同士が相互に 交流し、情報を共有できる場の提供や子育て中の親と地域の人がつながる機会の提供に 努めます。

·■主に保護者や子育て家庭の負担軽減に向けた支援

基本施策2-1 産前・産後の支援と父親の育児参加の促進

基本施策2-2 子育て家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備

基本施策2-3 男女ともに子育てに向き合うワーク・ライフ・バランスの推進

#### 3 地域で支える・地域がつながる子育ての環境づくり

子どもの健やかな成長と、子育て家庭が安心して子育てできるような環境をつくるためには、道路や公園施設等をはじめとしたハード基盤の整備とともに、地域が子育て家庭を温かく見守り、子どもの育ちを支えていくための地域人材の育成やネットワークの形成、地域全体としての意識の醸成が重要です。

そのため、公園や児童遊園、歩道等の基盤整備を引き続き推進するとともに、それぞれの地域の取組みや地域における個人の活動への支援、地域の空き家等の活用を通じて地域社会の意識の醸成を図り、地域で支える・地域がつながる子育ての環境づくりを進めていきます。

■主に地域における子育てに関する環境の整備や意識啓発

基本施策3-1 子どもが安全に育つ環境の充実と基盤整備

基本施策3-2 子育て家庭を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成

# 4 重点施策

重点施策とは、この計画を着実に推進していくため、計画期間中において、重点的に取り組んでいく施策です。本計画では「妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援」、「ゆとりを持って子どもと向き合える子育て環境づくり」、「児童虐待の予防・防止」、「子どもの貧困対策の推進」の4つの施策を重点施策として位置づけます。

### 重点施策1)妊娠期から青年期までの先を見据えた切れ目のない包括的支援

### ■施策の方針

妊娠期から乳幼児期、学齢期、青年期へと、ライフステージを通して切れ目のない支援を行うとともに、支援につながっていない人に早期に気づき、働きかけを行います。また、切れ目のない支援を行っていく拠点となる子育て・教育支援複合施設の円滑な運営を中心に、それぞれの家庭や子ども・若者について、保健師や助産師、ケースワーカーなどの専門職や医療機関、幼稚園・保育園、学校等の様々な関係機関、民生委員・児童委員などの地域の支援機関が相互に連携し、必要に応じて情報の共有、引継ぎを行うしくみをつくり、ひとつの家庭や子ども・若者に対する包括的な支援体制を構築します。

また、このうち特に子どもの発達に係る支援については、狛江市における地域療育システムが円滑に機能するよう、令和 2 年度に開設する狛江市児童発達支援センターがその中心となって、関係機関とともにすべての子どもの育ちを支援していきます。

## ■施策のポイント

- ・母子保健を起点とする妊娠期からの関係機関の連携による切れ目のない包括的な支援
- ・子どもや若者たちへの理解と社会とのつながりを持てる支援の推進
- ・関係機関をまたぐ相談支援を可能とする情報共有、引継ぎのしくみの構築
- ・児童発達支援センターを中心とした、子どもの発達に係る支援

# ■関連事業

事業 No.	事業名
1-1-1 新	子育て・教育支援複合施設の運営
1-1-2	乳児家庭全戸訪問事業の充実
1-1-3	乳幼児健診の充実
1-2-10	幼稚園・保育園・小学校の交流・連携
1-5-1 新	児童発達支援センターの運営
1-5-2	地域療育システムの構築、運用

1-5-3	関係機関(幼稚園・保育園・学校等)との連携
1-5-4	相談事業の充実
1-5-5	乳幼児発達健康診査の充実
1-5-6	保育園等における障がいのある子どもの受入れの推進
1-5-7	児童発達支援事業の推進
1-5-8	就学相談等の推進
1-5-9	特別支援教育の推進
1-5-10	学校における発達障がいのある児童・生徒への支援
1-5-11	児童・生徒を中心とした支援ネットワークの構築
1-6-1	子ども家庭支援センターの充実
1-6-2 新	教育支援センターの充実
1-6-3 ①新	学校における相談支援体制の強化
1-7-6	青少年育成事業の支援・充実
2-1-1 ①新	妊婦面談の充実
2-1-2	妊婦健診の充実
2-1-3 新	産後ケアの検討
2-1-7	専門職による相談の実施
2-1-8	母子訪問指導の実施

### 子ども・子育て会議で出された意見(抜粋)

- ■潜在する支援を必要とする家庭やそのニーズが把握されないことがある。母子につながる 最初の機会である妊娠届提出時にすべての妊婦の面接を行うことが必要である。
- ■ネウボラ\*のような、妊娠期から就学前まで担当保健師が、家族全員の継続支援を行うシステムの構築を検討する必要がある。
- ■外国につながる子どもやその保護者に対しての支援が必要ではないか。
- ■保健師、保健センターの存在を知ってもらうための工夫が必要である。
- ■スクールソーシャルワーカーが定着するための工夫の検討が必要である。
- ■利用者と制度を担う人や関係者同士など、顔と顔がつながる関係が必要である。
- ■現代の子ども・若者を理解して、周囲が接していかなければならない。
- ■親世代のひきこもりへの理解が必要である。
- ■切れ目のない支援を実現する若者世代が気軽に活用できる相談窓口が必要である。
- ■子どもたちが自信や目標を持てるような支援・サポートが必要である。
- ■行政の支援の方法が、現代の若者から見てなじむものとなっているかどうか。
- ■「体験」を通した子どもの成長・育成を支援していかなくてはならない。
- ■過干渉を「親へ伝える」ことと同時に、親への支援も必要である。

#### 語句説明

※ネウボラ・・・妊娠初期から就学前まで、子育て家族を専門職が担当制で継続してサポートするフィンランドの子育て支援 の拠点施設

# 重点施策2) ゆとりを持って子どもと向き合える子育て環境づくり

### ■施策の方針

近年、核家族化の進行や共働き世帯の増加に加え、地域の関係の希薄化から生じる地域 社会における子どもの養育力の低下など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してい ます。日々の生活の中で生じる育児に対する不安や負担感を軽減し、それぞれがゆとりを 持って子どもに向き合えるよう、ちょっとしたことでも気軽に相談できる場の提供やワーク・ライフ・バランスの推進に努めるとともに、世代や立場を超えて、身近でいろいろな 価値観に触れ合える機会の創出を目指します。

また、子育でに関する様々な情報を子育で家庭にしっかりと伝えていくとともに、子育で家庭と市の関係性の向上を図るため、様々な媒体による情報発信に加えて、WEB上で保護者目線の情報発信を行っている「こまえスマイルぴーれ」とも連携しながら、子育で家庭との双方向のコミュニケーションを図っていきます。

### ■施策のポイント

- ・ちょっとしたことでも気軽に相談できる場の提供
- ・子どもや子育てと向き合うためのワーク・ライフ・バランスの推進
- ・世代や立場を超えて、身近でいろいろな価値観に触れることができる機会の創出
- ・子育て家庭との双方向コミュニケーションの実践

### ■関連事業

事業 No.	事業名
2-2-1 新	子どもに係る総合相談窓口の開設
2-2-2	専門性のある多様な相談体制の充実
2-2-4 新	多様な媒体による情報提供と双方向コミュニケーションの推進
2-2-5	身近な交流の場の提供
2-2-8	子育てや家庭教育に関する学びの機会の充実
2-2-9	子育て仲間づくり・子育てグループ・子育てサークルの育成・支援
2-3-1	男女共同参画推進計画の推進
2-3-2	市民に向けたワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発活動
2-3-3	事業所との協働推進
3-2-9	世代間・異年齢交流の促進

# 子ども・子育て会議で出された意見(抜粋)

- ■早い段階から子ども(子育て)とつながる機会(世代間交流を含む)を提供する必要がある。
- ■子どもをみる視点を持った地域になる工夫が必要である。

## 重点施策3) 児童虐待の予防・防止

### ■施策の方針

近年、社会的な問題となっている児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害するとともに、 子どもの心身の成長と人格形成に重大な影響を与えるものです。この児童虐待については、 それぞれの子どもや保護者が抱える別の問題に起因することも多く、それが児童虐待をめ ぐる問題をより多様に、複雑にさせています。

そのため、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応に向けて、市や子ども家庭支援センター、児童相談所、保育園、幼稚園、学校、医療機関、保健所、警察等、子どもに関わる関係機関同士のネットワークをさらに強化するとともに、保護者が家庭の問題を抱え込み過ぎないようにするため、各種講座やプログラムを通して保護者に学びの機会を提供しながら、子どもや家庭のことを気軽に相談できる場の提供や体制整備に努めます。

また、児童虐待対策だけでなく、体罰によらない子育てを推進するため、保護者と併せ広く地域住民に対し、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、周知・啓発活動に努めます。

### ■施策のポイント

- ・子どもに関わる関係機関のネットワークの強化
- ・保護者が気軽に子どもや家庭のことを相談できる場の提供や体制整備
- ・保護者と地域住民に向けた児童虐待の防止と体罰によらない子育てに関する周知・啓発

### ■関連事業

事業 No.	事業名
1-8-1	相談・カウンセリング事業の推進
1-8-2	児童虐待防止に向けた周知・啓発と関係機関の連携
1-8-3	社会的養護に関わる人材の確保、育成
1-8-4	子どもの権利条約の普及啓発
1-8-5	DV等への相談支援の充実
1-8-6	スクールソーシャルワーカーの活動推進
2-1-6	専門職による相談の実施
2-2-1 新	子どもに係る総合相談窓口の開設
2-2-2	専門性のある多様な相談体制の充実
2-2-3	養育支援訪問事業の充実
2-2-8	子育てや家庭教育に関する学びの機会の充実

# ── 子ども・子育て会議で出された意見(抜粋)

- ■虐待対策ワーカーの人員強化をしていく必要がある。
- ■妊娠期からの出産後を見据えた母親の準備や支援が必要ではないか。
- ■身動きがとれる妊娠期の保護者への子ども家庭支援センターなどの支援機関に関する周知 が不足している。
- ■しつけとの線引き、虐待と思っていない親への対応は難しい。
- ■被支援者だけでなく、支援者への対応の必要性がある。
- ■子どもでも気軽に相談できる相談窓口を設置する必要がある。

### 重点施策4)子どもの貧困対策の推進

※この施策は、子どもの生活支援推進計画として取り組みます。

### ■施策の方針

厚生労働省の統計 (平成 27 年時点) によると、子どもの相対的貧困率\*は 13.9%であり、約 7 人に 1 人の子どもが相対的貧困とされています。また、平成 30 年度に市が実施した子どもの生活実態調査によると、小学 5 年生の 19.2%、中学 2 年生の 18.1%が、経済的な理由により何かしらできなかったことがある、と回答しています。

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その教育の機会均等が保障されるとともに、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするための支援と環境整備を推進します。

そのため、いわゆる子どもの貧困対策については、それぞれの家庭の状況に応じて、市 や学校を含む関係機関、支援団体などの支援者がそれぞれの子どもや家庭に寄り添い、情 報があっても、支援を受けることが困難な家庭に対する「アウトリーチ型」の情報提供も 含めて、必要な情報提供を行い、生活や教育、就労、経済的支援など、様々な種類の支援を 組み合わせて多面的に支援を行い、その連鎖を食い止めます。

また、貧困は子どもの成長段階において、様々な経験の欠如をもたらすことが指摘されています。そのため、いわゆる「体験の貧困」にも着目して、それぞれの子どもが居心地の良い場所を見つけ、様々な人と関わりながら成長していけるような場の確保・創出のため、既存の公共施設の活用や事業の拡充などで居場所づくりを進めるとともに、「体験の貧困」を補完するための事業を推進します。

以上のように、子どもの貧困対策は、子どもの生活を全般的に支援することが求められることから、子どもの生活支援推進計画として取り組むこととします。

#### 語句説明

※相対的貧困率・・・等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の貧困線(中央値の半分)に満たない世帯の割合

#### ■施策のポイント

- ・すべての子どもが夢や希望を持って成長していけるような支援と環境整備
- ・様々な支援者による、様々な種類の支援を組み合わせた多面的な支援
- ・「体験の貧困」を補完するための子どもの居場所の確保・創出

#### ■関連事業

事業 No.	事業名
1-1-7	乳幼児の医療費助成の実施
1-1-8	義務教育就学児の医療費助成の実施
1-1-9 新	高校生世代の医療費助成の検討
1-3-1	学童クラブの拡充
1-3-2	放課後子ども教室事業(KoKoA)の推進
1-3-3	新・放課後子ども総合プランの推進

1-3-4	児童館・児童センターの充実
1-3-5	プレーパークの運営・支援
1-3-6	地域センター等既存施設の活用
1-3-7	学校施設及び体育施設の開放
1-6-1	子ども家庭支援センターの充実
1-6-2 新	教育支援センターの充実
1-6-3 ①新	学校における相談支援体制の強化
1-6-4	ひとり親家庭相談支援の充実
1-6-5	母子家庭等の自立を支援する事業等の促進
1-6-6	母子及び父子福祉資金の貸付
1-6-7	ひとり親家庭ホームヘルプサービス
1-6-8	ひとり親家庭の医療費の助成
1-6-9	児童扶養手当・児童育成手当の支給
1-6-10	就学援助費の支給
1-6-11	奨学資金の支給
1-6-12	ショートステイ事業の充実
1-6-13	学習支援事業の推進
1-6-14 ①新	子ども食堂の推進
1-6-15 ①新	フードバンクを通じた食料支援
1-7-2	児童館・児童センターの活用
1-7-5	子ども・若者の居場所の確保
1-7-8	若者に係る相談支援の充実
2-2-6	就労支援情報の提供の促進
2-2-7 新	アウトリーチ型情報提供の検討
2-2-11	児童手当の支給

### 子ども・子育て会議で出された意見(抜粋)

- ■ふたり親世帯の貧困対策について、支援がない。
- ■住居費が高く、都心部の子育て家庭の大きな問題のひとつとなっている。
- ■家庭によって、学習環境の差があるが、補える事業がない。
- ■子どもたちに魅力的な居場所がない。
- ■貧困の子どもに対する施策だけでなく、様々な施策によって貧困の悪影響が子どもに及ばないようにする予防の手立てが必要である。
- ■相談窓口の利用のしやすさを高めることが重要な施策のひとつである。
- ■市民に関わるすべての職員、NPO など、いろいろなところで、児童虐待や貧困についての知識を得て、アンテナをはってアウトリーチしていくことが大切である。
- ■高校生の状況は一番厳しく、医療費助成など高校生世代への支援を促進するのは重要である。

第3章

# 子ども・子育て支援に関する施策の総合的な展開

# 1 施策体系

本計画は、子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法 ※次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と一体とする。)、子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法)のほか、子どもの貧困対策についての計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律)、ひとり親家庭等自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法)も盛り込まれていることから、それぞれの事業がどの計画に位置づけられるか、次のとおり明らかにします。なお、このうち、子どもの貧困対策についての計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律)については、狛江市では、子どもの生活を全般的に支援する子どもの生活支援推進計画として取り組みます。

### 【表の見方】

- ・「子育て(次世代)」列の『〇』は、子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策 推進法に基づく市町村行動計画に位置づける事業
- ·「子ども·若者」列の『○』は、子ども·若者計画に位置づける事業
- ・「子ども生活支援」列の『〇』は、子どもの生活支援推進計画として取り組む事業(※重 点施策4)
- ·「ひとり親」列の『○』は、ひとり親家庭等自立促進計画に位置づける事業
- ・「重点施策」列の『☆』は、本計画の重点施策に位置づける事業
- ・「新」は本計画で新たに取り組む事業、「①新」は第1期こまえ子育で応援プラン計画中 に取組みを開始した事業

基本目標1 すべての子ども・若者が健やかに成長できるための環境づくり

基本施策		関連事業	子育て (次世代)	子ども・若者	子ども 生活支援	ひとり親	重点施策	ページ No.
	1-1-1 新	子育て・教育支援複合施設の運営	0				☆	00
	1-1-2	乳児家庭全戸訪問事業の充実	0				☆	98
	1-1-3	乳幼児健診の充実	0				☆	
1-1	1-1-4	予防接種の勧奨	0					
子どもの健や	1-1-5	休日・夜間応急診療の充実	0					99
かな成長に向	1-1-6	未熟児の養育医療の給付	0					
けた支援	1-1-7	乳幼児の医療費助成の実施	0		0		☆	
	1-1-8	義務教育就学児の医療費助成の実施	0		0		☆	
	1-1-9 新	高校生世代の医療費助成の検討	0		0		☆	100
	1-1-10 新	保育施設等における感染症サーベイランスの検討	0					
	1-2-1	幼児教育の充実	0					404
	1-2-2 新	幼稚園・保育園・認定こども園等への給付・補助の実施	0					101
	1-2-3	地域型保育事業等への支援	0					
	1-2-4	保育活動の充実	0					
1 - 2	1-2-5	延長保育の拡大	0					102
1 2   幼児教育の振	1-2-6	幼稚園の預かり保育の充実	0					
興と、保育に	1-2-7	一時保育の充実	0					
おける量の確	1-2-8	保育サービス等に係るニーズ把握	0					103
保・質の向上	1-2-9	子ども関連施設の第三者評価の推進	0					103
	1-2-10	幼稚園・保育園・小学校の交流・連携	0				☆	
	1-2-11	公私立保育園の連携・協力の推進	0					
	1-2-12	公立保育園の民営化の検討	0					104
	1-2-13	病児・病後児保育の充実	0					
	1-3-1	学童クラブの拡充	0		0		☆	
1 - 3	1-3-2	放課後子ども教室事業(KoKoA)の推進	0		0		☆	105
- 1-3 - 子どもの居場	1-3-3	新・放課後子ども総合プランの推進	0		0		☆	
所の確保と放	1-3-4	児童館・児童センターの充実	0		0		☆	
課後対策の推	1-3-5	プレーパークの運営・支援	0		0		☆	100
進	1-3-6	地域センター等既存施設の活用	0		0		☆	106
	1-3-7	学校施設及び体育施設の開放	0		0		☆	

基本施策		関連事業	子育て (次世代)	子ども ・若者	子ども 生活支援	ひとり親	重点施策	ページ No.
1 - 4	1-4-1	各年代における食育の推進	0					
	1-4-2	性に関する指導の推進と性感染症予防に関する知識の普及	0					107
	1-4-3	喫煙や飲酒・薬物乱用に関する知識の普及	0					
	1-4-4	少人数指導やティームティーチングの充実	0					108
	1-4-5	情報教育の充実	0					
	1-4-6	読書を通じた学びの機会の提供	0					
	1-4-7	郷土学習の支援	0					109
1-4 多様な学びの	1-4-8	文化・芸術に触れる機会の提供	0					
実現と体験の	1-4-9	外国語教育の充実	0					
機会を伴う学 習の推進	1-4-10	交通安全教育の推進	0					110
	1-4-11	防災教育の推進	0					
	1-4-12	学校運営連絡協議会の充実	0					111
	1-4-13	体験型事業の推進	0					
	1-4-14	乳幼児等とのふれあい体験機会の提供	0					
	1-4-15	職場体験の推進	0					•
	1-4-16	中高生等の子育てボランティア活動の促進	0					112
	1-4-17 新	子どもたちがチャレンジできる場の提供	0					
	1-5-1 新	児童発達支援センターの運営	0				☆	
	1-5-2	地域療育システムの構築、運用	0				☆	113
	1-5-3	関係機関(幼稚園・保育園・学校等)との連携	0				☆	
	1-5-4	相談事業の充実	0				☆	114
	1-5-5	乳幼児発達健康診査の充実	0				☆	
4 5	1-5-6	保育園等における障がいのある子どもの受入れの推進	0				☆	
1-5 子どもの発達	1-5-7	児童発達支援事業の推進	0				☆	115
段階に応じ	1-5-8	就学相談等の推進	0				☆	
た支援と関	1-5-9	特別支援教育の推進	0				☆	
係機関の連携推進	1-5-10	学校における発達障がいのある児童・生徒への支援	0				☆	116
	1-5-11	児童・生徒を中心とした支援ネットワークの構築	0				☆	1
	1-5-12	都立特別支援学校等との連携の推進	0					
	1-5-13	障がい福祉サービスの充実	0					117
	1-5-14	児童発達支援及び放課後等デイサービスの充実	0					
	1-5-15	特別児童扶養手当・児童育成手当(障がい)の支給	0					. د د د
	1-5-16	特別支援教育就学奨励費の支給	0					118

基本施策		関連事業	子育て (次世代)	子ども ・若者	子ども 生活支援	ひとり親	重点施策	ページ No.
	1-6-1	子ども家庭支援センターの充実	0		0		☆	440
	1-6-2 新	教育支援センターの充実	0		0		☆	119
	1-6-3 ①新	学校における相談支援体制の強化	0		0		☆	
	1-6-4	ひとり親家庭相談支援の充実	0		0	0	☆	400
	1-6-5	母子家庭等の自立を支援する事業等の促進	0		0	0	☆	120
1 - 6	1-6-6	母子及び父子福祉資金の貸付	0		0	0	☆	1
1-0   悩みや困難を	1-6-7	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	0		0	0	☆	
抱える家庭・	1-6-8	ひとり親家庭の医療費の助成	0		0	0	☆	
子どもへの	1-6-9	児童扶養手当・児童育成手当の支給	0		0	0	☆	121
支援	1-6-10	就学援助費の支給	0		0		☆	
	1-6-11	奨学資金の支給	0		0		☆	
	1-6-12	ショートステイ事業の充実	0		0		☆	122
	1-6-13	学習支援事業の推進	0		0	0	☆	
	1-6-14 ①新	子ども食堂の推進	0		0		☆	
	1-6-15 ①新	フードバンクを通じた食料支援	0		0	0	☆	
	1-7-1	居場所と遊びのニーズの把握	0	0				1
	1-7-2	児童館・児童センターの活用	0	0	0		☆	123
	1-7-3	不登校対策事業の推進	0	0				124
1 - 7	1-7-4	ゆうあいフレンド事業の推進	0	0				
1 - 1   子どもや若者	1-7-5	子ども・若者の居場所の確保	0	0	0		☆	
の居場所の確	1-7-6	青少年育成事業の支援・充実	0	0			☆	
保と社会参加	1-7-7	子ども・若者の意見の取り入れと主体的な活動の支援	0	0				125
に向けた支援	1-7-8	若者に係る相談支援の充実		0	0		☆	
	1-7-9	社会参加に向けた準備の支援		0				
	1-7-10	ひきこもり支援の推進		0				126
	1-7-11	子ども・若者支援地域協議会の設置		0				
	1-8-1	相談・カウンセリング事業の推進	0				$\Rightarrow$	
	1-8-2	児童虐待防止に向けた周知・啓発と関係機関の連携	0				$\Rightarrow$	127
	1-8-3	社会的養護に関わる人材の確保、育成	0				☆	
1 - 8	1-8-4	子どもの権利条約の普及啓発	0				☆	128
子どもの人権	1-8-5	D V 等への相談支援の充実	0				☆	
擁護	1-8-6	スクールソーシャルワーカーの活動推進	0				☆	
	1-8-7	子どもたちが意見・要望を出せる場の提供	0					129
	1-8-8	児童館・児童センターの運営への子どもの参画	0					

基本目標2 すべての親が安心して子どもを産み育てられる環境づくり

基本施策	関連事業		子育て (次世代)	子ども ・若者	子ども 生活支援	ひとり親	重点施策	ページ No.
2-1	2-1-1 ①新	妊婦面談の充実	0				☆	
	2-1-2	妊婦健診の充実	0				☆	130
	2-1-3 新	産後ケアの検討	0				☆	
	2-1-4	ママパパ学級の開催	0					
	2-1-5	父親向け啓発冊子の配布	0					
産前・産後の	2-1-6	男性の地域活動への参加の推進	0					131
支援と父親の 育児参加の促	2-1-7	専門職による相談の実施	0				☆	
進	2-1-8	母子訪問指導の実施	0				☆	
	2-1-9	育児支援ヘルパー事業の充実	0					
	2-1-10	民生委員・児童委員による家庭訪問の充実	0					132
	2-1-11	離乳食教室の開催	0					
	2-1-12	多胎児を育てる家庭等への支援	0					
	2-2-1 新	子どもに係る総合相談窓口の開設	0				☆	
	2-2-2	専門性のある多様な相談体制の充実	0				☆	133
	2-2-3	養育支援訪問事業の充実	0				☆	
2 - 2	2-2-4 新	多様な媒体による情報提供と双方向コミュニケーションの推進	0				☆	
子育て家庭の	2-2-5	身近な交流の場の提供	0				☆	404
負担の軽減に 向けた相談支	2-2-6	就労支援情報の提供の促進	0		0		☆	134
援の推進と環	2-2-7 新	アウトリーチ型情報提供の検討	0		0		☆	
境整備	2-2-8	子育てや家庭教育に関する学びの機会の充実	0				☆	405
	2-2-9	子育て仲間づくり・子育てグループ・子育てサークルの育成・支援	0				☆	135
	2-2-10 新	居住支援の推進	0					400
	2-2-11	児童手当の支給	0		0		☆	136
2 - 3	2-3-1	男女共同参画推進計画の推進	0	_			$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	407
男女ともに子 育 て に 向 き 合うワーク・ ライフ・バラ	2-3-2	市民に向けたワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発活動	0				☆	137
	2-3-3	事業所との協働推進	0				☆	
	2-3-4	市役所におけるワーク・ライフ・バランスの実践	0					138
ンスの推進	2-3-5	市職員を対象とした保育実習や実地研修の充実	0					

基本目標3 地域で支える・地域がつながる子育ての環境づくり

基本施策	関連事業			子ども ・若者	子ども 生活支援	ひとり親	重点施策	ページ No.
3-1 子どもが安 全に育つ環 境の充実と	3-1-1	市民に親しまれる公園・児童遊園の整備	0					400
	3-1-2	歩道整備と幅員の確保	0					139
	3-1-3	公共施設やその周辺のユニバーサルデザイン化の推進	0					
	3-1-4	通学路の安全対策の推進	0					140
	3-1-5	交通安全施設の設置の推進	0					
	3-1-6	ユニバーサルデザインの啓発の推進	0					
基盤整備	3-1-7	防犯パトロール活動の推進	0					141
	3-1-8	こどもかけこみ 110 番活動の支援	0					
	3-1-9	犯罪等に関する情報の提供	0					4.40
	3-1-10	子どもの意識啓発	0	0				142
	3-2-1	子ども家庭支援ネットワークの強化	0					4.40
	3-2-2	児童関連施設の連携強化	0					143
3 - 2	3-2-3	児童関連施設における地域交流の促進	0					
子育て家庭	3-2-4	関係機関・活動団体等との情報共有	0					144
を温かく見	3-2-5	講演会・フォーラム等の開催	0					
守る地域づくりと地域・	3-2-6	ファミリー・サポート・センターの充実	0					
におけるネ	3-2-7	イクジイ養成講座等の実施	0					145
ットワークの形成	3-2-8	学校における地域ふれあい事業の推進	0					
	3-2-9	世代間・異年齢交流の促進	0				☆	
	3-2-10	地域活動への子どもの参画の推進	0					146
	3-2-11	ボランティアの確保・育成	0					147

# 2 事業一覧

### 基本目標1 すべての子ども・若者が健やかに成長できるための環境づくり

### 1-1 子どもの健やかな成長に向けた支援

乳幼児期は、子どものその後の発達や成長にとって、とても大切な時期です。しかしながら、乳幼児期の子育て家庭はその置かれている状況によって、自らが積極的に動き、必要な支援を求めるのが困難なことがあります。そのため、子どもの発達や健やかな成長に向けて、母子保健事業等の場面での"気づき"から、関係機関と連携して、必要な支援につなげていきます。

また、子どもに応じた切れ目のない支援を推進する拠点として、子育て・教育支援複合施設の運営を中心とする、一貫した支援体制を整備していきます。

#### 1-1-1 新

子育て・教育支援複合施設の運営

子ども発達支援課 /教育支援課

#### ■事業内容

子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、 教育支援センターが、センターごとに子育て家庭への適切な相談対応を行うだけでなく、各センター間の密な連携を通して、子どもたちの健やかな発達に寄与します。また、市内の関係機関との円滑な情報共有を積極的に行い、切れ目のない支援を実現するための市の子育ての中枢機関となるような運営を進めます。

その運営については継続的に検証を行い、より良い支援が実施できるよう、事業の改善を図ります。

#### ■令和6年度までの目標

3つのセンターが密に連携して相談対応や情報共有等を行い、切れ目のない支援を提供できる体制を構築し、市の新たな子育てや教育の支援拠点としての確立を目指します。

また、複合施設に専門的な知見から支援するアドバイザーを設置し、評価・検証を行いながら、より良い運営につなげます。

### 1-1-2 乳児家庭全戸訪問事業の充実

健康推進課

#### ■事業内容

生後4か月以内の乳児のいる家庭を訪問して、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等や必要な助言を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげます。(こんにちは赤ちゃん事業)

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、事業を実施しながら、妊婦面談の情報を円滑に引き継ぐためのしくみづくりを検討し、適切なサービスを提供します。

#### 1-1-3 乳幼児健診の充実

健康推進課

## ■事業内容

3~4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査と乳児個別健康診査を実施し、乳幼児の健康の保持・増進と親の育児不安の解消に努めるとともに、乳幼児の疾病や障がいを早期に発見し、適切な指導を行います。

併せて、1歳6か月児健診で、むし歯予防についての知識を広めるとともに、保健指導を実施します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、乳幼児の健康保持・増進及び保護者の育児不安の解消に向けた健診体制の充実を 図り、未受診者の全数状況把握と適切な支援・指導に努めます。

むし歯予防については、引き続き、り患率を下げるよう内容を検討し充実させていきます。

### 1-1-4 予防接種の勧奨

健康推進課

### ■事業内容

各種の集団予防接種や個別予防接種が確実に受けられるよう、情報の提供や案内を行います。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、個別通知や広報活動を通して、予防接種の勧奨を図ります。

### 1-1-5 休日・夜間応急診療の充実

健康推進課

#### ■事業内容

医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力のもと、あいとぴあセンター内で休日応急診療所を、また、医師会・調布市医師会・東京慈恵会医科大学附属第三病院の協力のもと、東京慈恵会医科大学附属第三病院内で、狛江・調布小児初期救急平日夜間診療をそれぞれ実施することで、休日・準夜間の救急医療体制を整備し、小児医療の充実を図ります。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、円滑に事業の運営を進めます。

#### 1-1-6 未熟児の養育医療の給付

健康推進課

### ■事業内容

医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行うとともに、未熟児を抱える 家庭を早期に専門職である保健師につなげ、母子の安定を図ります。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、医療給付の情報周知を行い、未熟児を抱える家庭への支援を行います。

#### 1-1-7 乳幼児の医療費助成の実施

子ども政策課

#### ■事業内容

乳幼児の健康を守り、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、未就学の子どもが医療機関で診療・調剤を受けたときの保険診療の自己負担分を助成します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、適正に医療費の助成を行います。

#### 1-1-8 義務教育就学児の医療費助成の実施

子ども政策課

#### ■事業内容

児童・生徒の健康を守り、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、小中学生を対象として 医療機関で診療・調剤を受けたときの保険診療の自己負担分の一部を助成します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、適正に医療費の助成を行います。また、所得制限の解除についても段階的に実施・ 検討していきます。

### 1-1-9 新 高校生世代の医療費助成の検討

子ども政策課

#### ■事業内容

乳幼児から小中学生までを対象としている医療費助成について、対象を経済的負担がより高まる高校生世代まで拡大し、医療機関で診療・調剤を受けたときの保険診療の自己負担分の一部助成を検討します。

#### ■令和6年度までの目標

市内の高校生世代の子どものいる子育て家庭の実情を把握しながら、高校生世代を対象とした医療費の助成について、検討していきます。

# 1-1-10 新

保育施設等における感染症サーベイランス<sup>※</sup> の検討

### 児童育成課

#### ■事業内容

幼稚園や保育関連施設における感染症の集団発生を早期に探知し、対応していくための感染症サーベイランスについて、検討を進めます。

#### ■ 令和6年度までの目標

幼稚園や保育関連施設における感染症について、時期による動向などを把握するとともに、 関係機関と連携を図りながら、サーベイランスのしくみづくりについて検討を進めます。

#### 語句説明

※感染症サーベイランス・・・感染症の発生状況を調査・集計することにより、感染症の蔓延と予防に役立てるシステム

### 1-2 幼児教育の振興と、保育における量の確保・質の向上

幼児期における質の高い教育・保育を提供するため、職員研修による専門性と資質の向上を図るとともに、体験学習や地域との交流活動を通じ、必要な生活習慣や知識の習得を図ります。また、増加する保育需要に対応していくため、関係機関同士で連携を図りながら、受入定員の拡大やニーズを踏まえた保育サービスの提供を図ります。

さらに、幼児と児童の交流活動を充実させるなど、幼稚園や保育園、認定こども園、小学校などがそれぞれつながりを持ち、情報共有等を行うことで、円滑な引継ぎと市全体の保育の質の向上を図ります。

#### 1-2-1 幼児教育の充実

### 児童育成課/指導室

#### ■事業内容

幼稚園や保育園での体験学習や地域との交流活動などを積極的に行い、様々な体験をさせるとともに、小学校就学時までに必要な生活習慣や知識などを身につけることができるように指導します。

幼稚園や保育園では、入園している子どもの就学の際、これまでの積み重ねによる子どもの 育ちを支えるため、指導要録及び保育要録を作成し、小学校との連携を図ります。

幼稚園・保育園と小学校の円滑な連携を図るため、園児が小学校の行事に参加できる機会を設けるなど、交流学習を設定します。

#### ■令和6年度までの目標

「狛江の子育てを考える会」をはじめ、様々な場面で幼稚園と保育園が連携することで、幼児教育の充実を図るほか、併せて小学校とも連携を図り、就学後を見据えた教育を提供します。 また、小学1年生の教育課程において、児童が円滑に学校生活への適応ができるように、適切なスタートカリキュラムの編成に向けた指導・助言を行います。

#### 1-2-2 新

幼稚園・保育園・認定こども園等への給付・補助の実施

#### 児童育成課

#### ■事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、質の高い教育・保育を行うため、保育の必要性の認定を受けた子どもが利用する幼稚園や保育園、認定こども園等に対し、施設型給付を行います。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付を行うとともに、多子世帯や低所得世帯、幼稚園等を利用する世帯に上乗せ補助を実施します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、国制度に基づく適切な給付を行うとともに、市独自部分の補助を行います。

### 1-2-3 地域型保育事業等への支援 児童育成課

#### ■事業内容

地域型保育事業である事業所内保育事業、小規模保育事業、家庭的保育事業へ地域型保育給付費を支給します。また、認証保育所や家庭福祉員等に運営費に係る補助金の交付、巡回指導の実施などの支援を行います。

さらに、認証保育所や家庭福祉員等における保育士等のキャリアアップに向けた取組みに対して補助金を交付することで支援を行います。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、地域型保育給付費の支給や運営費の補助を通じて、保育事業者への支援を行います。

また、ベビーシッターの利用について、一定の制度・しくみにより保育の質を担保するとともに、利用料の助成についても実施していきます。※152ページ語句説明参照

## 1-2-4 保育活動の充実

児童育成課

#### ■事業内容

保育施設における保育士の自己評価の実施や、保育カルテに基づく計画的な情報共有に基づく保育実践など、保育活動を充実させます。

保育士の質の向上を目的とした外部講師による職員研修や、公立保育園に限らず、狛江市内の保育施設を対象とした研修を行います。

#### ■ 令和6年度までの目標

引き続き、研修を行うほか、市内保育施設の職員を対象に公立保育園主催の研修会を開催し、保育の質の向上を図ります。

#### 1-2-5 延長保育の拡大

児童育成課

### ■事業内容

公立保育園全園と私立保育園1園で1時間の延長保育、私立保育園10園で2時間の延長保育、私立保育園1園で3時間の延長保育を実施します。

また、私立認定こども園1園で2時間の延長保育を実施します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、事業を実施しながら、より利用しやすい事業となるよう検討していきます。

#### 1-2-6 幼稚園の預かり保育の充実

児童育成課

#### ■事業内容

幼稚園に通園する子どもを持つ保護者の子育てを支援するため、全幼稚園で預かり保育を実施します。

### ■令和6年度までの目標

引き続き、各幼稚園で預かり保育の継続を促すとともに、令和元年 10 月に開始された幼児教育・保育の無償化に伴う制度の周知など、必要とする家庭へのきめ細かい支援を行います。

## 1-2-7 一時保育の充実

児童育成課 /子ども発達支援課

#### ■事業内容

家庭における育児疲れの解消やリフレッシュ、急病や断続的勤務・短時間勤務などの勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要に対応するため、一時保育を実施します。

現在、家庭福祉員宅、公立保育園1園、私立保育園6園で一時保育を行います。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、事業を実施しながら、より利用がしやすい事業となるよう検討していきます。

## 1-2-8 保育サービス等に係るニーズ把握

児童育成課

#### ■事業内容

各調査や訪問など、様々な機会を通じて、広く保育サービス等に係るニーズを把握するとと もに保育園における保護者アンケート等を通じて、保護者のニーズを把握します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、公立保育園での保護者アンケートを実施するほか、調査・訪問を通じてニーズの 把握をしていきます。

## 1-2-9 子ども関連施設の第三者評価の推進

児童育成課

#### ■事業内容

利用者が良質なサービスを安心して利用できるよう、既存の事業所が第三者評価を受審し、その結果を公表するよう推進します。

認証保育所がおおむね2~3年に一度、第三者評価を受審しており、児童館・児童センター や認可保育所も受審しています。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、利用者がより良質なサービスを安心して利用できるよう、事業者へ第三者評価の 受審を促し、その結果を公表するよう推進します。

#### 1-2-10 幼稚園・保育園・小学校の交流・連携

児童育成課/指導室

#### ■事業内容

幼稚園・保育園・小学校の関係者の連携を深め、情報交換や学習の機会を設けるとともに、子どもたちの交流も推進します。

就学時健康診断や就学説明会にて、学校生活について保護者に理解を促すとともに、生活習慣の確立の重要性について啓発します。

幼・保・小の連携に向けて、就学前の子どもについて情報共有を図り、円滑な就学につなげるため、子ども家庭支援センターの運営協議会や児童館・児童センターの運営委員会の中で、 意見交換を行います。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、就学時健康診断や就学説明会などの機会を活用しながら、学校生活や生活習慣の確立の重要性について、保護者の理解促進につなげます。

小学校では、幼稚園・保育園と適切な連携が図れるよう、教育課程相談時等の機会を活用し、 情報共有していくとともに、子ども家庭支援センターや児童館・児童センターの会議体などで 定期的な情報交換を行いながら、狛江の子育てを考える会のイベント周知などを継続します。

## 1-2-11 公私立保育園の連携・協力の推進 児童育成課

#### ■事業内容

公私立保育園の継続的な連携・協力体制を構築し、狛江市における保育の質の向上を目指します。

#### ■令和6年度までの目標

公私立保育園長合同会議や保育展を公私立保育園合同で開催するなど、公私立保育園同士の連携・協力を行うほか、公私立保育園交換派遣研修も実施を継続します。

## 1-2-12 公立保育園の民営化の検討

## 児童育成課

#### ■事業内容

保育需要への適切な対応や多様な保育サービスの提供と効率的な行財政運営の両立を図るため、「狛江市立保育園民営化の指針」に基づき、公立保育園の民営化の検討を進めます。

#### ■令和6年度までの目標

平成 30 年度にまとめた狛江市立保育園の民営化に関する検証報告書の考え方を踏まえ、今後の公立保育園の民営化について、引き続き検討していきます。

## 1-2-13 病児・病後児保育の充実

## 子ども政策課

#### ■事業内容

保育園等の子どもが病気などにより、各施設で受入れが困難なときに、病児保育施設において、保護者に代わって預かり、子どもの健康管理と保護者の就労を支援します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、狛江すこやか病児保育室等の事業を展開しながら、時期による需要の変動に柔軟に対応できるよう、本事業を補完する事業を実施します。

## 1-3 子どもの居場所の確保と放課後対策の推進

学童期は、様々な体験や学びを通して豊かな心を育んでいくことが大切です。歴史文化・芸術に触れる機会の提供などを行うとともに、学童クラブや児童館・児童センター等において、充実した時間を過ごせるような環境整備を進めながら、地域センターや学校施設等も含めた安心安全な放課後の居場所の確保に努めます。

## 1-3-1 学童クラブの拡充

## 児童育成課

#### ■事業内容

保護者の監護に欠ける小学生の健全な育成を支援するため、学童クラブ(学童保育所、小学生クラブ、放課後クラブ、こどもクラブ)の充実を図ります。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、学童クラブの充実を図りながら、待機児対策推進本部の議論を踏まえ、継続的に定員拡大の検討を進めていくとともに、障がい児の施設利用についても検討していきます。

## 1-3-2 放課後子ども教室事業 (KoKoA) の推進 児童育成課

#### ■事業内容

放課後子ども教室の充実を図るため、KoKoA 運営委員会を中心に遊びのリーダーやボランティア等の活用を検討し、より地域の人の参画を得られるような事業を推進します。

#### ■ 令和6年度までの目標

すべての小学校で実施している放課後子ども教室において、中学生から大学生までの遊びの リーダーや高齢者のボランティア等の活用を検討するとともに、より地域に密着した事業を展 開します。

また、新・放課後子ども総合プランの推進による学童クラブとの連携を進め、プログラムの 充実等、放課後子ども教室の更なる充実を図ります。

#### 1-3-3 | 新・放課後子ども総合プランの推進 | 児童育成課

## ■事業内容

国から示されている新・放課後子ども総合プランを踏まえ、学童クラブと放課後子ども教室 (KoKoA) の更なる連携や一体型への展開を進めます。

また、子どもたちの放課後環境の改善・充実を図るため、教育委員会と連携し、学校施設の有効活用を検討します。

## ■令和6年度までの目標

学童クラブと放課後子ども教室が連携してプログラムを実施できるよう、相互の連携を推進 していきます。

## 1-3-4 児童館・児童センターの充実 児童育成課

#### ■事業内容

乳幼児から高校生世代までのすべての子どもを対象とした事業を展開する子育て支援の拠点 施設として、児童館・児童センターの施設機能と事業の充実を図ります。

児童館・児童センターでは、小学生から引き続き中高生になっても来館してくれるよう、継続的な企画を実施し、利用の促進を図るとともに、ボランティアとして活躍する機会を多く提供することで、働く力を培います。

また、児童館・児童センターで子どもたちが気軽に相談できるような体制づくりを促進する とともに、放課後子ども教室事業への協力など地域の活動をアシストすることで、幅広い年代 の身近な居場所となるように地域との交流を図ります。

#### ■令和6年度までの目標

児童館・児童センター同士の連携だけでなく、学校を含む関係機関とも連携しながら、すべての子どもが利用しやすい居場所として、充実を図ります。

## 1-3-5 プレーパークの運営・支援 児童育成課

#### ■事業内容

プレーパークの運営を通じて、子どもの健やかな育ちを支援します。

#### ■令和6年度までの目標

遊びを通して、子どもたちの感性や生きる力を磨いていけるよう、プレーパークの運営を支援していきます。また、利用者の増加や更なる遊びの機会の提供に向け、出張プレーパークの 実施を検討します。

## 1-3-6 地域センター等既存施設の活用 地域活性課/公民館

#### ■事業内容

中高生の居場所づくりのため、既存施設の活用を図ります。

主に高校生以下の者で構成する高校生以下団体に対して、施設使用料をすべて半額で提供します。

#### ■令和6年度までの目標

中高生の居場所の拡充を検討し、周知していきます。

引き続き、高校生以下団体の施設使用料を半額にするとともに、中学生の学習スペースとして提供するなど子どもたちの居場所づくりに取り組みます。

## 1-3-7 学校施設及び体育施設の開放 社会教育課

#### ■事業内容

子ども・若者の地域活動の場として、夜間及び休日に学校施設である校庭や体育館(全小中学校)、特別教室等(小学校3校、中学校2校)、狛江第二中学校の武道場の開放を実施するほか、市民グランドや西和泉グランド、元和泉市民運動ひろばの開放を実施します。

## ■令和6年度までの目標

引き続き、子ども・若者の地域活動の場として、関係機関と連携を図りながら、円滑に事業を実施します。

## 1-4 多様な学びの実現と体験の機会を伴う学習の推進

学童期や青年期に経験する様々な学びや体験活動は、その後の健やかな成長に大きく寄与する重要な要素となります。子どもたちの健全な育成のため、様々な場面で、生活に必要な知識や技能を育むことのできる学習活動や体験活動を提供していきます。

## 1-4-1 各年代における食育の推進

健康推進課/児童育成課/学校教育課/指導室

## ■事業内容

狛江市食育推進計画を推進し、食を通じた子育てや子育て環境の充実を図ります。

公立保育園では、野菜の栽培等の多様な食育活動を実施します。また、市内農家から地場野菜を購入し、給食食材に使用します。学校給食では、栄養士(栄養教諭)等に対する地産地消の理解を深めるため、研修を行います。各学校では毎年、食育を教育課程に位置づけ、食に関する全体指導計画を作成し、計画的に食育を推進します。

健康推進課では、食育料理教室や食育講習会、食育講演会等を実施し、食や健康に興味を持つきっかけづくりを行います。

また、狛江市食育推進庁内連絡会や栄養士情報交換会にて、各課等の食育事業について情報交換を行い、食育を全庁的な取組みとして展開します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、狛江市食育推進計画(第2次)に基づき、狛江市食育推進庁内連絡会や栄養士情報交換会にて情報交換を行いながら、食育に関する取組みを計画的に進めます。

公立保育園や学校では引き続き、地場野菜を給食に使用するほか、調理や食材に触れ合うことで食育を推進します。

各学校においては、食に関する全体指導計画に基づく適切な食に関する指導が実施されるよう、教育課程相談時等を活用し、学校に指導・助言をしていきます。

## 1-4-2 性に関する指導の推進と性感染症予防に関す る知識の普及

健康推進課/指導室

#### ■事業内容

学校では、学習指導要領や保健計画に基づき、性に関する指導を計画的に行うとともに、エイズなどの性感染症予防について、子どもたちへわかりやすく情報提供をします。

学習指導要領にのっとり、各小中学校において指導計画をもとに、保健学習では意思決定や行動選択を目標にし、保健指導では生活態度を培うことを目的に行います。また、学校に加え、児童館等の関連施設や地域との連携を通じた多様な情報提供と啓発を行い、東京都エイズ予防月間にはあいとぴあセンターの掲示板でも啓発を行います。

#### ■令和6年度までの目標

平成31年3月に改定された「性教育の手引」を踏まえ、各学校における性教育のあり方を見直すとともに、学習指導要領で示されている内容を適切に指導するよう指導・助言をしていきます。また、エイズ予防の啓発活動も実施します。

## 1-4-3 喫煙や飲酒・薬物乱用に関する知識の普及 健康推進課/指導室

#### ■事業内容

各小中学校では指導計画をもとに、小学校では体育科保健領域にて6年生の「病気の予防」の中で、中学校では保健体育科にて3年生の「健康な生活と疾病の予防」の中で喫煙や飲酒・薬物乱用の防止について指導します。

また、東京都薬物乱用防止推進狛江地区協議会と連携して、中学生によるポスター及び標語の募集や市民まつりでのパネル展示で啓発活動を行います。受動喫煙など、たばこの害についても、ポスターやパンフレットにより啓発を行います。

## ■令和6年度までの目標

小学校体育科保健領域及び中学校保健体育科保健分野等において、適切に喫煙や飲酒・薬物 乱用防止に係る授業が実施されるよう指導・助言をしていくほか、啓発活動を継続します。

## 1-4-4 少人数指導やティームティーチングの充実 指導室

## ■事業内容

少人数の学習集団を編制して指導を行い、1つの学級を複数の教員で指導するティームティーチングにより、個々の学習速度や習熟度等に合ったきめ細かな学習指導を実施します。

東京都の少人数指導等の加配教員を小学校に算数と理科で、中学校に数学と理科と英語で配置します。また、市費による講師の各学校への配置により少人数指導の充実を図るとともに、低学年の音楽講師を全小学校に配置し、低学年から専門的な指導が受けられるようにします。

#### ■令和6年度までの目標

少人数指導やティームティーチングの継続を図りながら、個に応じた指導がさらに充実するよう指導法の改善を図ります。

#### 1-4-5 情報教育の充実 指導室

## ■事業内容

ICT 機器を活用した、より多様な授業の展開を図り、子どもたちの情報を活用する能力を高めるとともに、不適切な使用をしないための情報リテラシー\*教育を推進します。

全小中学校に配置されているタブレット端末の活用方法の検討を行いながら、情報活用能力 の育成を図ります。

### ■令和6年度までの目標

各学校において、平成30年度にタブレット端末を増設したことを受け、更なる活用を促すための研修会を実施するとともに、引き続き情報教育の充実を図ります。

#### 語句説明

※情報リテラシー・・・情報機器やネットワークを活用して、情報・データを管理、活用する能力のこと

## 1-4-6 読書を通じた学びの機会の提供 図書館

#### ■事業内容

子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、自発的な読書活動につなげます。

 $3 \cdot 4$  か月の乳児に絵本を贈呈するブックスタートや、市内在住の新小学 1 年生に対して、候補の中から児童自らが選択した図書を 1 人につき 1 冊贈呈するセカンドブックを実施します。

また、年代に合ったブックリストを作成します。

#### ■令和6年度までの目標

乳幼児から小学生までのお話会を継続し、図書館に足を運んでもらう機会を設けるとともに、 乳児へのブックスタートや新小学1年生へのセカンドブック、新中学1年生へのサードブック を引き続き実施し、本に親しむ機会を提供するほか、児童向けのブックリストを作成し周知し ます。

## 1-4-7 郷土学習の支援

## 社会教育課

#### ■事業内容

郷土に対する愛着を育んでもらうため、学校における郷土学習を支援します。

小学3年生、6年生、中学1年生向けに、市の歴史や文化財に関するガイドブックを作成し、公立小中学校対象学年の全児童・生徒に配布します。なかでも小学6年生については、文化財担当職員が出前講座を実施します。また、古民家園においては小学3年生の体験学習の受入れを実施します。

#### ■令和6年度までの目標

子どもたちが郷土の歴史や文化財等に興味・関心を持ち、郷土への愛着を感じられるよう、 引き続きガイドブックの作成・配布と出前講座や体験学習の受入れを実施していきます。

## 1-4-8 文化・芸術に触れる機会の提供

## 地域活性課/指導室

#### ■事業内容

子どもたちに文化・芸術に触れる機会を提供するため、学校でのプロの演奏家による演奏を通じて、児童・生徒に質の高い音楽とのふれあい体験を提供します。

また、市内小中学校へ絵手紙講師を派遣し、絵手紙教室を開催します。

### ■令和6年度までの目標

引き続き、子どもたちに文化・芸術に触れる機会を提供するための学校公演を市内の小中学校すべてで行うとともに、各学校におけるアウトリーチコンサートや音楽鑑賞教室、連合音楽会がより効果的に行われるよう、系統的な指導及び事前事後の指導の充実を図ります。

また、希望に応じて小中学校に絵手紙講師の派遣を行い、市内の子どもたちに絵手紙文化を伝えます。

## 1-4-9 外国語教育の充実

#### ■事業内容

国際化の進展を踏まえ、英語教育の促進を図ります。

小学3・4年生の外国語活動や5・6年生の外国語科、中学校英語への対応として、外国人英語指導員の派遣・配置をするほか、中学校では全校で東京グローバル・ゲートウェイ\*1を利用するなど、外国語教育の充実を図ります。

指導室

また、外国人の児童・生徒に対する日本語指導については、学校の派遣希望に応じて、日本語指導員を派遣します。

## ■令和6年度までの目標

引き続き、体験的な外国語教育の充実を図ります。

## 1-4-10 交通安全教育の推進 児童育成課/道路交通課 /指導室

#### ■事業内容

子どもの交通安全意識を高め、交通事故から守るため、警察や幼稚園、保育園、小学校、市 民団体等との連携により交通安全教育を実施し、広報等による啓発を図ります。

警察・交通安全協会等の協力のもと、交通安全のつどいの開催や交通安全に関する広報を行います。また、子どもを対象にした自転車教室で自転車運転免許証を発行するほか、スタントマンの実演によるスケアード・ストレイトの交通安全教室を実施し、交通安全への意識向上を図ります。

調布警察署管内の園児交通安全防犯連絡会への支援を行い、園児に対する交通安全教育と防 犯教育等を推進します。

学校の交通安全指導では全学年テーマ別で実施し、登下校時の安全な歩行や雨天時の交通安全など日常的な指導を行い、保育園でも警察による交通安全指導を実施します。

## ■令和6年度までの目標

引き続き、警察や交通安全協会等と連携した取組みを進めます。

また、各学校では年間指導計画に基づき、適切に安全指導が行われるよう、校長会や副校長会、教務主任会、生活指導主任会を通じて指導・助言をするほか、保育園においても交通安全指導を継続します。

## 1-4-11 防災教育の推進

安心安全課/指導室

#### ■事業内容

子ども一人ひとりが防災に対する意識を持ち、適切に行動できるよう、防災教育を推進します。

#### ■令和6年度までの目標

課外授業の一環として、防災センターの見学の受入れなど、学校が行う防災教育に協力するとともに、総合防災訓練や水防訓練への子どもの参加を促進し、防災意識の向上につなげます。 また、各学校において、防災ノートの活用を推進するとともに、マイ・タイムライン\*2の活用についても各家庭への理解と啓発を推進します。

#### 語句説明

(※1)東京グローバル・ゲートウェイ

・・・・東京都教育委員会と株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY が提供する体験型英語学習施設

(※2)マイ・タイムライン・・・災害発生時を見据え、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておくもの

## 1-4-12 学校運営連絡協議会の充実 指導室

#### ■事業内容

保護者や地域住民が学校運営に積極的に参加し、地域ニーズを的確に反映させるための学校 運営連絡協議会の充実を図ります。

各学校では、経営方針を保護者に周知し、校長の経営ビジョンを示すことにより、学校の教育活動における保護者との連携を促進します。

また、学校評価により教育活動の活性化を図るとともに、年3・4回開催されている各学校の学校運営連絡協議会での協議内容等を学校経営の改善・充実に活かします。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、学校運営連絡協議会を通して見出された課題等に対し、積極的な解決が図られるよう、学校評価や指導・助言をしていきます。

# 1-4-13 体験型事業の推進 地域活性課/児童育成課 / 環境政策課

#### ■事業内容

ふるさと自然体験事業や児童館事業におけるキャンプ、ふるさと交流事業などの体験型事業 を実施します。

児童館・児童センターでは、野外体験活動や地域の農家の協力を得て、乳幼児親子向けの農作物収穫体験を実施するほか、市内の子ども・若者を対象に、日常の中ではできない体験等を行う青少年健全育成事業を実施します。

ふるさと友好都市へ出向き、豊富で雄大な自然を体験する「ふるさと自然体験事業」や自然に対する理解と関心を深める「多摩川源流体験教室」を実施するほか、市内においても、多摩川の水辺の自然観察会、環境保全活動を行っている「狛江水辺の楽校」では、子どもたちの環境学習の場を提供します。

## ■令和6年度までの目標

友好都市ならではの豊富で雄大な自然を体験できる機会を提供し、交流の推進と野外体験、 自然体験活動等を充実させます。

また、学校が地域で活動している団体の活動に触れたり参加したりすることで、地域交流の大切さを学ぶ機会を設けるとともに、引き続き多摩川源流体験教室事業を実施します。

## 1-4-14 乳幼児等とのふれあい体験機会の提供 児童育成課/指導室

#### ■事業内容

子どもたちの親性を育むことを目的として、幼稚園や保育園、児童館・児童センター、学童 保育所等の場を活用し、小中学生・高校生等が乳幼児とふれあう機会を提供します。

児童館・児童センターでは、中学生による乳幼児活動の体験を実施し、小学生クラブでは、 子育てひろばでの保育体験や乳幼児親子を対象とした縁日ごっこなどを行います。

中学校においても技術・家庭科等で、乳幼児とのふれあい体験を推進します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、児童関連施設において、乳幼児とのふれあい等を通し、生命尊重の精神の涵養を図るとともに、教科横断的な取組みを実施し、効果的な教育活動を推進します。

## 1-4-15 職場体験の推進 指導室

#### ■事業内容

特色ある教育活動の一環として、市内各事業所等の協力のもと、全中学校で職場体験を実施し、職業観・勤労観を育む機会とします。

## ■令和6年度までの目標

引き続き、キャリア教育のひとつとして職場体験を実施し、中学生に様々な職場体験を通して、望ましい社会性や職業観、職業観を身につけるとともに、自己の将来について考えるきっかけとして、働くことの意義や目的を見出す力を養う教育活動を進めます。

## 1-4-16 中高生等の子育でボランティア活動の促進 児童育成課

#### ■事業内容

児童館・児童センター等の児童関連施設における中高生等のボランティア活動の促進や活動の場を提供するほか、中学校の職場体験の受入れも行います。

また、公立保育園でもボランティアの受入れ等を行います。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、児童関連施設におけるボランティア活動の推進やボランティアの受入れを行います。

## 1-4-17 新 子どもたちがチャレンジできる場の提供 未来戦略室

## ■事業内容

子どもたちが体験や交流を通じて、新たな価値を創造したりチャレンジをする場をつくるとともに、企業などと連携し、子どもたちが考えたアイデアを活用する機会を提供します。

#### ■令和6年度までの目標

事業内容は年度ごとに修正・検討を行い、関係機関と連携を図りながら事業効果を高め、未 来のまちづくりを担う子どもたちを育成します。

## 1-5 子どもの発達段階に応じた支援と関係機関の連携推進

子どもを預かる保育施設や教育機関、サービス事業所では、個々の子どもの発達段階に合わせた対応が求められています。早期にその子の発達の特徴を理解することで、その後の支援を円滑に行うとともに、相談支援の過程を通して保護者の不安を軽減します。

また、児童発達支援センターを中核として、関係機関との切れ目のない支援・連携体制を 強化し、障がいのある子どもとその家族に対する支援の充実に努めます。

## 1-5-1 新 児童発達支援センターの運営

#### 子ども発達支援課

#### ■事業内容

児童発達支援センターが市の発達支援の中核となり、子どもの発達に不安を感じている保護者が切れ目のない支援を受けながら将来の見通しを立て、安心して子育てができるように、関係機関と連携しながら円滑なセンターの運営に取り組みます。

#### ■令和6年度までの目標

関係機関との連携を図りながら、相談事業や発達支援事業を推進するとともに、利用者や支援者の意見を踏まえながら、より良い支援体制を構築していきます。

1-5-2

地域療育システムの構築、運用

福祉相談課/高齢障がい課 /健康推進課 /子ども発達支援課

/ 」 こ 5 先建文版 /教育支援課

#### ■事業内容

児童発達支援センターを中心に療育相談や巡回相談を行い、乳幼児期から学齢期までの子ど もに対し、学校を含む関係機関が連携して、一貫した療育体制の構築、運用に取り組みます。

教育支援センターにおいても、専門教育相談員による発達の相談や就学指導に合わせた保護者相談、学校相談のほか、就学前の子どもを対象とした就学支援シートの作成を通じて、適切な就学指導を推進します。

また、狛江市版サポートブック「レインボーファイル」の配布を進めるとともに、小中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会を年間複数回実施し、継続して児童・生徒を観察することで適切な指導につなげます。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、各関係機関において、個々の子どもの状況に応じて適切な対応を図るとともに、 児童発達支援センターを中心に、市における療育相談及び支援のシステムを構築して運用し、 関係機関や事業所等とともに、すべての子どもの育ちを支援していきます。

また、障がい児通所支援を利用する子どもの保護者に対して、申請時等に「レインボーファイル」の配布を行い、利活用の仕方を丁寧に説明していきます。

1-5-3

関係機関(幼稚園・保育園・学校等)との連携

福祉相談課/高齢障がい課

- /健康推進課
- /子ども発達支援課
- /教育支援課/関係各課

#### ■事業内容

発達障がいの子どもの支援の充実のため、健康推進課や子ども発達支援課、子ども家庭支援センター、教育支援センター、幼稚園、保育園など、子どもの支援に関わる機関とのネットワークを強化し、支援体制の整備を進めます。

療育に関わる関係機関の連絡調整のための会議や、運動を通して発達を促す「運動療育事業」 等の発達障がいの子どもを支援する事業を実施します。

#### ■令和6年度までの目標

必要に応じて、関係機関とのカンファレンスなどを通じて、発達障がいのある子どもや保護者に対しての支援の充実を図るほか、児童発達支援センターを中核とした地域療育支援体制づくりを進めます。

1-5-4

相談事業の充実

福祉相談課/健康推進課 /児童育成課 /子ども発達支援課

#### ■事業内容

子どもの発育・発達について、相談内容に応じた情報の提供や各種サービスの調整等を行います。

子どもの発育等については、専門職が相談を受け付けるほか、幼稚園・保育園への巡回指導、 保護者向けの講演会を実施します。

また、小児科医師、臨床心理士による子ども発達相談(療育相談)を実施します。

## ■令和6年度までの目標

就学前の子どもを持つ保護者の方に対して、専門職(保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士)の相談を実施するとともに、利用者のニーズに合わせた相談を充実させていきます。

また、相談につながる体制づくりを進めます。

#### 1-5-5 乳幼児発達健康診査の充実

健康推進課

## ■事業内容

乳幼児健康診査等において発達の遅れが心配される乳幼児に対し、発達に重点を置いた健康 診査を行い、障がいの早期発見・早期療育を図ります。

健康診査で気になる子どもは、「いるかグループ」、「くじらグループ」\*等でフォローアップするとともに、療育が必要な場合は子ども発達相談(療育相談)などの専門的な相談へつなげます。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、乳幼児健診や療育相談、教育機関からつながった児童に対し、各種相談をはじめ、 サービスや医療機関情報を提供するほか、児童発達支援センターとの連携を図り、事業内容を 充実させていきます。

#### 語句説明

※いるかグループ・くじらグループ

・・・・主に1歳6か月児健診や3歳児健診後の幼児を対象として、集団の中で経過観察を行うグループ。保護者同士が悩みを共有する場としても活用されている

## 1-5-6

## 保育園等における障がいのある子どもの受入 児童育成課 れの推進

/子ども発達支援課

## ■事業内容

保育園、学童クラブ、放課後子ども教室(KoKoA)への障がいのある子どもの受入れを拡充

保育園では、すべてのクラスで集団保育が可能な中程度以下の障がい児保育を実施します。 放課後子ども教室では、特別支援学級の児童を相談に応じた受入れや各児童に合わせた見守 りを行うほか、学童クラブでは、指定管理事業者と調整しながら障がいのある子どもの受入れ を行います。

#### ■令和6年度までの目標

障がい児通所支援を利用する子どもの保護者に対して、施設の利活用を促すほか、学童クラ ブにおける障がいのある子どもたちの受入れ拡大を検討するとともに、医療的ケア児※につい ても、受入れに向けた課題の整理を行います。

## 1-5-7

#### 児童発達支援事業の推進

高齢障がい課 /子ども発達支援課

#### ■事業内容

「あいとぴあ子ども発達教室ぱる」において、発達に遅れのある就学前の子どもに対して、 親子での通所により必要な療育や支援を行い、子どもの成長・発達を支援します。

#### ■今和6年度までの目標

児童発達支援センターを中核とした地域療育支援体制のもとで、事業の充実を図るとともに、 評価と検証を行いながら、児童発達支援センターとの連携や役割についての検討を進めます。

#### 1-5-8 就学相談等の推進

教育支援課

## ■事業内容

障がいのある子どもが適切で円滑な就学ができるよう、教育や医療、保健、福祉等の関係機 関と連携を図り、就学相談等による支援を行います。

様々な教育の場を紹介しながら、子どもが持っている力を伸ばすためには、個々の状態に応 じて、どのような環境や学習が必要かを保護者とともに考え、より適した就学先について相談 事業を実施します。

#### ■令和6年度までの目標

教育支援センターを中心に、各関係機関と連携を図りながら適切な就学支援を実施し、ニー ズに合った就学先を決定できるような相談支援を行っていくほか、その子に適した学習環境を 選べるよう、十分な情報提供を行います。

## 語句説明

※医療的ケア児・・・生活する中で、医療的ケア(たんの吸引や経管栄養など)を必要とする子ども

#### 1-5-9 特別支援教育の推進

## 教育支援課/指導室

#### ■事業内容

狛江市地域特別支援教育推進連絡協議会において、特別支援教育の現状について報告し、助 言を受けながら、特別支援教育を推進します。小中学校では、特別支援学級及び巡回指導によ り、特別支援教室における指導を実施します。

また、特別支援教育悉皆研修会を実施し、全教員が特別支援教育に関する理解と実践力を高 めます。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、地域特別支援教育推進連絡協議会、特別支援教育コーディネーター連絡協議会、 特別支援教室・学級代表者会等における協議を通し、各種特別支援教育に係る取組みの質的向 上を図るとともに、特別支援教育悉皆研修会を開催し、教員の特別支援教育に係る指導力の向 上を図ります。

## 1-5-10

## 学校における発達障がいのある児童・生徒へ | 学校教育課/教育支援課 の支援

# /指導室

#### ■事業内容

拠点校の特別支援学級の教員が学校を巡回し、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導を 行う特別支援教室を展開するほか、それぞれの学校におけるケース会議や支援会議の開催、個 別の指導計画や学校生活支援シートの作成等を通じて、療育機関や福祉施設をはじめとした特 別支援教育に関係する機関や家庭との連携を深め、子どもの状況に応じた学習を支援します。

#### ■令和6年度までの目標

小学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級「あおば学級」と、中学校に新規に開設する自閉 症・情緒障がい特別支援学級の適切な就学と運営を継続します。

また、特別支援教育悉皆研修会を開催し、市内の学校に勤務する教員が、発達障がいのある 児童・生徒の通常学級における支援のあり方等について学び、指導力の向上を図ります。

#### 児童・生徒を中心とした支援ネットワークの 1-5-11 構築

#### 教育支援課/指導室

#### ■事業内容

就学した児童・生徒が円滑に学校生活を送り、必要な指導を受けるための学校生活支援シー トや個別指導計画を作成し、それに基づいた支援を行います。

各小中学校で校内委員会を年間複数回実施し、支援の必要な児童・生徒の情報共有をするほ か、児童発達支援センターと連携し、適切な指導につなげます。

## ■令和6年度までの目標

就学支援シートを活用するとともに、児童・生徒に対して保護者との連携を図りながら、学 校生活支援シートを作成するほか、校内委員会の質的向上を図るため、特別支援教育コーディ ネーター連絡協議会や特別支援教室・学級代表者会を通し、特別支援学校の特別支援教育コー ディネーターを交え、情報交換及び協議を行います。

また、児童発達支援センターや事業所との連携を図り、切れ目のない支援を行います。

## 1-5-12 都立特別支援学校等との連携の推進 教育支援課

#### ■事業内容

都立特別支援学校(都立調布特別支援学校・都立府中けやきの森学園等)との連携を図ります。

巡回相談では、専門家チームの中に特別支援教育コーディネーターが加わり、専門的な視点から各学校の特別支援教育の具体的な指導・助言をします。

また、就学相談において必要な児童・生徒については特別支援学校のコーディネーター等による行動観察を実施するほか、都立特別支援学校に就学及び転学する児童・生徒に対しては副籍制度に関する説明を行います。

#### ■令和6年度までの目標

エリアネットワークの機会を活用し、特別支援教育に関する情報を収集するとともに、自地 区の特別支援教育の質的向上を図ります。

就学相談において、特別支援学校のコーディネーター等による相談や行動観察を実施していくほか、副籍制度に関する説明を行っていきます。

## 1-5-13 障がい福祉サービスの充実 福祉相談課/高齢障がい課 /子ども発達支援課

#### ■事業内容

日常生活を営むうえで支障がある心身障がい児の介護や相談、また、調整及びその他家事の援助等に関する支援(障がい福祉サービス)を行います。

特に、障がい児のニーズが高い居宅介護や短期入所等については、サービスの提供体制の充 実を図ります。

## ■令和6年度までの目標

手帳所持者に対して障がい福祉サービス(居宅介護や短期入所等)の情報提供を行い、必要 に応じて適切に支給決定を行います。また、事業の量と質の確保に努め、引き続きサービス基 盤の充実を図るとともに、制度の周知を行います。

# 1-5-14 児童発達支援及び放課後等デイサービスの充実 福祉相談課 /子ども発達支援課

#### ■事業内容

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う 児童発達支援、生活能力向上のために必要な訓練の支援や社会交流を行う放課後等デイサービ スを充実させます。

## ■令和6年度までの目標

市で実施している健診や療育相談、医療機関等からの診断を受けた児童等に対し、自宅を訪問し、関係機関と連携を図りながら、児童及び家庭状況の把握と適切な支給決定を行います。

また、引き続き児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の事業量の確保や内容の充実を図り、児童発達支援センターを中核とする体制を整備します。

## 1-5-15 特別児童扶養手当・児童育成手当(障がい)の 支給 子ども政策課

#### ■事業内容

障がいを理由とする公的年金を受けていない 20 歳未満で心身に一定の障がいのある子どもを扶養する父母又は養育者に対する特別児童扶養手当の支給と 20 歳未満で心身に一定の障がいのある子どものいる家庭に対し、児童育成手当(障がい)の支給を行います。

## ■令和6年度までの目標

引き続き、円滑に事業を実施します。

## 1-5-16 特別支援教育就学奨励費の支給 学校教育課

## ■事業内容

経済的理由により就学が困難な小中学校の特別支援学級に在籍又は通級指導学級や特別支援 教室に通っている児童・生徒の保護者に、就学援助費や就学奨励費を支給します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、制度の周知を図るとともに、円滑に事業を実施します。

## 1-6 悩みや困難を抱える家庭・子どもへの支援

様々な悩みや問題を抱えている家庭や子どもに対して、一人ひとりに寄り添った相談を受けるとともに、学習支援や生活支援、就労支援、経済的支援など、それぞれの状況に応じて 多面的に支援を行っていきます。

また、スクールソーシャルワーカーの活動やカウンセリング事業など学校における相談支援の強化を図り、社会とつながりを持ち孤立しない支援を推進します。

## 1-6-1 子ども家庭支援センターの充実

## 子ども発達支援課

## ■事業内容

地域における子育て支援の中核機関として、子育て家庭の抱える多様な相談に十分に対応できるよう、センターの専門的機能の充実を図るとともに、関係機関等との連携を強化し、子どもと子育て家庭を総合的に支援する中心的な役割を担えるようセンターの充実を図ります。

児童虐待対策については、市と子ども家庭支援センターが連携して、虐待対策ワーカーを中心に子どもの相談対応を行っているほか、児童相談所等関係機関との定例ケース会議をはじめ、個別ケース会議等に積極的に参加し、情報を共有して各関係機関との連携を強化します。毎月スーパーバイザーによる困難ケースの検討を行い、相談対応力を強化します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、事業の展開と充実を図りながら、切れ目のない子どもと家庭への支援を実現する ための連携体制の構築に努めるとともに、子育て・教育支援複合施設の中で、支援の入口とな る敷居の低い相談体制を確立します。

#### 1-6-2 新 教育支援センターの充実

#### 教育支援課

#### ■事業内容

従来の教育研究所の機能に加え、児童・生徒の社会的自立に向けた相談及び適応、学習等に関する円滑な支援を行うとともに、市の教育における新たな教育課題への対応や支援を実施する教育支援の拠点として、教育支援センター事業の充実を図ります。

### ■令和6年度までの目標

新たな体制のもと教育支援センター機能を充実させていくとともに、教育相談事業では各関係機関との連携を図りながら、円滑な引継ぎを実施する体制を整えます。

1-6-3 ①新

学校における相談支援体制の強化

子ども発達支援課 /教育支援課

#### ■事業内容

学校において、いじめや不登校など思春期の心身の健康問題や発達などについて、子どもや 保護者が気軽に相談できる専門窓口の充実を図ります。

市の専門教育相談員を各小学校に配置するとともに、スクールカウンセラーを全小中学校に配置します。

また、市や子ども家庭支援センターで相談窓口を開設するとともに、SOS カードに掲載することで、相談窓口の周知を行います。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、児童・生徒に係る相談に適切に対応しながら、市の専門教育相談員や各学校におけるスクールカウンセラー、教育支援センターのスクールソーシャルワーカー等や児童発達支援センターとの連携を密にし、個々の課題の解消に向けた支援や周知に努めます。

## 1-6-4 ひとり親家庭相談支援の充実

子ども政策課

#### ■事業内容

母子家庭等ひとり親家庭の生活上の悩みや相談に応じるため、ひとり親家庭等専門相談員及び母子・父子自立支援員による相談を実施します。また、相談窓口の周知に努めるほか、ひとり親家庭支援策の内容や利用方法について、ひとり親家庭のしおりや子育てガイドブック等により周知を図るとともに、住まい、子育て、教育、仕事、家計、養育費、面会交流など、関係機関とも連携して継続的な支援に取り組みます。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、ひとり親家庭等専門相談員と母子・父子自立支援員を中心に、相談対応と支援を 重ねながら、様々な方法で周知を行います。

#### 1-6-5 母子家庭等の自立を支援する事業等の促進 子ども政策課

## ■事業内容

ハローワークとの連携による母子・父子自立支援プログラムや、高等職業訓練促進給付金、 教育訓練給付金といった事業を周知、促進することにより、母子家庭等の自立支援を進めます。

### ■令和6年度までの目標

相談対応と支援の充実を検討しながら、ひとり親家庭等専門相談員及び母子・父子自立支援員を中心に、引き続きそれぞれの事業を展開します。

#### 1-6-6 | 母子及び父子福祉資金の貸付 | 子ども政策課

#### ■事業内容

20 歳未満の子ども等を扶養している母子家庭及び父子家庭に、入学や就学、技能習得等に必要な資金を貸し付けます。

## ■令和6年度までの目標

引き続き、制度の周知を図るとともに、円滑に事業を実施します。

## 1-6-7 ひとり親家庭ホームヘルプサービス | 子ども政策課

#### ■事業内容

離婚直後などにより、日常生活に著しく支障のあるひとり親家庭に対して、育児や日常生活の世話など必要な援助を行うホームヘルパーを派遣します。

#### ■令和6年度までの目標

必要に応じて適切にサービスが利用できるよう相談等の機会を活用し、事業の周知を図るとともに、引き続き適切に事業を実施します。

## 1-6-8 ひとり親家庭の医療費の助成 子ども政策課

#### ■事業内容

ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の健康の保持や生活の安定・ 自立、経済的負担の軽減を図ります。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、ひとり親に係る各種の支援制度と連携させながら、必要な方へ制度の周知徹底を図るなど、きめ細かい支援を実施します。

## 1-6-9 児童扶養手当・児童育成手当の支給 子ども政策課

#### ■事業内容

父母が離婚、父又は母が死亡、生死不明、1年以上の拘禁、重い障がい、保護命令が出ている、母が婚姻によらない出生等の場合、子どもが 18歳になった日の属する年度末日まで、母子・父子家庭又は養育者に対して手当を支給します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、ひとり親に係る各種の支援制度と連携させながら、必要な方へ制度の周知徹底を図るなど、きめ細かい支援を実施します。

### 1-6-10 | 就学援助費の支給 | 学校教育課

### ■事業内容

小中学校に在学する児童・生徒の保護者が経済的理由により就学が困難な場合、就学援助費 を支給します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、制度の周知を図るとともに、適切に事業を実施します。

## 1-6-11 奨学資金の支給 学校教育課

#### ■事業内容

経済的理由により修学が困難な高等学校又は高等専門学校に在学する生徒に対し、奨学資金 を支給します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、例規にのっとり適切に事業を実施します。

## 1-6-12 **ショートステイ事業の充実** 子ども発達支援課

#### ■事業内容

保護者が病気やその他の理由で一時的に児童の養育ができなくなった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に養育・保護します。

#### ■令和6年度までの目標

児童養護施設等と連携し、より利用しやすい事業について検討しながら、引き続き事業の運営・周知を行います。

#### 1-6-13 学習支援事業の推進

福祉相談課/子ども政策課

#### ■事業内容

生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業として事業を実施し、課題となっている、いわゆる子どもの貧困の問題への対応を図るとともに、関係機関と連携して、地域のボランティアなどにより、広く支援の必要な子どもに対して学習支援を行います。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、訪問型の学習支援事業を行い、生活状況等も把握しつつ、各関係機関とも積極的に連携を図りながら支援にあたるほか、ひとり親家庭の子どもへの学習支援事業を実施します。

## 1-6-14 ①新 子ども食堂の推進

子ども政策課

#### ■事業内容

市内で子ども食堂事業を実施している市民団体と連携し、子どもやその家庭の居場所を確保するとともに、必要な支援につなげます。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、市内で活動している子ども食堂と連絡協議会を中心に連携を図りながら、子ども食堂事業の運営をサポートし、事業の周知を行います。

### **1-6-15** ①新 フードバンクを通じた食料支援

福祉相談課/子ども政策課

## ■事業内容

NPO 法人フードバンク狛江が実施しているフードバンク事業を通じて、支援を必要とする子育て家庭へ食料支援を実施します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、子育て家庭への食料支援が適切に行われるよう、庁内の関係部署と連携しながら 事業の周知等の協力を通じて、NPO 法人フードバンク狛江の活動を支援します。

## 1-7 子どもや若者の居場所の確保と社会参加に向けた支援

子どもや若者の主体的な活動を支援するとともに、不登校やひきこもりなど、社会とのつながりが薄い子ども・若者が社会的な孤立に陥らないよう、現代の子どもや若者についての理解を深めながら、居場所の確保に努めます。また、青少年問題協議会や青少年委員の会議、青少年育成委員会をはじめとして、それぞれの関係機関がつながりを持ちながら活動していく中で、若者の社会参画の促進につながる支援を推進します。

## 1-7-1 居場所と遊びのニーズの把握

子ども政策課/児童育成課 /公民館

#### ■事業内容

子どもの求める居場所や過ごし方などについて、子どもたちの意見・要望の把握に努め、各 組織の活動等における、今後の取組みへと反映させます。

また、世代間の交流や既存施設の活用など、幅広い観点から、居場所や遊びの創出等についても検討します。

児童館では、来館児に対して意見箱を設置し、意見・要望を随時受け付けるほか、放課後子ども教室(KoKoA)では利用児童に対して随時聞き取りを実施し、遊具購入時などにその意見を反映します。

公民館では、連続講座を行い、子どもの居場所について考える場を提供します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、現代の子どもの求める居場所や過ごし方などを把握するとともに、既存施設の活用や遊びの創出等に反映させていきます。

#### 1-7-2 児童館・児童センターの活用

児童育成課

## ■事業内容

児童館・児童センターで中高生のための時間やスペースを確保するとともに、居場所として 中高生たちが定着し活用が図られるよう取り組みます。また、事業者との連携を図り、中高生 のためのスポーツやクッキング、キャンプ等の行事を継続的に行い、小学1年生からの継続し た利用を促進します。

また、中学校の部活動とも連携することで、中高生の居場所づくりを進めます。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、児童館・児童センターにおいて、中高生のための音楽や芸術などの魅力のある事業を実施し、居場所としての充実を図りながら、中高生の継続来館へとつなげます。

また、子どもの多様なニーズへの対応に向けた事業の整理や検討等を行うため、岩戸児童センター、和泉児童館、北部児童館の3施設で連携を図ります。

#### 1-7-3 不登校対策事業の推進

## 教育支援課

#### ■事業内容

在籍学校への復帰を目指し、長期にわたり不登校状態になっている児童・生徒に対して、教育支援センターの適応指導教室(ゆうゆう教室)で適切な指導と学習の援助を行います。

長期にわたる不登校児童・生徒に対して、ゆうゆう教室で他者との人間関係づくりを学びながら、自学・自習を基本とした一斉・個別学習を通して、学校復帰のための継続的な指導を推進します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、不登校児童・生徒の相談窓口の周知や教育相談の実施等、学校復帰に向けた取組みを推進するとともに、こども教育支援財団との連携等により、ゆうゆう教室の活動を充実させ、不登校児童・生徒に対し、社会で生きるための力を育むほか、各学校の学校復帰に向けた取組みや不登校の未然防止にもつなげます。

## 1-7-4 ゆうあいフレンド事業の推進

## 教育支援課

#### ■事業内容

不登校等の児童・生徒の家庭に主に心理学専攻の大学院生等によるゆうあいフレンド\*を派遣し、遊びなどを通して子どもの心をやわらげ、人間関係を回復し、社会適応のための自立を支援します。

支援が必要な児童・生徒やその保護者に対して、家庭と子どもの支援員による家庭訪問や学校内での支援を行います。

#### ■令和6年度までの目標

利用する児童・生徒が社会とのつながりを感じられるよう、引き続き事業を通じて支援していきます。

## 1-7-5 子ども・若者の居場所の確保

## 子ども政策課

#### ■事業内容

ひきこもり等の子ども・若者の日常の居場所や体験の場の提供等を行うホワイトパレットの活動を支援するなど、社会とのつながりが薄く、孤立しがちな子どもや若者たちが支援や相談とのつながりが持てるよう、その居場所を確保します。

## ■令和6年度までの目標

子どもや若者にとって、公民館、図書館、地域センター、地区センター、体育施設、学校施設等の公共施設が、身近で安心かつ誰もが利用しやすい居場所となるような整備と運用に努めるほか、フリースクールへの支援や連携を実施します。

#### 語句説明

※ゆうあいフレンド・・・学校やゆうゆう教室に登校していない児童・生徒の家庭を訪問して、話し相手になったり、一緒 に遊んだり、学習の手助けをしたりするなど、子どもの自発的活動を支援する相談員

## 1-7-6 青少年育成事業の支援・充実

## 子ども政策課/社会教育課

#### ■事業内容

狛江市青少年問題協議会や狛江市青少年委員の会議の運営のほか、狛江市青少年育成委員会 の活動を支援し、総合的な観点から子ども・若者の支援を推進します。

青少年育成団体に対して学校施設の使用料を免除するほか、狛江市青少年問題協議会による 青少協だよりの発行をはじめ、青少年の発表及び交流の機会の充実を図るほか、狛江すくすく コンサートや狛江市青少年委員による中高生フェスティバルなどの青少年活動推進事業を実施 します。また、青少年育成事業に関わる協議会や委員会等が協力し、一体となって子ども・若 者支援に取り組むしくみを検討します。

#### ■令和6年度までの目標

青少年育成団体に対する学校施設の使用料の免除を継続するとともに、狛江市青少年問題協議会の運営及び狛江市青少年育成委員会と狛江市青少年委員の会議の活動を支援し、狛江すくすくコンサートや中高生フェスティバルなどの青少年活動推進事業を行うことで、中高生同士の交流機会を提供します。また、それぞれの活動が関わりを持ちながら継続できるようなしくみづくりを検討します。

## 1-7-7 子ども・若者の意見の取り入れと主体的な活動の支援

## 子ども政策課

#### ■事業内容

子ども・若者自身の意志や意欲を尊重しながら、自主的・主体的な活動や社会参画を促進するため、意見表明の場の提供や意見を取り入れる工夫を施し、子ども・若者の主体的な活動を支援するほか、狛江市青少年育成委員会の活動を支援し、自主企画事業など子ども・若者の主体的な活動を促進するとともに、その意見表明の場を提供します。

#### ■令和6年度までの目標

子どもや若者の意志や意欲を尊重し、自主的・主体的な活動を促進し、子ども・若者支援施策への反映を図るとともに、より子ども・若者の意見を柔軟に取り入れることができる工夫や、青少年会議などの事業を、より一貫性のあるものにできるよう検討します。また、子ども・若者による自主的・主体的な活動の実現を図るため、狛江市青少年育成委員会など、協力団体との連携調整など、適切な支援を行います。

## 1-7-8 岩者に係る相談支援の充実

福祉相談課/子ども政策課 /関係各課

#### ■事業内容

様々な困難、悩みを抱えた若者に対する支援窓口を明確化し、迅速かつ適切な支援の提供を 図ります。

#### ■令和6年度までの目標

様々な課題を抱えた若者とその家族に対する支援窓口の情報をまとめた若者支援ガイドを配布するとともに、地域若者サポートステーション等の支援内容に応じた関係機関による相談や就学に向けた支援につなげていきます。

## 1-7-9 社会参加に向けた準備の支援 子ども政策課

#### ■事業内容

社会とのつながりが薄く、孤立しがちな子どもや若者たちの社会参画の促進につなげるため、 社会復帰に向けた活動ができるよう、周囲の理解促進のための啓発活動や、社会参加のきっか けとするために必要な情報を提供するなど、必要な支援を行います。

#### ■令和6年度までの目標

子ども・若者の社会参加機会の創出として、近隣や地域にある NPO 法人や市民団体などの地域にある社会資源と連携し、効果的な施策や事業の柔軟な展開を図りながら、社会参加のきっかけを創るイベントなどを開催します。

## 1-7-10 ひきこもり支援の推進

福祉相談課/子ども政策課

#### ■事業内容

東京都が実施する「ひきこもりサポートネット」や市内及び近隣の関係機関との情報共有と 連携を通して、様々な課題を抱えた若者について状況把握や適切な支援を実施します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、近隣の NPO 法人と連携し、若者自立支援事業の充実を図りながら、「ひきこもりサポートネット」の周知を行います。

## 1-7-11 子ども・若者支援地域協議会の設置 子ども政策課

#### ■事業内容

困難や悩みを有する子ども・若者に対する支援の効果的かつ円滑な実施を図るための協議会を設置します。

#### ■ 令和6年度までの目標

現状を把握するために実施した調査結果を踏まえ、協議会の構成員や支援調整機関などについて狛江の若者支援の状況を踏まえつつ、若者支援の中核の一部となるよう、設置に向けた検討を進めます。

## 1-8 子どもの人権擁護

すべての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障されるよう、地域における子どもの人権擁護に係る意識の醸成に努めるとともに、児童虐待の早期発見・早期対応を行うため、学校を含む関係機関との連携による児童虐待防止ネットワークを強化します。

1-8-1

相談・カウンセリング事業の推進

子ども発達支援課 /教育支援課

#### ■事業内容

要保護児童対策地域協議会である狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議を中心として、各関係機関との連携強化等を図るとともに、子ども自身が気軽に相談できるよう、相談窓口等の情報を提供します。

子ども家庭支援センターや子ども発達支援課で、いじめ、不登校、虐待等の相談に対応します。また、相談先を記載した SOS カードを小中学生に配布するほか、市の専門教育相談員を各小学校に、東京都のスクールカウンセラーを全小中学校にそれぞれ配置します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議を中心とした関係機関の連携のもと、児童・生徒に係る相談に対し適切に対応していくほか、市の専門教育相談員、各学校におけるスクールカウンセラー、教育支援センターのスクールソーシャルワーカー等との連携を密にし、個々の課題の解消に向け支援します。

## 1-8-2 児童虐待

児童虐待防止に向けた周知・啓発と関係機関 の連携

子ども発達支援課

#### ■事業内容

広報への掲載やリーフレット配布、講演会等を通し、児童虐待防止に関する知識の普及・啓発を図るとともに、児童虐待防止推進月間(11月)に、市役所2階ロビーにてパネル展示を行い、オリジナルグッズの作成・配布やオレンジリボン\*ピンバッジを着用することで、児童虐待の普及・啓発を行います。

あらゆる子どもと家庭の相談に対して、的確かつ迅速に対応できるよう、子ども家庭支援センターを中心とした子育て相談ネットワークを構築します。

狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議の中で、中学校区域の実務担当者による事例検討会議を開催し、関係機関の連携強化を図り、子育てひろば事業では子ども家庭支援ワーカーによる相談対応を行います。

また、児童館の相談員と子ども家庭支援センターやファミリー・サポート・センターのアドバイザーとの連携を図り、連動した相談ケースにも対応します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、市民への周知・啓発活動を継続するとともに、狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議に加え、子育て・教育支援複合施設などの関係機関との連携体制を整備します。

また、体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解の促進に向け、子ども家庭支援センターや保育園、幼稚園、学校等の施設のほか、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問等の機会も活用し、普及啓発活動を行います。

#### 語句説明

※オレンジリボン・・・子ども虐待防止のシンボルマーク



## 1-8-3 社会的養護に関わる人材の確保、育成 子ども発達支援課

#### ■事業内容

養育家庭「ほっとファミリー」や施設養護等の社会的養護について市民に周知し、意識啓発 を図るとともに、子どもを養育する人材の育成を推進します。

養育家庭学習会や体験発表会を開催するほか、市役所ロビー展示や市民まつりでのリーフレット配布、関係機関へのポスター掲示等による周知を行います。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、養育家庭学習会・体験発表会の実施等を通じて、制度の周知に努めるとともに、社会的養護に関わる活動を支援します。

1-8-4 子どもの権利条約の普及啓発 児童育成課 /子ども発達支援課/指導室

#### ■事業内容

子どもの権利を尊重し、擁護する意識を醸成するため、子どもの権利条約について、市民や 児童関連事業の従事者等に周知を図ります。

また、教員向けの人権教育研修を実施し、教員の意識向上に努めます。さらに、各学校の校長・副校長で構成する狛江市人権教育推進委員会において、人権教育指導資料を作成します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、市民や関係者の意識の醸成を図りながら、子どもがいじめを「しない」「させない」「見逃さない」ことの重要性を十分に認識できるように、それぞれの取組みの質をさらに高め、子どもがより安心して過ごすことができるように普及啓発を行います。

また、保育園では、子どもの権利を尊重・擁護した保育方針に基づく保育を継続します。

## 1-8-5 DV 等への相談支援の充実 子ども政策課

## ■事業内容

DV に関して、生活不安や社会からの孤立など様々な悩みや不安を持つ親に対する支援を行います。

婦人相談員による DV を含めた母子等の生活等に係る相談を行い、必要に応じて一時保護施設や母子生活支援施設と連携し、その経済的自立と生活の安定に向けた支援を行います。

### ■令和6年度までの目標

引き続き、婦人相談員を中心に、関係機関と連携しながら、それぞれの家庭に寄り添った対応を図ります。

## 1-8-6 スクールソーシャルワーカーの活動推進 教育支援課

#### ■事業内容

教育支援センターに配置するスクールソーシャルワーカーが、学校では対応しきれない子どもの生活上の課題への対応に向けて、家庭のほか外部の関係機関へのコーディネートを行います。

狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議の実務担当者会議で、スクールソーシャルワーカー の活動について関係機関に周知します。

#### ■令和6年度までの目標

スクールソーシャルワーカーの生活指導主任会及び不登校教育相談対策委員会、スクールカウンセラー連絡協議会等の参加により、学校及び関係機関との連携をより密に行うとともに、スクールソーシャルワーカーの活用について学校に引き続き周知します。

## 1-8-7 子どもたちが意見・要望を出せる場の提供 子ども政策課/指導室

#### ■事業内容

子どもが社会の一員としての自覚を培うため、子ども議会を開催し、子どもの意見や要望を まちづくりに反映できるような場を提供します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、子どもが議会や行政のしくみを学び、意見や要望をまちづくりに反映できる場として子ども議会を開催し、当日の様子を撮影した DVD 等を協力校へ提供して共有します。

また、子ども議会が小学校社会科における政治の働きに関する学習と関連付けがなされ、効果的に実施されるよう各学校に助言していきます。

## 1-8-8 児童館・児童センターの運営への子どもの参画 児童育成課

#### ■事業内容

子どもたちが児童館の運営や事業に企画・立案段階から参画するために、子どもたちが容易に意見を出せる環境づくりと、それらの意見等が反映されるよう、各組織活動等で子どもたちの意見・要望を把握し、年間事業計画に反映します。

また、中高生活動では、中高生が自ら企画・運営を行う取組みを進めます。

## ■令和6年度までの目標

引き続き、児童館・児童センターにおいて、意見箱の設置などを通じ、子どもたちの声を聞き、企画・立案を年間計画に反映させて居場所づくりの促進を図ります。

## 基本目標2 すべての親が安心して子どもを産み育てられる環境づくり

## 2-1 産前・産後の支援と父親の育児参加の促進

子どもの健やかな成長のためには、親が心身ともに健康であることが大切であり、妊娠期からの支援は、出産後の親子の安定した生活につながります。また、特に産前・産後については不安も多く、SNS等に溢れている様々な情報で不安が助長しないよう母親、父親ともに正しい知識を持つことが重要です。

正しい知識を持ち、安心して妊娠・出産・育児に臨めるよう、母親だけではなく父親も含めた学習機会の充実を図りながら、男性の育児参加や地域活動への参加を支援します。

## 2-1-1 ①新 妊婦面談の充実

## 健康推進課

#### ■事業内容

妊婦面談事業(ゆりかご狛江)により、妊娠期から保健師と関わりを持つことで、妊娠期から出産後までのサポートをし、母子の心身の健康などに寄与します。

#### ■令和6年度までの目標

妊娠期からの保健師とのつながりを支援の足がかりとするため、関係機関と連携していきます。また、全数面接を目指し、妊娠届提出の機会を活用するなどして事業の周知を推進します。

## 2-1-2 妊婦健診の充実

## 健康推進課

#### ■事業内容

妊婦の健康管理に努め、妊産婦及び乳児の死亡率低下を図るとともに、流・早産、妊娠高血 圧症候群、胎児の発育遅延等の母と子の障がいを予防するため、妊婦健診受診票により 14 回ま での妊婦健診費用の助成を行います。

また、助産院や都外医療機関で妊婦健診を受け、妊婦健診受診票を使用できなかった妊婦に対して、受診費の助成も行います。

## ■令和6年度までの目標

引き続き、妊婦面談等の様々な機会を活用しながら、妊婦健診の必要性の周知や助成制度を含めた情報提供・案内をし、妊婦健診が十分に受けられるようにします。

## 2-1-3 新 産後ケアの検討

#### 健康推進課

#### ■事業内容

出産後、育児等に不安を抱える母親に対して、心身のケアや子育てに関する相談や指導を行い、出産後の母親にかかる様々な負担の軽減を図ります。

## ■令和6年度までの目標

産後ケア事業の実施に向けて、検討を行います。

#### 2-1-4 ママパパ学級の開催

健康推進課

#### ■事業内容

妊娠中の女性とパートナーを対象として、妊娠、出産、育児、栄養などについて正しい知識を持ち、健康の保持・増進が図れるよう、ママパパ学級を実施します。

#### ■令和6年度までの目標

第1子妊娠中の女性とパートナーに対し、安心して妊娠生活を送り、出産、育児に望めるよう正しい知識の普及を行い、孤立しがちな母親同士の仲間づくりの場とするほか、妊婦や産婦の心と体の変化や赤ちゃんの泣きへの対応も含め、かつ父親の育児参加を促すために父親向けのプログラム内容を積極的に取り入れます。

また、参加者のニーズに合わせたプログラム内容の充実を図れるよう、アンケートを実施します。

## 2-1-5 父親向け啓発冊子の配布

子ども政策課

#### ■事業内容

男性の育児参加と家族間のコミュニケーションを促進するため、育児に必要な知識や心構えから、実践面までの情報をわかりやすく伝えていけるよう父親向け啓発冊子の配布を行います。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、父親向け啓発冊子の配布により、父親の育児参加と家族間のコミュニケーションの促進を図ります。

## 2-1-6 男性の地域活動への参加の推進

子ども政策課/児童育成課

#### ■事業内容

男性の育児参加を促進するため、関係機関・団体と協力して、学習機会の提供を図るとともに、地域活動への男性の参加を促進します。

父子を対象に、父親と子どもが触れ合えるような内容の子育て講座を開催するほか、児童館では、父子参加企画やファミリーデーを実施し、特に父親の参加を積極的に促すようなプログラムを継続して企画します。

#### ■令和6年度までの目標

児童館・児童センターでの父子参加企画やファミリーデーの実施、パパ向けのノーバディーズ・パーフェクト・プログラムなど、父親の参加を積極的に促すようなプログラムを継続して企画、実施するとともに、その交流が継続していくようなしくみづくりを検討します。

## 2-1-7 専門職による相談の実施

健康推進課

#### ■事業内容

育児や栄養、運動などについて、子どもの健康な生活習慣の確立と育児不安の解消のため、 保健師や心理士等の専門職が育児相談を実施します。

また、妊娠期から産後の育児を通し、不安やストレスを感じている妊婦や母親を対象に「ママの気持ち」相談を行います。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、参加者のニーズに合わせた内容や開催回数、開催方法などを検討し充実させていきます。

#### 2-1-8 母子訪問指導の実施

健康推進課

#### ■事業内容

すこやか訪問指導(妊産婦・新生児)とその前後で必要とされる妊産婦、乳幼児の家庭を保健師等が訪問し、赤ちゃんの計測や保育の相談、母乳指導等を行います。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、母親の育児不安の解消に向け、関係機関と連携しながら事業を実施します。

## 2-1-9 育児支援ヘルパー事業の充実

子ども発達支援課

#### ■事業内容

出産前後の母親や介助者がいない家庭を支援するため、育児支援ヘルパーを派遣します。 こまえ子育てねっと、子育てガイドブック、市のホームページへの情報掲載や、子ども家庭 支援センター、子ども政策課窓口へのチラシ設置などで事業の周知をします。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、事業の周知を強化し利用家庭の拡大を見据え、円滑な事業運営を進めます。

### 2-1-10 民生委員・児童委員による家庭訪問の充実

福祉政策課/健康推進課

#### ■事業内容

保健師等と連携して、民生委員・児童委員が満1歳児のいる家庭を訪問し、支援が必要な家庭等の早期発見を目的に、必要な情報提供を行います。

#### ■令和6年度までの目標

平成 29 年度の試行実施、平成 30 年度の本格実施、平成 31 年度の振り返りを踏まえて、今後の効果的な実施方法等について、検討していきます。

#### 2-1-11 離乳食教室の開催

健康推進課

## ■事業内容

乳児の保護者を対象に毎月1回、生後5~6か月頃の離乳食教室として「離乳食教室 Step 1 |、生後7~8か月頃の離乳食教室として「離乳食教室 Step 2 | を実施します。

また、隔月1回、生後9~11か月頃の離乳食教室として、「離乳食教室 Step 3」を実施します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、参加者のニーズに合わせた内容や開催回数、開催方法などを検討し、充実させていきます。

## 2-1-12

## 多胎児を育てる家庭等への支援

健康推進課
/子ども発達支援課

#### ■事業内容

多胎児を育てる家庭等に対し、出産前後の育児不安や育児等における負担軽減に向けた支援 を行います。

### ■令和6年度までの目標

多胎児を育てる母親や妊婦のための交流会「わいわいキッズ」を引き続き実施するほか、育児支援ヘルパー事業の多胎児の利用についても利用促進に向けた周知を行います。

また、国の動向も踏まえながら、必要な取組みを検討します。

## 2-2 子育て家庭の負担の軽減に向けた相談支援の推進と環境整備

子育て家庭に生じる様々な不安や悩みは、他の家庭や支援者と共有することで、家庭の子育でに係る負担の軽減につながります。子育で家庭同士がつながることのできる仲間づくりの場や、多岐にわたる不安や悩みを相談できる窓口を設置するとともに、子育で家庭に対して、育児や子育でに関する情報を様々なかたちで提供します。

## 2-2-1 新 子どもに係る総合相談窓口の開設

子ども発達支援課

#### ■事業内容

子育て・教育支援複合施設内(子ども家庭支援センター)に総合相談窓口を開設し、相談者 のニーズに合った支援機関へつなぎます。

#### ■令和6年度までの目標

総合相談窓口の円滑な運営を行い、相談者のニーズに合った支援につなげるとともに、関係 機関とのつながりを構築します。

#### 2-2-2

#### 専門性のある多様な相談体制の充実

健康推進課/子ども政策課 /児童育成課 /子ども発達支援課

#### ■事業内容

児童館・児童センターや子ども家庭支援センターで実施する子育てひろばのほか、保育園や 学童保育所などで、子育て中の親が気軽にいつでも相談できる場の提供や各種プログラムへの 参加から相談へつながる機会を設けるほか、電話やインターネットなど、様々な手段を用いた 相談体制の確保・充実に取り組みます。

また、窓口等における相談事業を充実するため、多様な相談内容に対応できる職員体制を整備するとともに、それぞれの相談員が連携を図りながら、利用者への相談や情報提供、コーディネート機能を強化します。

## ■令和6年度までの目標

利用者支援事業(基本型・特定型・母子保健型)を実施しながら、それぞれの相談員の連携のしくみを構築するとともに、各相談窓口の専門性の向上のため、相談員のスキルアップを図ります。

#### 2-2-3 養育支援訪問事業の充実

子ども発達支援課

#### ■事業内容

こんにちは赤ちゃん事業等により、養育支援が特に必要であると判断した家庭に、保健師、 ヘルパー等が訪問して、養育に関する指導、助言、サービス等により、当該家庭の適切な養育 を推進し、虐待の予防や早期発見等につなげます。

子ども家庭支援ネットワークで健康推進課等と情報を共有し、必要な家庭への家庭訪問等による育児や健康に関する専門相談支援や各種サービスの情報提供、育児支援ヘルパーの派遣等の支援を行います。

#### ■令和6年度までの目標

子ども家庭支援センターを中心に、関係機関との連携による充実した支援を目指します。

## 2-2-4 新

## 多様な媒体による情報提供と双方向コミュニ ケーションの推進

## 子ども政策課

#### ■事業内容

リアルタイムで情報が得られるように、4つの子育てサイトや SNS を活用し、子育てに関する情報提供を行います。

子育てガイドブックに掲載されている情報も含め必要な情報を WEB 媒体で発信しながら、 子育て世代の市民が執筆・編集する「こまえスマイルぴーれ」も運営します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、様々な媒体を利用し、子育て家庭のニーズに合った情報の提供に努めるほか、子育て支援アプリの検討を進め、家事負担や行政手続きに係る負担の軽減を図るとともに、子育て家庭とのコミュニケーションツールとして、市と子育て家庭の関係性の向上を図ります。

#### 2-2-5

## 身近な交流の場の提供

# 子ども政策課/児童育成課/子ども発達支援課

#### ■事業内容

児童館・児童センターや保育園等の機能のほか民間団体等の活力を活かして、地域で子育て中の親子等の交流や子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育てひろばやつどいの広場事業を推進するとともに、既存の地域施設の活用や多様な媒体を用いて、身近な地域で子育て中の親等が交流し、子育てについて、誰でも気軽に情報交換のできる場づくりを進めます。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、地域の施設で実施する子育てひろば等を中心に、気軽な相談や情報交換の場を設けるとともに、空き家等を活用した子育て家庭同士や子育て家庭と地域がつながることのできる場も検討します。

## 2-2-6 就労支援情報の提供の促進

## 地域活性課

#### ■事業内容

子育て家庭の経済的な自立支援に向け、ハローワーク府中や東京しごとセンター多摩との連携等による就業情報の提供を進めます。

各種就業情報の提供のほか、ハローワーク府中と共催で就職支援セミナーの開催や東京しごとセンター多摩と共催して、模擬面接も行います。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き各種就業情報の提供と事業の周知を行っていくほか、ハローワーク府中と共催で若者向け就職支援セミナーを行います。

## 2-2-7 新 アウトリーチ型情報提供の検討

## 子ども政策課

#### ■事業内容

情報があっても届きにくかったり、自らの支援につなげていくことが困難な家庭について、 支援者がそれぞれの家庭に寄り添い支援を行えるよう、アウトリーチ型の情報提供方法を検討 します。

## ■令和6年度までの目標

関係機関等も含めた地域の資源を活用し、情報が届きにくい家庭等への情報提供の具体的な方法を検討します。

#### 2-2-8

## 子育てや家庭教育に関する学びの機会の充実

健康推進課/子ども政策課 /子ども発達支援課/公民館

#### ■事業内容

子育ての視点から、母親ばかりでなく父親も含めた子育て家庭や地域の人々の学習機会を充 実させ、子育でや家庭教育に関する講座やセミナーを開催するとともに、幼稚園・保育園や小 中学校・PTA、公民館やその保育室の活用等による学びの機会を提供します。

子ども家庭支援センターでは、言語聴覚士を囲んでの学習会等を行います。

また、みんなで子育て事業として、親子の絆づくりプログラム~赤ちゃんがきた(BP)、ノー バディーズ・パーフェクト・プログラム (NP)、コモンセンスペアレンティング (CSP)、子育 て講座による学習機会を提供するほか、子育て講座では父親向けの講座も開催し、子育てに関 する学習に父親が参加する機会も提供します。

公民館では、「子育てについて考える」等の女性セミナーを開催するとともに、子育てで家に 閉じこもりがちな保護者の交流の場として、いきいき子育てルームや学習グループ事業、にこ にこ広場を開催し、子育てに関する情報交換や悩みについて、アドバイザーを交えたひと時の 居場所づくりに取り組みます。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、よりニーズに合った事業内容を検討しながら各講座等を開催し、充実させていき ます。また、子育てで家に閉じこもりがちな保護者の交流の場として、子育てに関する情報交 換や悩みを共有できる居場所づくりに取り組んでいきます。

## 2-2-9

子育て仲間づくり・子育てグループ・子育てサー健康推進課/児童育成課 ークルの育成・支援

/子ども発達支援課/公民館

## ■事業内容

子育て支援を目的として活動する市民グループや子育てグループの支援を行うとともに、母 子保健事業、子ども家庭支援センター、子育てひろば、児童館・児童センター、公民館の活用 等を通じて、子育ての仲間づくりを推進します。

また、育児不安や育児困難解消のため、母親を対象にグループミーティングを行うママンカ フェを実施するとともに、生後 1~4 か月頃の乳児と母親を対象とした交流事業として、ひよ こカフェも実施します。

#### ■令和6年度までの目標

子育て家庭同士のつながりや地域資源である市民グループや子育てグループのサポートを通 じて、育児への不安感を軽減します。また、そのサポートを通じて、支援が必要な家庭につい ても関係機関と連携して対応できる体制を整えます。

2-2-10 新	居住支援の推進	│福祉政策課
		/まちづくり推進課

#### ■事業内容

子育て家庭を含めた住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援を進めるため、狛江市居住支援協議会として、市や不動産関係団体、福祉関係団体等が協力・連携し、安心して貸してもらえるようなしくみづくり、住まいに困っている方が相談できる体制整備などを進め、入居や入居後の安定した暮らしを支援します。

#### ■令和6年度までの目標

住まい探しの相談窓口事業の推進とともに、居住支援講演会による周知を行うほか、新たな 居住支援サービスへ向けた調査及び検討を行います。

## 2-2-11 児童手当の支給 子ども政策課

#### ■事業内容

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、中学3年生までの子どもを養育している保護者等 に対して、児童手当を支給します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、制度の確実な周知及び支給を行います。

#### 男女ともに子育てに向き合うワーク・ライフ・バランスの推進 2 - 3

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組みを進めるためには、男性が積極的 に家事や育児に参加できるよう、個人における男女の役割についての意識の変革が重要であ るとともに、事業所においても子育て中の従業員等がゆとりを持ち、子育てと仕事を両立で きるような働き方に改革していく必要があります。

狛江市の地域特性も踏まえながら、市民に向けてワーク・ライフ・バランスや多様な働き 方についての普及啓発や周知、支援を行い、働き方が変わっていく社会においても男女がと もに子育てに向き合える地域社会の実現を目指します。

#### 2-3-1 男女共同参画推進計画の推進

政策室

#### ■事業内容

市民の意識実態や狛江市男女共同参画推進委員会での計画の推進に関する市長への提言等を 踏まえ、狛江市男女共同参画推進計画を推進します。

#### ■令和6年度までの目標

庁内の推進組織による計画の推進・進捗管理を行いながら、狛江市男女共同参画推進委員会 による啓発等を進め、ワーク・ライフ・バランスや狛江市における多様な働き方の実現に向け た各種取組みを進めます。

2-3-2 る周知・啓発活動

市民に向けたワーク・ライフ・バランスに関す|政策室/地域活性課 /子ども政策課

#### ■事業内容

ワーク・ライフ・バランスの推進について、狛江市男女共同参画推進計画の中で重点目標と して位置づけ、市民の意識の醸成に向けたワーク・ライフ・バランスや男女共同参画について の周知・啓発を図るため、フォーラムの開催や情報誌の発行を行うほか、子育てねっとのワー ク・ライフ・バランス専用ページによる情報提供を行います。

また、多摩3市(狛江市、小金井市、国立市)男女共同参画推進共同研究会において、3市 の市民と連携し、啓発活動を行います。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、フォーラムの開催や情報誌の発行を継続的に行うことにより、市民目線での推進 活動を行うとともに、様々な媒体を活用して必要な情報提供を行います。

## 2-3-3 事業所との協働推進

政策室/地域活性課 /子ども政策課

#### ■事業内容

子育で家庭におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、事業所との協働を進めます。 事業所向けの働き方に関する制度の紹介や周知等を通じ、市内の事業所の仕事と生活の調和 に向けた意識の醸成のほか、育児と仕事の両立についての理解を促します。

#### ■令和6年度までの目標

市内事業者への支援策等について、狛江市男女共同参画推進計画に沿って検討していくとともに、他部署や関係機関等との連携により情報提供を進めます。

また、引き続き国・都等が作成したパンフレットや冊子等を広く配布するとともに、情報提供を行い、事業所の意識啓発や理解を促進します。

## 2-3-4 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの実践 | 職員課

#### ■事業内容

特定事業主行動計画に基づき、職員の超過勤務の縮減や有給休暇、育児休業等の取得の促進、各種研修の実施など、市役所が率先して職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、職場におけるノー残業デーや絶対退庁時間の設定を行いながら、職員に対して有 給休暇や育児休業等の取得を働きかけるとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する管理職 研修や女性職員を対象としたキャリアデザイン研修を実施し、組織全体におけるワーク・ライ フ・バランスの意識の醸成を図ります。

## 2-3-5 市職員を対象とした保育実習や実地研修の充実 職員課/児童育成課

#### ■事業内容

市職員の保育実習や実地研修として、保育園等における子どもとの関わりを体験することで、 ワーク・ライフ・バランスの理解促進と意識の醸成を図ります。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、市職員を対象に、保育実習や保育園をはじめとした児童福祉施設における実地研修を実施します。

### 基本目標3 地域で支える・地域がつながる子育ての環境づくり

### 3-1 子どもが安全に育つ環境の充実と基盤整備

近年、地域における人間関係の希薄化や核家族化、共働き世帯の増加など、それぞれの家庭が孤立しやすい社会環境の中で、あらためて地域づくりや共助、協働といった視点で子育てを考え、実践していく必要性が高くなっています。

子どもたちの健全な育ちと子育て家庭への支援のため、子ども家庭支援センターをはじめ、 子育てを支援する施設の機能を充実させるとともに、地域住民の相互交流を活発にし、誰も が参加しやすい地域活動の充実を推進します。

また、子どもの遊び場となる公園や児童遊園等の整備や通学路の安全確保等を進めるとともに、地域の見守り活動等を充実させ、安心・安全なまちづくりに向けた地域ぐるみの取組みを推進します。

#### 3-1-1 市民に親しまれる公園・児童遊園の整備 環境政策課

#### ■事業内容

子どもたちが屋外で安心して、のびのびと遊ぶことができ、親子で憩い・ふれあうことができる公園・児童遊園を設置・管理し、地域の交流の場としての利用も図ります。また、子どもや利用者の目線に立ち、ニーズに応える整備に努めます。

#### ■令和6年度までの目標

地域住民が主体となり管理された公園・児童遊園を増やせるよう、アドプト制度\*を推進していきます。

また、緑の基本計画に基づき、子どもたちが安心して自由にのびのびと活動でき、緑と水辺に触れ合えるような公園となるよう整備や維持管理、機能分担を進めます。

#### 3-1-2 歩道整備と幅員の確保

道路交通課/整備課

#### ■事業内容

ベビーカーなどを利用する乳幼児の保護者や通学中の子どもたちが安全に移動できるように、歩道整備や歩道上の障がい物である放置自転車等の撤去などを実施します。

狛江駅や和泉多摩川駅、喜多見駅周辺の放置自転車や原動機付自転車の撤去を行うとともに、 自転車等の放置ゼロを目指して、駅周辺の見回り業務を強化します。

### ■令和6年度までの目標

狛江市交通安全計画に基づき、交通事故の着実な減少と交通災害の防止を図り、「交通死亡事故ゼロ」を目指します。

また、都市計画道路の整備や八幡通り整備基本計画などに基づき、歩道整備を進めていきます。

#### 語句説明

※アドプト制度・・・市が行っていた道路や公園等公共施設の一部区域の維持管理を、市民団体や企業等の団体が行う制度

### 3-1-3

### 公共施設やその周辺のユニバーサルデザイン|施設課/福祉政策課 化の推進

/子ども政策課/関係各課

#### ■事業内容

多くの市民が利用する公共施設やその周辺について、だれでもトイレの設置や赤ちゃんふら っとの増設など、子育て家庭が利用しやすいユニバーサルデザインを考慮した環境整備を推進 します。

また、狛江市福祉基本条例及び狛江市福祉基本条例施行規則に基づく、公共的建築物の福祉 環境整備基準への適合遵守の指導等や、公共施設の環境設備・ユニバーサルデザイン設置指針 及び整備プログラムの設置指針に基づき、公共施設の工事を進めます。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、トイレの環境整備や赤ちゃんふらっとの増設など施設の整備を検討していくほか、 道路と公園を含む公共施設の新設・改修時には、ユニバーサルデザインを考慮した環境整備を 推進します。

また、公共的建築物の福祉環境整備基準への適合遵守の指導等を行います。

#### 3-1-4

#### 通学路の安全対策の推進

児童育成課/道路交通課 /整備課/学校教育課

#### ■事業内容

狛江市通学路交通安全対策プログラムに基づき、学校だけでなく学童クラブや保育園、幼稚 園等の関係機関と連携し、デジタル地図を活用しながら、通学路の点検と安全対策を着実かつ 効果的に推進します。

また、通学路の安全確保のため、路側帯のカラー舗装等の対策を推進します。

### ■令和6年度までの目標

引き続き、学校や児童関連施設との連携を図りながら、通学路の点検及び交通安全対策の推 進と通学路の安全確保のために、防犯カメラの設置や路側帯カラー舗装化等の安全対策を推進 していきます。

#### 3-1-5 交通安全施設の設置の推進

道路交通課

#### ■事業内容

学校や PTA 等からの要望を踏まえ、カーブミラーの設置のほか、道路区画線、交差点点滅鋲、 注意看板を設置します。

### ■令和6年度までの目標

引き続き、状況把握に努めながら、交通安全施設の適切な設置を推進していきます。

### 3-1-6 ユニバーサルデザインの啓発の推進 福祉政策課

### ■事業内容

まちづくりに関する基本がユニバーサルデザインであることを念頭に新築や増築、大規模改修等の届出のあった公共施設や共同住宅、店舗等に対して、狛江市福祉基本条例に基づき福祉環境整備基準への適合遵守の指導及び適合努力の要望を行います。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、新築や増築、大規模改修等の届出のあった公共施設や共同住宅、店舗等に対して、適合遵守の指導及び適合努力の要望を行います。

また、民間施設等のユニバーサルデザインに基づく設備の促進を図るため、福祉環境整備基準適合証(やさしさマーク)の取得促進や、みんなにやさしい生活空間づくり推進事業補助金の活用等を通じて、子育て世代をはじめとしたすべての市民にとって利用しやすい施設の整備を推進します。

# 3-1-7 防犯パトロール活動の推進 安心安全課/学校教育課 / 指導室

#### ■事業内容

子どもの安全確保と健全育成のため、防犯ボランティア等と連携し、市内における防犯パトロール活動を推進します。

夜間などの時間帯に、調布地区防犯協会狛江支部連合会(以下「防犯協会」という。)による 青色回転灯搭載車でのパトロールを実施しているほか、PTA や保護者、地域住民等による学校 安全ボランティアが校内・学区内巡回や通学時等の子どもたちの見守りを実施します。

全小中学校では、セーフティ教室を実施し、児童・生徒に防犯教育や安全教育を行うとともに、保護者、地域、関係機関との連携や東京都通学路防犯設備整備補助金を活用し、通学路に防犯カメラを設置することで、地域における子どもの見守り活動を補完し、犯罪抑止を図ります。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、市内における防犯パトロール活動を推進するほか、学校内外における見守りを徹底します。

また、交通安全及び不審者対応に係る安全指導について、生活指導主任会において情報交換・ 協議を実施します。

#### 3-1-8 こどもかけこみ 110 番活動の支援 社会教育課

#### ■事業内容

子どもの生命と安全を守るため、狛江市立学校 PTA 連合会こどもかけこみ 110 番実行委員会の活動を支援し、市内の事業所や民家などにこどもかけこみ 110 番の協力者であることを示すプレートを提示し、危険を感じた子どもの一時的な避難場所とします。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、委員会の活動を支援し、プレート設置協力者の拡大を図ります。

### 3-1-9 犯罪等に関する情報の提供

安心安全課/児童育成課 /指導室

#### ■事業内容

狛江市児童福祉施設及び教育施設等緊急連絡網のように市内関係機関の緊急連絡体制を整備し、防犯等の関係機関から受けた情報等を学校や保育所などへ速やかに配信し、各所の防犯体制を強化するとともに、市内等で発生した事件について緊急連絡網やメール等を通じて情報を提供し、市民の自主的な防犯活動を推進します。

また、こまえ安心安全情報メールにより安心安全情報を配信しているほか、2か月に一度、 安心安全情報一覧の情報チラシを作成し、町会や自治会、各地域センター等で配布します。 防犯協会や安心安全パトロール団体と会議を行い、市、警察と情報共有し、連携を図ります。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、こまえ安心安全情報メールや情報チラシ「安心安全情報一覧」、安心安全通信等による情報提供を行います。情報収集・提供にあたっては、庁内関係部署、調布警察署、防犯協会、近隣市区と緊密に連携します。

また、防犯協会による青色回転灯搭載車でのパトロールや安心安全パトロール、「ながら見守り協定」の拡充など、地域による見守りを推進します。

### 3-1-10

### 子どもの意識啓発

健康推進課/子ども政策課 /指導室

#### ■事業内容

青少年健全育成講座において、ネットトラブルやスマートフォンの適切な使い方など、現代 社会に則したテーマで市民への啓発を行います。

各小中学校では、指導計画をもと、小学3年生では体育科保健領域の「病気の予防」の中で、中学3年生では保健体育科の「健康な生活と疾病の予防」の中で喫煙、飲酒、薬物乱用の防止について学習を進めます。

また、東京都薬物乱用防止推進狛江地区協議会と連携して、中学生によるポスター及び標語の募集や市民まつりでのパネル展示及びあいとぴあセンターでのポスター・チラシによる啓発を行います。受動喫煙などのたばこの害についても、同様に啓発を行います。

#### ■令和6年度までの目標

SNS 東京ノート\*\*の活用やセーフティ教室の実施を通して、児童・生徒が自ら危険因子を避ける方法等を身につけられるようにします。

引き続き、様々な機関からの情報共有や周知を通して薬物乱用防止推進に努め、受動喫煙については、店内屋内原則禁煙に向けて、ホームページや広報などで周知を行っていきます。

#### 語句説明

※SNS 東京ノート・・・児童・生徒が SNS の利用によるいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないよう情報モラルを学習できる副教材

### 3-2 子育て家庭を温かく見守る地域づくりと地域におけるネットワークの形成

核家族化が進行し、身近に子育てを感じる機会が得られない、ヤングケアラー\*等も含め、様々な事情から困難を抱えている家庭など、孤立しがちな子育て家庭にも支援の手が届くように、地域全体で支援するような講演会やフォーラム等の啓発活動を行うとともに、個別の状況に応じたきめ細かな支援を地域単位で行うため、地域の有資格者や子育て経験者などの人材の活用を図り、地域における子育てネットワークの形成を目指します。

### 3-2-1 子ども家庭支援ネットワークの強化

子ども発達支援課/関係各課

#### ■事業内容

要保護児童対策地域協議会である狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議を中心に地域の関係機関同士の連携を強化し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応につなげます。

狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議(代表者会議・実務担当者会議)のほかにも、定例 ケース会議を開催し、定期的な情報交換を行い、実務担当者会議では、中学校区別に関係機関 を集めて事例検討も行います。

また、児童虐待防止マニュアルをもとに、学校を含む関係機関の虐待に関する知識・意識の向上や更なる連携強化を進めます。

#### ■令和6年度までの目標

関係機関や関係職員同士の連携をより深め、児童虐待の未然防止・早期発見とともに、迅速 に子どもの安全を確保するための体制を構築します。

3-2-2

#### 児童関連施設の連携強化

児童育成課 /子ども発達支援課 /教育支援課/指導室 /公民館/関係各課

#### ■事業内容

子どもの健やかな育成を目指し、学校や幼稚園、保育園、学童クラブ、あいとぴあセンター、 児童館・児童センター、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センター、 公民館、中央図書館、民生委員・児童委員等のあらゆる児童関連施設等の連携を図ります。

狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議の代表者会議や実務担当者会議等により、関係機関との連携を図ります。また、実務担当者会議の一環として、中学校区域ごとに児童関連施設関係者の会議を開催し、連携強化を推進します。

#### ■令和6年度までの目標

児童関連施設等が相互に連携しながら、円滑な情報共有に努めます。

#### 語句説明

※ヤングケアラー・・・病気や障がいなど、家族の中にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、サポートなどを強いられている子どものこと。ケアを行うことで生じる睡眠不足や疲労から学業に支障が出たり、精神的に不安定になったりすることがあるほか、自由な時間が少ないため、友達との交流が制約されるなど、成長していくうえでの課題が指摘されている。

### 3-2-3 児童関連施設における地域交流の促進 児童育成課

### ■事業内容

幼稚園や保育園、児童館・児童センター等の行事などの機会を活用し、施設を広く地域に開放して、地域の交流を促進します。

児童館・児童センターでは、児童・生徒による地域清掃やスタッフの地域活動など、地域に 根ざした場としての運営を進めます。

公私立保育園では、地域の乳幼児との交流を図ることを目的とし、園庭開放を実施します。

#### ■令和6年度までの目標

公私立保育園での園庭開放の実施、私立保育園の出前保育は実施を継続するなど、地域交流 を進めていきます。

また、幼稚園、保育園、児童館・児童センター等の行事などにおいて、広く地域に開放し交流を促進し、地域に根ざした場としての運営を進めます。

### 3-2-4 関係機関・活動団体等との情報共有

子ども政策課

#### ■事業内容

身近な地域で子どもの健全育成や子育て支援について、各関係機関や市内の子育て支援活動 団体等が各地域の実情を踏まえた情報共有を行うことで、よりきめ細かな子育て支援につなげ ます。

#### ■令和6年度までの目標

市の関係機関や地域住民を含む幅広い人たちが、気軽に交流や情報交換を行えるしくみや場の検討を行います。

### 3-2-5 講演会・フォーラム等の開催

健康推進課/子ども政策課 /子ども発達支援課

### ■事業内容

親育ちや家庭教育に関する講演会やフォーラムのほか、ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム (NP)、子育て講座、コモンセンスペアレンティング (CSP) など、子育て家庭同士が交流できる講座を開催するほか、地域の保育ボランティアの拡大のための保育ボランティア講座を開催します。

食育月間(6月)や児童虐待防止推進月間(11月)を中心に啓発活動としてポスターの掲示とチラシの配布を行い、こまバスへのポスター掲示や市役所のこまビジョンでの啓発活動も行います。

また、養育家庭普及のために、市民向けの体験発表会、実務者向けの学習会を開催するとともに、養育家庭体験発表会では児童相談所の協力のもと、養育家庭に関する相談も実施します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、子どもや子育て家庭の抱える課題や悩みに気づき、「ゆるい」つながりの中で支援につなげられるよう、子育て世代だけでなく地域の人たちや市職員への意識啓発を行います。

### 3-2-6 ファミリー・サポート・センターの充実 子ども発達支援課

#### ■事業内容

子育てを援助してほしい利用会員と援助したいサポート会員を募集し、保育園や学童クラブの送迎、預かりなどの利用会員のニーズに合うサポート会員を紹介し、子育て支援の有償ボランティア活動を推進します。

また、サポート会員の交流や研修を充実し、地域でのボランティア活動への参加等、事業内容の拡充に取り組みます。

#### ■令和6年度までの目標

利用会員のニーズに応えられるよう、引き続き、広報活動、会員募集、講習会や会員交流会の開催等を積極的に推進し、利用会員とサポート会員の増加を図ります。

また、調整事務の効率化等を図り、利用しやすい体制づくりを推進するほか、障がいのある子どもへの支援の方法など、サポート会員のより一層のスキルアップのための追加講習を実施します。

さらに、会員同士の交流や研修などを通じ、より質の高い活動やネットワークづくりを推進 します。

### 3-2-7 イクジイ養成講座等の実施 子ども政策課

#### ■事業内容

「孫育て」のみならず、地域や学校の活動に興味・関心を持ち、子育て支援に関する活動で活躍する地域人材の育成に取り組みます。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、子育て講座の内容を見直していく中で、より有効な事業となるよう検討します。

#### 3-2-8 学校における地域ふれあい事業の推進 指導室

### ■事業内容

地域の人材を教育活動に導入したり、地域の諸行事に学校が参加したり、学校の行事に地域 住民を招くなど、学校と地域との連携を強化します。

地域に開かれた学校づくりを目指し、各学校で実施する自己評価を狛江市公立学校運営連絡 協議会に説明して意見を求めます。

また、小学校では総合的な学習の時間に、多摩川や野川を教材として、身近な環境を活かした取組みを進めます。

### ■令和6年度までの目標

引き続き、学校と家庭、地域との双方向でのやり取りが行われることと、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、家庭や地域との学校の教育目標や理念の共有について、教育課程相談等の機会を活用し、各学校に助言していきます。

		地域活性課/福祉政策課 /子ども政策課/児童育成課
3-2-9	世代間・異年齢交流の促進	/子ども発達支援課
		/社会教育課/公民館
		/関係各課

#### ■事業内容

児童関連施設内での乳幼児と小中学生等との異なる世代の交流や、地域センターや公民館の 利用団体などの各種団体や高齢者団体との世代間交流を促進します。

児童館・児童センターでの中学生の乳幼児とのふれあい体験や、高校生の運営側スタッフとしてのボランティア活動などにより、世代間交流の充実へとつなげるほか、小学生クラブにおいて、子育てひろばでの保育体験や乳幼児親子を対象とした縁日ごっこなどを行います。

各地域センターでは、独自事業として夏休みの子どもを対象とした「子ども一日図書室員」を実施し、世代間の交流や地域活動への参加を促進するほか、音楽事業として親子を対象としたミニコンサートや絵手紙を通じた親子の交流を目的に「元祖☆親子絵手紙教室」を開催します。

子どもたちがスポーツを通じて体力向上と健全育成、学校、学年の枠を超えて交流すること を目的としたスポーツ教室及びスポーツ大会を開催します。

公民館では、夏休み子ども体験教室、夏休み子ども・中高生スペース、にこにこ広場、子どもの実験教室、いきいき子育てルームを開催します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、児童館・児童センターや地域センター、公民館での世代間の交流や地域の交流、 親子の交流、地域活動への参加を促進し、交流する場を提供するとともに、少年少女の体力向 上と健全育成、交流に向けたスポーツ教室及びスポーツ大会を開催します。

また、関係機関と連携しながら空き家等も活用し、地域共生社会の実現に向けた多世代交流 を通じて、様々な人たちが「ゆるく」つながり、同時に子どもたちの居場所ともなるような場 の検討を進めます。

### 3-2-10 地域活動への子どもの参画の推進 地域活性課

#### ■事業内容

地域における町会・自治会等の活動やボランティア団体等の活動への子どもの参画を促進します。

また、町会・自治会の祭礼行事では、子どもみこしやイベント等が実施されています。地域センターでは、夏休みに「子ども一日図書室員」を募集し、図書室で事務の体験活動をします。 「市民活動・生活情報誌わっこ」の誌面を通じて情報提供を図り、子どもの市民活動への自主的な参加を促進します。

#### ■令和6年度までの目標

引き続き、町会・自治会等の活動への子どもの参画を促します。

また、地域センターでは、夏休みに「子ども一日図書室員」の継続、「市民活動・生活情報誌わっこ」を通じた情報提供、周知による子どもの市民活動への自主的な参加を促進します。

#### 3-2-11 ボランティアの確保・育成

子ども政策課/児童育成課

#### ■事業内容

狛江市社会福祉協議会、PTA、民生委員・児童委員等と連携し、地域で子育てを支援するボランティアの育成を図ります。

市民自らが子育て環境づくりの担い手として、いきいきと活動できるよう、市などの公共部門による提案・発信をするとともに、市民が相互に協力して課題を解決したり、より良い子育て環境を実現するための共助型の担い手の育成のため、保育ボランティア育成講座を実施します。

児童館・児童センターでは、地域ボランティアによるイベントの実施や、中高生によるボランティア活動などの取組みを行います。

#### ■令和6年度までの目標

保育ボランティア育成講座について、内容の見直しに向けた検討を行い、今後の事業の充実 に努めます。また、児童館・児童センターでの地域ボランティアや、中高生ボランティアの活 動促進と受入れを継続します。

# 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

# 1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的 に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するととも に、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本市では、

- ①市域が狭く平坦であり、市内の移動が比較的容易であること
- ②長期的な推計では、0~11歳人口の大幅な増加は見込まれないこと
- ③保護者の就労等を考えれば、駅周辺にある教育・保育施設にニーズが集まることが予想されること
- ④施設設置場所の確保が容易ではないこと
- ⑤市内を横断する小田急線は線路が高架となっており、人や交通の流れを遮断するほど の大きな影響はないこと

を踏まえ、市全域を区域として設定するものとします。



# 2 子どもの将来人口推計

平成 31 年住民基本台帳人口に平成 27 年国勢調査の移動率を乗じて各年齢の将来人口を推計し、0 歳人口については、平成 27 年から平成 29 年の出生値平均を使用して推計した結果、平成 27 年度以降、増加傾向で推移している 0~17 歳の人口は、令和 2 年度以降も増加傾向が続く見込みで、令和 6 年度には 12.372 人となる予測となっています。



							本計	画の計画	期間	
			実績				推計			
	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
0 歳	677	711	732	676	674	695	691	692	687	688
1歳	688	699	710	763	702	679	700	696	697	692
2 歳	637	708	699	700	760	707	684	705	701	702
3 歳	637	643	690	714	708	765	712	688	710	706
4 歳	580	647	648	681	716	713	771	717	693	715
5 歳	581	582	642	646	686	718	715	773	719	696
6 歳	615	588	589	652	654	688	721	718	776	722
7歳	594	620	593	596	659	656	690	723	720	779
8歳	548	599	628	587	606	661	658	693	725	722
9 歳	537	551	601	638	595	608	663	660	695	727
10 歳	590	540	557	606	638	598	611	666	663	698
11 歳	602	594	537	562	610	641	601	614	669	667
12 歳	563	611	605	545	571	613	644	603	617	673
13 歳	602	563	617	607	554	574	616	647	606	619
14 歳	612	606	570	616	615	557	576	619	650	609
15 歳	599	620	614	577	635	633	573	594	637	670
16 歳	691	612	619	621	594	654	652	591	612	657
17 歳	629	690	621	630	621	612	674	672	609	630
合計	10,982	11,184	11,272	11,417	11,598	11,772	11,952	12,071	12,186	12,372

実績:平成27~31年住民基本台帳(各年4月1日現在)

# 3 教育・保育及び地域型保育事業

就労形態の多様化や母親の就労意向の増加等により保育を必要とする子どもが増加している状況を踏まえ、今後の狛江市における教育・保育及び地域型保育事業の「量の見込み」については、第1期計画期間中の実績値\*(入園申込み数)をもとに、東京都の子ども・子育て会議で示された「量の見込み」の速報値で得られた保育需要の変化に準拠し、狛江市における将来の児童人口の変動を見込んだうえで算出しました。なお、育児休業中や特定の保育園だけの申込み、市外の認可外施設利用者などは、この「量の見込み」から除きます。

また、特に2号認定及び3号認定の「確保の方策」については、 $3\sim5$  歳が充足されつつあることに加え、保護者の働き方や保育ニーズの多様化にも柔軟に対応していくことができるよう、新たにベビーシッターの活用を見込みます。

### ▼量の見込みの算出方法

▼里の兄込	みの昇出万法 
1 号認定	・東京都の保育サービス利用率推計の前年度からの変化率を算出する。
	・H31 の申込み割合を起点とし、変化率を各年度の申込み割合に乗じ、市の申込み割合(推計値)
2 号認定	を算出する。
	・各年度の市の申込み割合(推計値)を 3~5 歳人口に乗じる。
(教育を希望)	・入所者数を H31 の 1 号認定と 2 号認定(教育を希望)の比率で按分する。
	・東京都の保育サービス利用率推計の前年度からの変化率を算出する。
	・H31 の申込み割合を起点とし、変化率を各年度の申込み割合に乗じ、市の申込み割合(推計値)
	を算出する。
2 号認定	・各年度の市の申込み割合(推計値)を各年度の3~5歳人口に乗じ、入所申込み数の推計を算
	出する。
	・H31 の市外施設利用者等割合を入所申込み数に乗じ、市外施設利用者等の推計を算出する。
	・入所申込み数から市外施設利用者等を引き、量の見込みとする。
	・東京都の保育サービス利用率推計(3 号認定)の前年度からの変化率を算出する。
	・H31 の申込み割合を起点とし、変化率を各年度の申込み割合に乗じ、市の推計申込み割合を算
3 号認定	出する。
(0歳)	・各年度の市の申込み割合(推計値)を各年度の0歳人口に乗じ、入所申込み数の推計を算出する。
	・H31 の市外施設利用者等割合を入所申込み数に乗じ、市外施設利用者等の推計を算出する。
	・入所申込み数から市外施設利用者等を引き、量の見込みとする。
	・東京都の保育サービス利用率推計(3 号認定)の前年度からの変化率を算出する。
	・H31 の申込み割合を起点とし、変化率を各年度の申込み割合に乗じ、推計申込み割合を算出する。
3号認定	・各年度の市の申込み割合(推計値)を各年度の 1~2 歳人口に乗じ、入所申込み数の推計を算
(1~2歳)	出する。
	・H31 の市外施設利用者等割合を入所申込み数に乗じ、市外施設利用者等の推計を算出する。
	・入所申込み数から市外施設利用者等を引き、量の見込みとする。

※第1期こまえ子育で応援プランでは、子ども・子育で支援に関するニーズ調査(アンケート調査)における利用意向を用いて量の見込みを算出しましたが、特に3号認定の数値において、実績値との大幅な乖離が見られたため、今回の量の見込みの算出にあたっては、過去3年の入園申込み数をもとに算出することとします。

(単位:人)

			1号認定	2 묵	:認定	3 두	(単位:人) <del> </del> 認定
		区分			<u> </u>		
			教育を希望	教育を希望	左記以外	保育	が必要
		対象年齢		3~5 歳		0 歳	1~2 歳
	量の	)見込み①	777	175	1,108	205	701
		特定教育・保育施設 (認可保育所・認定こども園)	1	5	1,191	159	639
		確認を受けない幼稚園**	73	32	_	_	_
	Tr#n	市外幼稚園	32	20	<u>—</u>	_	_
令和2年度	確保の方策②	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育・ 事業所内保育)	_	_		8	64
. 度	2	認可外保育施設 (認証保育所·家庭福祉員)	_	_	9	18	61
		(ベビーシッター)	-	_	_	16	_
		合 計	1,0	)67	1,200	201	764
	過不	足 (②-①)	13	15	92	<b>1</b> 4	63
	量の	り見込み①	766	173	1,134	207	715
		特定教育・保育施設 (認可保育所・認定こども園)	1	15		159	639
	Tr/ra	確認を受けない幼稚園	73	32		<u>—</u>	_
		市外幼稚園	3.2	16	_	—	_
令和3年度	確保の方策②	特定地域型保育事業 (小規模保育·家庭的保育· 事業所內保育)	_	_		8	64
度	2	認可外保育施設等 (認証保育所·家庭福祉員)	_	_		18	61
		(ベビーシッター)		<del></del>	<u>—</u>	16	——————————————————————————————————————
		合 計	1,063		1,200	201	764
	過不	足 (②-①)	124		66	<b>1</b> 6	49
	量の	D見込み①	757	171	1,159	214	744
		特定教育・保育施設	1	5	1,191	159	639
		(認可保育所・認定こども園) 確認を受けない幼稚園	7:	32	_	_	<u> </u>
		市外幼稚園		12			
令和	確保		J.	L Z			
和4年度	の方策②	(小規模保育・家庭的保育・ 事業所内保育)	_	_	_	8	64
度	2	認可外保育施設等 (認証保育所・家庭福祉員)	_	_	9	18	61
		(ベビーシッター)	-	_	_	29	_
		A =1	1 0	1.059		214	764
		合 計	1,059 131		1,200	214	764

### 語句説明 —

※確認を受けない幼稚園・・・子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園

(単位:人)

			1号認定	2 号	認定	3 무	認定
		区分	1 7 恥化			3 万	心化
		<b>运</b> 页	教育を希望 教育を希望 教育を希望		左記以外	保育/	が必要
		対象年齢		3~5 歳		0 歳	1~2 歳
	量の	見込み①	733	165	1,140	215	749
		特定教育・保育施設 (認可保育所・認定こども園)	1	5	1,191	159	639
		確認を受けない幼稚園	73	32	_	_	_
	7*±	市外幼稚園	30	)2	—	_	—
令和5年度	確保の方策②	特定地域型保育事業 (小規模保育·家庭的保育· 事業所內保育)	_	_	_	8	64
度	2	認可外保育施設等 (認証保育所·家庭福祉員)	_		9	18	61
		(ベビーシッター)	_	_	—	30	—
		合 計	1,049		1,200	215	764
	過不	足 (2-1)	151		60	0	15
	量の	)見込み①	727	164	1,151	216	755
		特定教育・保育施設 (認可保育所・認定こども園)	1	5	1,191	159	639
		確認を受けない幼稚園	73	32	_	_	_
	確	市外幼稚園	29	99	—	<del></del>	—
令和6年度	唯保の方策②	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育・ 事業所内保育)	_	_		8	64
度	衆	認可外保育施設等 (認証保育所·家庭福祉員)	_	_	9	18	61
		(ベビーシッター)	_	_	_	31	_
		合 計	1,0	146	1,200	216	764
	過不	足 (2-1)	15	55	49	0	9

### ○確保の方策の考え方

認可保育所 20 か所 (令和 2 年度開設が 2 園)、認定こども園 1 か所、幼稚園 3 か所、地域型保育事業 5 か所、認証保育所 3 か所、家庭福祉員 3 人で対応します。また、現状の利用状況を踏まえ、市外の幼稚園、認可保育所、認証保育所等の利用も見込みます。

また、3 号認定について不足が生じる場合には、保育の質の担保を踏まえ、ベビーシッター利用支援事業\*での対応を見込みます。

#### 語句説明

#### ※ベビーシッター利用支援事業

・・・・保育所等の0~2歳児クラスに相当する待機児童の保護者や0歳児で保育所等への入所申込みをせず1年間の育児休業を満了した後お子さんの1歳の誕生日から復職する保護者を対象に、東京都が指定する研修を修了したベビーシッター事業者を利用する場合の利用料の一部を助成する事業

# 4 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法で定められた 13 の事業について、地域の実情に応じて市町村が実施するものです。利用実績の状況から計画期間中の量の見込みを算出します。

### (1) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育ニーズに対応するため、保育認定を受けた子どもを対象に、11時間の開所時間の始期及び終期前後に保育を行う事業です。

### \_- ▼量の見込みの算出方法 .\_\_\_\_\_\_\_

・保育施設の利用者に占める延長保育の利用者の割合の3年間の平均値を各年度の2号認定、3号認定の見込み値に乗じる。

### ▼量の見込みと確保数

(単位:人)

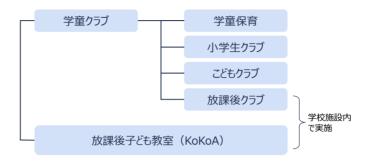
	R2年度	R3年度	R 4 年度	R5年度	R 6 年度
量の見込み(A)	1,162	1,186	1,221	1,214	1,224
確保数(B)	1,162	1,186	1,221	1,214	1,224
過不足数 (B - A)	0	0	0	0	0

### ○確保の方策の考え方

認可保育所 20 か所(公立 4 か所、私立 16 か所)で実施します。併せて、未実施の認可保育所に実施の検討を求めていきます。

### (2) 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)

保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に適切な遊びや 生活の場を提供し、健全な育成を図る事業で、狛江市では以下の事業を行っています。



### \_ ▼量の見込みの算出方法 .\_\_\_\_\_

・H29-31 の各学年の申込み者数実績をベースとした利用割合を算出し、その最大値を 各年度、各学年の推計人口に乗じる。

▼量の貝込みと確保数	(新・放課後子ども総合プランにおける量の見込み及び目標整備量)	(単位:人)
▼単切元とから唯成数	(利)以味は」とも必っノノノにのりる単ツ元以の及じっ宗作用単/	(半皿・八)

		R2年度	R3年度	R 4 年度	R5年度	R6年度
	1年生	278	292	290	314	292
	2年生	235	248	260	258	280
	3年生	186	185	195	204	203
量の見込み (A)	4 年生	76	83	82	87	91
(A)	5年生	26	27	29	29	31
	6年生	6	6	6	7	7
	合計	807	841	862	899	904
確保数(B)		770	900	890	980	980
	学童保育所	250	250	250	250	250
	小学生クラブ	180	180	180	180	180
	放課後クラブ	230	230	220	260	260
	こどもクラブ	40	40	40	40	40
	新規	70	200	200	250	250
過不足数 (B - A)		▲37	59	28	81	76
放課後子ども教室(	(KoKoA)登録見込み数	2,893	2,962	3,059	3,190	3,240

### ○確保の方策の考え方

令和2年度は、学童保育所5か所、小学生クラブ3か所、放課後クラブ6か所、こどもクラブ1か所に加え、新規学童クラブ2か所で実施します。対象児童の増加に伴い、利用希望者の増加が見込まれることから、既存施設の活用等を継続的に検討するとともに、放課後子ども教室(KoKoA)とも連携しながら小学生の放課後の居場所を確保します。

#### 新・放課後子ども総合プラン

いわゆる「小1の壁」に対応し、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童クラブの計画的な整備と放課後子ども教室(KoKoA)との連携を推進します。

- 1. 学童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
  - ⇒子ども・子育て支援事業(放課後健全育成事業)の量の見込み、確保数と同じとします。
- 2. 一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室(KoKoA)の令和5年度達成目標
  - ⇒全市立小学校で実施します。
- 3. 放課後子ども教室 (KoKoA) の令和5年度までの実施計画
  - ⇒全市立小学校で既に実施しており、今後も継続します。
- 4. 学童クラブ及び放課後子ども教室(KoKoA)の一体的な、又は連携による実施に関する 具体的な方策
  - ⇒各小学校において、プログラムの共通化などを行い、児童が分け隔てなく同じ場所で同じ活動 に自由に参加することができるよう、一体的又は連携による実施を図ります。
- 5. 小学校の余裕教室等の学童クラブ及び放課後子ども教室(KoKoA)への活用に関する 具体的な方策
  - ⇒学校施設全体を有効に活用し、放課後等の教室・校庭・体育館などを活動場所とします。学校 と協議しながら、児童が自由にのびのびと過ごせるよう活動場所を確保していきます。
- 6. 学童クラブ及び放課後子ども教室(KoKoA)の実施に係る教育委員会と福祉部局の 具体的な連携に関する方策
  - ⇒共通のプログラムを協議するなど、情報交換を図りながら事業を実施していきます。
- 7. 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
  - ⇒保護者と定期的に面談を行いながら情報共有を図り、適宜、学校や関係機関とも情報交換を行いながら、児童にとって一番良い環境を一緒に考えていきます。
- 8. 地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取組
  - ⇒学童保育所では午後 6 時 45 分まで、小学生クラブ及びこどもクラブでは午後 8 時までの開所 時間の延長を行っています。今後も利用者のニーズや社会情勢を鑑みながら開所時間の設定を 検討していきます。
- 9. 学童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
  - ⇒子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことを目的に、世代の異なる多くの大人や異年齢の 児童との交流や様々な活動・体験を通して、より人間関係を深め、自分で考え行動する力を養 えるようサポートしていきます。
- 10. 学童クラブの役割を果たす観点から、各学童クラブにおける育成・支援の内容について、 利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等
  - ⇒利用者や地域住民に育成支援の内容について周知が図られるよう、情報発信などを進めるとと もに学童クラブでの周知活動を支援していきます。
- ※この項目は、平成30年9月に国が発出した「新・放課後子ども総合プランについて(通知)」において、求められている行動計画とします。

### (3) 子育て短期支援事業 (子どもショートステイ)

保護者の疾病や仕事等の事情で子どもの養育が一時的に困難になった場合、育児不安や 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子 どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

### 

・H28~30の利用割合の平均値を各年度の0~5歳人口推計に乗じる。

#### ▼量の見込みと確保数

(単位:人日)

	R2年度	R3年度	R 4 年度	R5年度	R6年度
量の見込み(A)	54	54	54	54	53
確保数(B)	54	54	54	54	53
過不足数 (B-A)	0	0	0	0	0

### ○確保の方策の考え方

近隣自治体にある児童養護施設1か所(定員2人)への委託により実施します。

### (4) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所 を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

### 

・H28~30 における1人あたりの利用回数の平均値を各年度の 0~2 歳人口推計に乗

### ▼量の見込みと確保数

(単位:人回)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(A)	22,899	22,833	23,031	22,943	22,910
確保数(B)	22,899	22,833	23,031	22,943	22,910
過不足数 (B - A)	0	0	0	0	0

### ○確保の方策の考え方

令和2年度から、新施設での実施となる子ども家庭支援センターの子育てひろば事業の拡大を含む、市内4か所での子育てひろばを実施します。

### (5) 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業 (預かり保育)

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童(幼稚園在園児)を、幼稚園で一時的に預かる事業です。

### ┌-▼量の見込みの算出方法 -------

・H28~30 における1人あたりの平均利用回数の最大値を各年度の1号認定、2号認定の見込み値に乗じ、それぞれを合計する。

### ▼量の見込みと確保数

(単位:人日)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(A)	15,687	15,472	15,291	14,798	14,682
確保数(B)	15,687	15,472	15,291	14,798	14,682
過不足数 (B - A)	0	0	0	0	0

### ○確保の方策の考え方

幼稚園3か所、認定こども園1か所で実施します。

### (6) それ以外の一時預かり(預かり保育)

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児を、認可保育所その他の 場所で一時的に預かる事業です。

### 

- ・認可保育所: H28-30における利用割合の最大値を各年度の0~5歳人口推計に乗じる。
- ・家庭福祉員:H28-30における利用割合の平均値を各年度の0~5歳人口推計に乗じる。
- ・ファミサポ(就学前): H28-30における利用割合の平均値を各年度の0~5歳人口推計 に乗じる。

#### ▼量の見込みと確保数

(単位:人日)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(A)		4,205	4,201	4,199	4,136	4,129
確似	R数(B)	4,205	4,201	4,199	4,136	4,129
	認可保育所	3,378	3,375	3,373	3,323	3,317
	家庭福祉員	123	123	123	121	121
	ファミサポ(就学前)	704	703	703	692	691
過不足数 (B - A)		0	0	0	0	0

### ○確保の方策の考え方

認可保育所6か所(定員計20人)、家庭福祉員1人、ファミリー・サポート・センター 事業で実施します。

### (7) 病児・病後児保育事業

保護者が就労しており、子どもの病気・病気回復期に自宅での保育が困難な場合に、病 児・病後児保育施設等で一時的な保育を行う事業です。

### 

・H28-30における利用割合の平均値を各年度の0~5歳人口推計に乗じ、さらに H30に 受入不可だった割合を加えて、量の見込みとする。

### ▼量の見込みと確保数

(単位:人日)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(A)	478	478	477	470	469
確保数 (B)	478	478	477	470	469
過不足数 (B - A)	0	0	0	0	0

### ○確保の方策の考え方

病児保育室 1 か所で実施するほか、時期による需要の変動に柔軟に対応できるよう、本事業を補完する事業を検討します。

### (8) ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の保護者で、預かり等の援助を希望する者(利用会員)として、当該援助を行うことを希望する者(サポート会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。 ※ここでは、小学生の量の見込みについて算出しており、就学前児童の量の見込みについては、「(6)それ以外の一時預かり(預かり保育)」に掲載しています。

### --▼量の見込みの算出方法 ------

・低学年: H28-30における利用割合の平均値を各年度の6~8歳人口に乗じる。

・高学年: H28-30における利用割合の平均値を各年度の9~11歳人口に乗じる。

#### ▼量の見込みと確保数

(単位:人日)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
<b>豊の日∵3.7. (∧)</b>	6~8 歳	1,562	1,612	1,662	1,730	1,732
量の見込み(A)	9~11 歳	248	251	260	272	280
確保数(B)		1,810	1,863	1,922	2,002	2,012
過不足数(B – A	過不足数 (B - A)		0	0	0	0

### ○確保の方策の考え方

サポート会員を増やしていくことで対応します(平成 31 年 4 月現在のサポート会員数 246 人)。

### (9) 利用者支援事業

子どもやその保護者が、幼稚園や認可保育所等での教育・保育や一時預かり、学童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるように支援する事業です。

### ▼量の見込みと確保数

(単位:か所)

		R 2 年度	R3年度	R 4 年度	R5年度	R6年度
星の日17.7.	(基本型·特定型)	2	2	2	2	2
量の見込み	(母子保健型)	1	1	1	1	1
7±/□ ¥h	(基本型·特定型)	2	2	2	2	2
確保数	(母子保健型)	1	1	1	1	1

### ○確保の方策の考え方

引き続き、市役所窓口(特定型)及びあいとぴあセンター(母子保健型)で実施するとともに、令和2年度から子ども家庭支援センター(基本型)でも実施します。

### (10) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

保健師や助産師が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

### **--▼**量の見込みの算出方法 -----

・全戸訪問のため、当該年度の0歳児推計人口から見込む。

#### ▼量の見込み

(単位:人、世帯)

	R2年度	R3年度	R 4 年度	R5年度	R6年度
量の見込み (訪問世帯数)	695	691	692	687	688
確保数	695	691	692	687	688

### ○確保の方策の考え方

市の保健師等により実施します。

### (11) 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

### --▼量の見込みの算出方法 -----

・過去3か年の実績を発生割合とし、その平均値を0~5歳児人口に乗じる。

#### ▼量の見込み

(単位:件)

	R2年度	R3年度	R 4 年度	R5年度	R6年度
量の見込み	36	36	36	35	35
確保数	36	36	36	35	35

### ○確保の方策の考え方

市の職員や保健師、子ども家庭支援センター職員等により実施します。

#### (12) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### ┌-▼量の見込みの算出方法 ------

・1人あたりの受診回数を国が必要と認める14回とし、0歳児の将来人口推計値に乗じて算出する。なお、母数とする0歳児の児童人口は翌年の0歳児人口とする。

**▼量の見込み** (単位:人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(延べ受診者数)	9,674	9,688	9,618	9,632	9,016
確保数	9,674	9,688	9,618	9,632	9,016

### ○確保の方策の考え方

すべての契約医療機関で実施します。

### (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

無償化に伴う幼稚園(新制度未移行園)の給食費(副食費)の実費徴収による新たな保護者負担の発生を回避するため、世帯の所得状況等を勘案して、副食費実費分の全部又は一部を助成する事業です。国の制度に基づき事業を実施します。

また、認可保育所等については、市の独自事業として、多子世帯に対し一部補助を実施します。

### (14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。アドバイス等により新規事業者の参入を促すとともに、良質な保育事業者の選定などに留意していきます。

# 5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する 体制の確保

核家族化の進行や就労形態の多様化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

将来の就学前児童数は、微減で推移することが予想されていますが、幼稚園での預かり保育や認可保育所における延長保育など、多様なニーズに応じた体制の確保が求められるため、引き続き、幼稚園、認可保育所、認証保育所等の充実を図る必要があります。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要であることから、これまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供していきます。

また、幼稚園、認可保育所、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて相互の連携を強化しつつ、市全体として小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性や一貫性を確保していきます。

# 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

狛江市における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案して実施するとともに、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、都との連携や情報共有を図りながら、適切な取組みを進めていきます。



# 計画の評価・推進にあたって

# 計画を評価・推進する体制の整備

本計画の事業を効果的かつ効率的に推進していくための体制を整えます。

### (1) 子ども・子育て会議による評価と計画の推進

子ども・子育て支援法及び狛江市子ども・子育て会議条例に基づき、有識者、関係機関、 公募による市民、市職員で構成される「狛江市子ども・子育て会議」において、毎年度計画 の実施状況を点検・評価し、その結果を公開するとともに必要な措置を講じます。さらに、 地域の子ども・子育て支援に関わる事業者・各種団体組織等との連携による課題の把握、 意見交換などを行います。

また、この子ども・子育て会議に市民を加えることで、より市民の視点に立った計画の 推進に取り組みます。

### (2) 計画の推進に向けた組織体制

担当課が広くまたがっている本計画を確実に実行するためには、庁内の推進体制が重要です。引き続き、市長を本部長とする推進本部と担当部長及び関係課長による庁内委員会を設置し、全庁的な連絡・調整体制を整備したうえで、計画の推進を図っていきます。

### (3) 年次計画の策定と毎年度の評価・見直し

この計画の重点施策については、より着実に推進していく必要があるため、年次計画として整理し、子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策と併せて毎年度、施策の評価と計画の見直しを行い、PDCAサイクル\*を回していきます。

また、今後の社会の変化や国の制度改正等に伴う新たな課題に対応するための施策の変更等については、その状況に応じて、この計画の中に位置づけながら、具体的な施策事業として取り組んでいきます。



#### 語句説明

※PDCA サイクル・・・計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(action)のプロセスを順に実施し、継続的に業務を改善するマネジメントサイクルのこと

## 1 狛江市子ども・子育て会議

### (1) 子ども・子育て支援法(抜粋)

発 令:平成24年8月22日号外法律第65号 最終改正:令和元年5月17日号外法律第7号

(市町村等における合議制の機関)

- 第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議 会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理 すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理 すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し 必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、 市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を 処理すること。
- 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関 し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合 に準用する。

### (2) 狛江市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 5 月 23 日条例第 22 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、狛江市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他子ども・子育て支援の推進に関し 必要な事項を処理する。

(組織)

- 第3条 会議は、委員16人以内をもって組織する。
- 2 委員は、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

### (3) 狛江市子ども・子育て会議条例施行規則

平成 25 年 5 月 24 日規則第 53 号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市子ども・子育て会議条例(平成 25 年条例第 22 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

- 第2条 条例第3条第2項に規定する委員は、次に掲げる区分にある者とする。
- (1) 識見を有する者 4名以内
- (2) 関係機関代表 5名以内
- (3) 公募による市民 4名以内
- (4) 市職員 3名以内

(部会)

- 第3条 条例第7条に規定する部会は、狛江市子ども・子育て会議(以下「会議」という。) から付託された事項について調査審議する。
- 2 部会は、前条各号に掲げる委員のうち、市長が委嘱又は任命する者をもって構成する。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める者を部会の委員に加えることができる ものとする。
- 4 部会員の任期は、会議から付託された事項について会議に報告するまでとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例第5条及び条例第6条の規定を準用する。この場合において、条例第5条及び条例第6条の中「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第4条 部会長は、部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその 意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第5条 会議の庶務は、児童青少年部子育て支援課において処理する。
- 2 部会の庶務は、第3条第1項において付託された事項を所掌する課において処理する。 (委任)
- 第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 28 年 8 月 18 日規則第 55 号)

この規則は、公布の日から施行する。

# (4)委員名簿

(敬称略、順不同)

区分		氏 名	備考
識.	見を有する者	◎熊井 利廣	杏林大学非常勤講師
識見を有する者		〇中川 信子	言語聴覚士
識	見を有する者	太田 ひろみ	杏林大学教授
識見を有する者	私立幼稚園協会代表	毛塚 敬進	狛江こだま幼稚園園長
	児童相談所	岡野 安成	世田谷児童相談所長
	小学校校長会代表	石谷 清隆	<b>狛江市立狛江第五小学校長</b>
関係機関	私立保育園代表	西岡邦子	多摩川保育園園長
	子ども家庭支援センター	日下 美惠子	子ども家庭支援センター長
	和泉児童館	加藤 麻衣	和泉児童館長
	児童青少年部長	石森 準一	児童青少年部長
行政職	教育部長	上田 智弘	教育部長
	福祉保健部長	浅見 秀雄	福祉保健部長
		渡辺 正子	公募市民
公募市民		稲葉 聡	公募市民
		豊田美由紀	公募市民
		安諸 宗忠	公募市民(令和元年11月6日まで)
		惣川 ひさえ	公募市民(令和元年 11月 28日から)
子ども・子育て会	≩議委員以外の会議参加者	櫻井 信吾	狛江市青少年問題協議会 会長

◎:会長 ○:副会長

# 2 策定経過

# (1) 狛江市子ども・子育て会議等の開催経過

## <平成 30 年度>

実施日	会議	概要
平成 30 年 5 月 31 日	第1回 子ども・子育て会議	・子どもの生活実態調査の実施について
平成 30 年 6 月 22 日~ 7 月 13 日	_	子どもの生活実態調査
平成 30 年 8月3日	第2回 子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画改定準備ニーズ調査の実施に ついて
平成 30 年 10 月 3 日	第3回 子ども・子育て会議	・こまえ子育て応援プランの改定スケジュールについて ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査調査票について
平成 30 年 10 月 26 日~ 11 月 7 日	_	子ども・子育て支援に関するニーズ調査
平成 30 年 11 月 19 日	第4回 子ども・子育て会議	・こまえ子育て応援プラン改定方針について ・子どもの生活実態調査の集計結果について
平成 30 年 11 月 27 日~ 12 月 14 日	_	若者生活実態調査
平成 31 年 2月 20 日	第5回 子ども・子育て会議	・こまえ子育て応援プラン改定方針について ・子どもの生活実態調査の結果(自由記述)について ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について

# <平成 31 年度>

実施日	会議	概要
平成 31 年 4月 25 日	第1回 子ども・子育て会議	<ul><li>・こまえ子育て応援プランの改定方針及びスケジュールについて</li><li>・こまえ子育て応援プラン主要テーマ(暫定版)について・主要テーマのミニレクチャー及びディスカッション・狛江市若者生活実態調査の結果について</li></ul>
令和元年 5月30日	第2回 子ども・子育て会議	・こまえ子育て応援プラン主要テーマ(確定版)について ・主要テーマのミニレクチャー及びディスカッション
令和元年 6月27日	第3回 子ども・子育て会議	・主要テーマのミニレクチャー及びディスカッション
令和元年	第2回 青少年問題協議会小 委員会	・こまえ子育て応援プラン(若者編)について ・主要テーマのミニレクチャー(若者編)及びディスカッ ション
7月25日	第4回 子ども・子育て会議	・主要テーマのミニレクチャー及びディスカッション ・第5回以降の子ども・子育て会議検討内容の確認及びス ケジュールについて
令和元年 8月29日	第5回 子ども・子育て会議	・こまえ子育で応援プランの骨子案について ・狛江市青少年問題協議会小委員会のディスカッションの まとめについて(報告) ・こまえママ☆パパアイデアソンの開始について(概要)
令和元年 9月30日	第6回 子ども・子育て会議	・こまえ子育て応援プラン(素案)について ・青少年問題協議会(若者支援部分)について ・こまえママ☆パパアイデアソンについて(1回目報告)
令和元年 10月31日	第7回 子ども・子育て会議	・こまえ子育て応援プランについて ・こまえママ☆パパアイデアソンについて(2回目報告)
令和元年 11 月 28 日	第8回 子ども・子育て会議	・こまえ子育て応援プラン(素案)について
令和元年 12月19日	第9回 子ども・子育て会議	・こまえ子ども・若者応援プラン(素案)について
令和2年 1月7日	第 10 回 子ども・子育て会議	・こまえ子ども・若者応援プラン(素案)について ・こまえママ☆パパアイデアソンの実施報告について

実施日	会議	概 要
令和2年 1月10日	_	計画素案を中間報告
令和2年 2月1日~ 3月2日	_	パブリックコメントの実施
令和2年 2月6日・9日	_	市民説明会
令和2年 3月13日	_	計画案を最終報告

# (2) ミニレクチャー実施経過

実施日	講師	テーマ
平成 31 年	世田谷児童相談所長 岡野 安成	「児童相談所における児童虐待の対応について」
4月25日	子ども家庭支援センター長 日下 美惠子	「狛江市における児童虐待の対応」
令和元年	杏林大学 教授 太田 ひろみ	「切れ目のない包括的な支援について」
5月30日	狛江市立狛江第五小学校長 石谷 清隆	「学校における支援へのつながりについて」
令和元年 6月27日	首都大学東京 阿部 彩 教授	「子どもの貧困について」
令和元年	狛江こだま幼稚園園長 毛塚 敬進	「子育て環境について」
7月25日	狛江市 子育て支援課長 銀林 悠	「情報発信について」
令和元年 7月25日**	認定 NPO 法人育て上げネット 執行役員 蟇田 薫	「困難を抱える子ども・若者を支える地域づくり」

※第2回狛江市青少年問題協議会小委員会で実施

# (3) こまえママ☆パパアイデアソン実施経過

実施日	参加人数	概 要
令和元年9月11日	12名	「狛江ママあるあるを教えて!」
令和元年9月28日	10名	「狛江の未来予想図をチェック 〜知ってた?狛江の未来は こうなる!?〜」
令和元年 11 月 6 日	10名	「狛江の30年後を創る ~もっと狛江が良くなるアイデアを 教えて」

登録番号(刊行物番号) H31-61

# 第2期 こまえ子ども・若者応援プラン

令和2年3月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市児童青少年部子育て支援課

狛江市和泉本町一丁目1番5号

電 話 03 (3430) 1111 (代表)

印 刷 有限会社 みやざき印刷

頒布価格 400 円